様式 1－表紙

名古屋女子大学短期大学部
自己点検・評価報告書

令和元年 6 月

目次

自己点検・評価報告書 5
1. 自己点検・評価の基礎資料 5
2. 自己点検・評価の組織と活動 15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 17
［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］ 17
［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］ 23
［テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証］ 29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 36
［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］ 36
［テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援］ 57
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 73
［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］ 73
［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］ 82
［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］ 87
［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］ 90
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 100
［テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］ 100
［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］ 102
［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］ 105

1. 自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革

本学園は、大正 4 年、越原和・越原春子により設立された名古屋女学校（本科、裁縫科、家政科）を源流とする。昭和 23 年の学制改革により、名古屋女学院中学校・同高等学校（現名古屋女子大学中学校・同高等学校）として新発足する。そして、昭和 25 年には名古屋女学院短期大学(家政科、現名古屋女子大学短期大学部)、昭和 39 年には名古屋女子大学（家政学部）を開学する。

学園訓「親切」を根幹として、個々の人格を陶冶し、かつ高い教養を身に付け、真の男女平等の実現を目指し、よき家庭人であり力強き職能人としての女性を育成するため、それぞれの時代・時期の社会的要請を受け、大学・短期大学においては学部・学科の増設・改組を経ている。現在、大学院 1 研究科、大学（家政学部 1 学科、健康科学部 2 学科、文学部 1 学科）、短期大学部（2 学科）、高等学校、中学校及び幼稚園を設置する女子総合学園である。

＜学校法人の沿革＞

大正 4（1915）年 4 月	越原和・越原春子、個人立名古屋女学校（学校法人越原学園の前身）を創立。校訓を「親切」と定める。
大正 10（1921）年 4 月	名古屋女学校を名古屋高等女学校に昇格させる。
昭和 15（1940）年 4 月	小川善三郎・小川潤三両氏の寄付金を基本として、姉妹法人財団法人名古屋市緑ヶ丘女子学園を設置し、姉妹校緑ヶ丘高等女学校（学校法人名古屋女子大学の前身）を設置する。初代学園長（学院長）越原春子就任。
昭和 21（1946）年 3 月	個人立名古屋高等女学校を、財団法人越原学園立とする。
昭和 23（1948）年 4 月	学制改革により名古屋高等女学校、緑ヶ丘高等女学校を合併して名古屋女学院高等学校、名古屋女学院中学校（現名古屋女子大学高等学校・同中学校）に改め、名古屋女学院高等学校を財団法人越原学園、名古屋女学院中学校を財団法人名古屋市緑ヶ丘女子学園が維持経営することになる。
昭和 25（1950）年 4 月	財団法人名古屋市緑ヶ丘女子学園が名古屋女学院短期大学（現名古屋女子大学短期大学部）を設置する。
昭和 26（1951）年 4 月	私立学校法の制定により、両財団法人を学校法人に組織変更する。
昭和 34（1959）年 3 月	2 代目学園長（学院長）越原公明就任。
昭和 39（1964）年 4 月	学校法人名古屋市緑ヶ丘女子学園が名古屋女子大学を設置する。 名古屋女学院短期大学を名古屋女子大学短期大学部と改称する。 名古屋女学院中学校の設置者を学校法人越原学園に変更する。
昭和 42（1967）年 4 月	名古屋女学院高等学校、同中学校を名古屋女子大学高等学校、同中学校と改称する。
昭和 46（1971）年 4 月	学校法人名古屋市緑ヶ丘女子学園が名古屋女子大学付属幼稚園を設置する。
昭和 52（1977）年 4 月	学校法人名古屋市緑ヶ丘女子学園を学校法人名古屋女子大学と改称する。
昭和 61（1986）年 12 月	3 代目学園長越原一郎就任。
平成 10（1998）年 4 月	学校法人名古屋女子大学が名古屋女子大学大学院を設置する。

平成 19（2007）年 4 月	学校法人名古屋女子大学（大学院・大学・短大・幼稚園）に、学校法人越原学園（高等学校・中学校）を合併し、同時に学校法人名古屋女子大学の法人名称を学校法人越原学園に変更する。
平成 27（2015）年 11 月	学園創立百年記念式典を挙行。

＜短期大学の沿革＞

昭和 25（1950）年 4 月	財団法人名古屋緑ヶ丘女子学園が名古屋女学院短期大学（家政科）を設置する。初代学長越原春子。
昭和 33（1958）年 4 月	名古屋女学院短期大学に専攻科を設置する。
昭和 34（1959）年 3 月	2 代目学長越原公明就任。
昭和 37（1962）年 4 月	名古屋女学院短期大学に服飾科・栄養科を設置する。
昭和 39（1964）年 4 月	名古屋女学院短期大学を名古屋女子大学短期大学部と改称する。
昭和 54（1979）年 10 月	3 代目学長廣正義就任。
昭和 57（1982）年 4 月	名古屋女子大学短期大学部に英語科を設置する。服飾科は募集停止。
平成 2（1990）年 4 月	名古屋女子大学短期大学部家政科を生活学科に名称変更し、服装学専攻・食生活専攻・生活文化専攻を設置する。
平成 3（1991）年 4 月	4 代目学長越原一郎就任。
平成 5（1993）年 4 月	名古屋女子大学短期大学部専攻科が文部省「学位授与機構」の認定を受ける。
平成 7（1995）年 4 月	名古屋女子大学短期大学部生活学科服装学専攻を服飾専攻に名称変更し、生活情報専攻を設置する。食生活専攻は募集停止。
平成 12（2000）年 4 月	名古屋女子大学短期大学部生活学科服飾専攻を服飾デザイン専攻に名称変更し、生活デザイン専攻・食生活専攻を設置する。生活文化専攻は募集停止。
平成 15（2003）年 4 月	5 代目学長柴山正就任。
平成 17（2005）年 4 月	名古屋女子大学短期大学部に保育学科を設置し、生活学科に生活創造デザイン専攻を設置する。英語科・生活学科服飾デザイン専攻・生活デザイン専攻は募集停止。
平成 19（2007）年 4 月	6 代目学長越原一郎就任。
平成 23（2011）年 4 月	栄養科は募集停止。
平成 25（2013）年 4 月	名古屋女子大学短期大学部生活学科 3 専攻を 3 コースに改編。専攻科は募集停止。
平成 27（2015）年 4 月	7 代目学長越原もゆる就任。
平成 30 年（2019）年 4 月	名古屋女子大学短期大学部に保育学科第三部を設置し、第一部・第三部とする。

（2）学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
名古屋女子大学短期大学部	名古屋市瑞穂区汐路町 3-40	300	600	504

名古屋女子大学	名古屋市瑞穂区汐路町 3-40	600	2400	2045
名古屋女子大学 大学院	名古屋市瑞穂区汐路町 3-40	6	12	2
名古屋女子大学 高等学校	名古屋市瑞穂区汐路町 4-21	400	1200	535
名古屋女子大学 中学校	名古屋市瑞穂区汐路町 4-21	100	300	183
名古屋女子大学 付属幼稚園	名古屋市天白区高宮町 401-2	69	209	188

（3）学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年 5 月 1 日現在

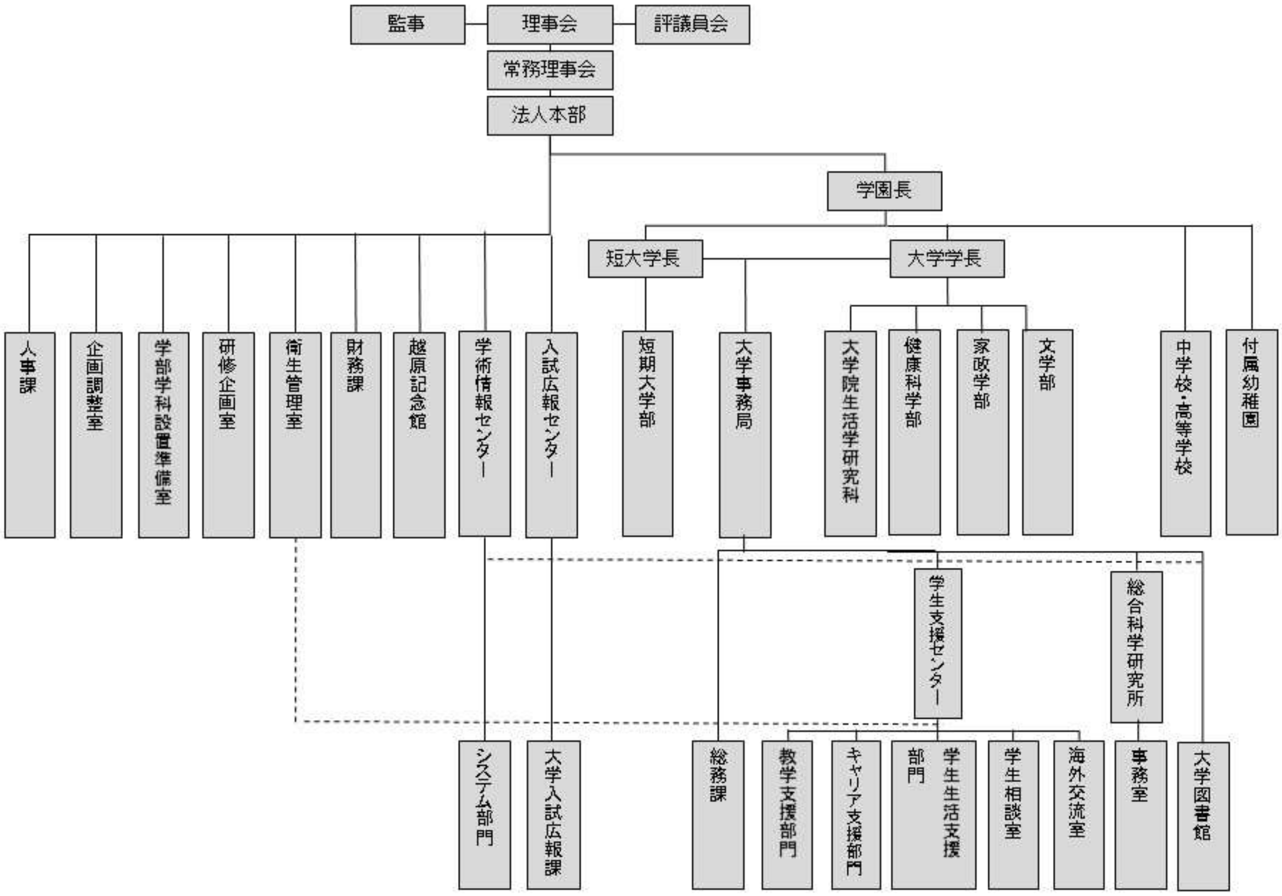

（4）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

「平成 30 年愛知県人口動向調査」によると、本学が立地する愛知県の人口数は平成 30 年 10 月 1 日現在 755 万 2,873 人と、前 1 年間で 12,274 人の増加となっている。人口増減率で見た場合、全国では 0.21％減と低下傾向であるのに対し、愛知県では 0.16％増と僅かではあるが増加している。また、「令和元度学校基本統計速報」によると、令和元年 5 月 1 日現在の県内高等学校の生徒数は 193,454 人で､前年度に比べ 3,931 人減少し､3 年連続の減少となっている。大学等進学率は全国平均 54.7％に対して 58.1％(全国第 8 位)と前年比で 0.1％減少しているが、全国平均の 54.7％と比べると 3.4 ポイント上回っている。人口減の影響は避けられない状況であるものの、短期的に見た場合は、本学への入学を取り巻く地域的な人口動向、進学状況等は比較的良好な環境にあると考えられる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度	
	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）
愛知県	226	75	250	77	213	75	207	78	212	81
岐阜県	19	7	20	6	23	8	8	3	14	5
三重県	31	10	34	11	32	12	31	12	24	9
その他	25	8	19	6	15	5	19	7	12	5
合計	301	100	323	100	283	100	265	100	262	100

［注］

□ 短期大学の実態に即して地域を区分してください。

□ この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

□ 認証評価を受ける前年度の平成 30 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学の創立者である越原春子は、本学設立時に「女性自らの努力による男女平等の実現」を謳い、そのために女性が「高い教養と職能」を身に付け、経済的に自立する必要性を唱えてきた。本学ではこの基本方針の下に一貫して女性の育成に力を注いできた結果、多くの卒業生が職能人として社会で活躍することとなり、地域社会に受け入れられている。

本県が立地する愛知県は、好調な産業状況を受けて求人状況も比較的良好であり、平成 30 年 12 月時点の有効求人倍率は 1.93 倍と、全国平均の 1.63 倍を大きく上回っており､平成30年3月末現在の県内短大卒業者の就職率も 97.6％と高い推移を保っている。こうした中、企業等においては優秀な人材の囲い込

みが行われると同時に、即戦力となる人材を求める傾向が高まっている。特に産業界との密接な繋がりを期待される生活学科に対する社会的ニーズを鑑みると、企業への就職後に役立つ知識技術等の習得はもちろんのこと、公的資格やビジネスマナーの取得等、よき職能人としての養成機関としての取り組みが期待されている。

また、保育学科に関する地域的状況をみると、本学が所在する名古屋市においては、「統計なごや Web 版」によると、平成 30 年度の保育所等利用児童数は 45,805 人で、前年度に比べ 1,417 人増加し、増加傾向は続いている。こうした状況等を背景にし、保育学科の学生は高い保育職就職率を保っているが、同時に多様な保育ニーズへの対応や保育の質の向上等、さらなる取り組みが期待されており、子育てを取り巻く地域社会からの期待も依然高いものが考えられる。

■ 地域社会の産業の状況

本学が立地する愛知県の県内総生産は、39 兆 5,593 億円（平成 27 年度）であり、東京都に次いで全国第 2 位となっている。特に、自動車に代表される製造業を中心とした産業が隆盛を誇っており、平成 30 年工業統計調査によると、愛知県の製造品出荷額等は 46 兆 9,681 億円と全国の 14.7%を占め、第 2 位の神奈川県（17 兆 956 億円）と大差をつけている。日本の主要産業が時代とともに繊維、製鉄、自動車と移り変わる中で、昭和 52 年以来 41 年連続日本一を維持していることから、愛知県は「ものづくり県」とも言われている。一方で、商業（年間販売額全国第 3 位(平成 26 年)）や農水産業（農業産出額全国第 8 位(平成 28 年)）も盛んな地域であり、バランスの取れた産業構造を形成しているのが特徴となっている。

県内総生産	39 兆 5,593 億円	全国 2 位	（平成 27 年度）
製造品出荷額等	46 兆 9,681 億円	全国 1 位	（平成 30 年）
年間販売額	35 兆 6,738 億円	全国 3 位	（平成 26 年）
農業産出額	3,154 億円	全国 8 位	（平成 28 年）

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

本学は、愛知県名古屋市瑞穂区に位置し、名古屋駅（JR・名鉄・近鉄等）から名古屋市営地下鉄桜通線にて 19 分、瑞穂区役所駅で下車、東に 300m（徒歩約 3 分）にあり、交通至便な地にある。

本学が所在する瑞穂区中部から東部へは丘陵地が続き、桜の名所として名高い山崎川が流れ、緑豊かで閑静な住宅地となっている。瑞穂区には中学・高等学校など教育施設が多く所在し、大学では本学の他に名古屋市立大学等があり、名古屋市博物館も地域文化の拠点となっている。また、本学の近くには市内随一の名古屋市瑞穂公園（総合運動公園）があり、名古屋グランパスエイトのホームスタジアム等の施設がある。このように、本学の周辺には教育・スポーツ

などの施設が整っている。

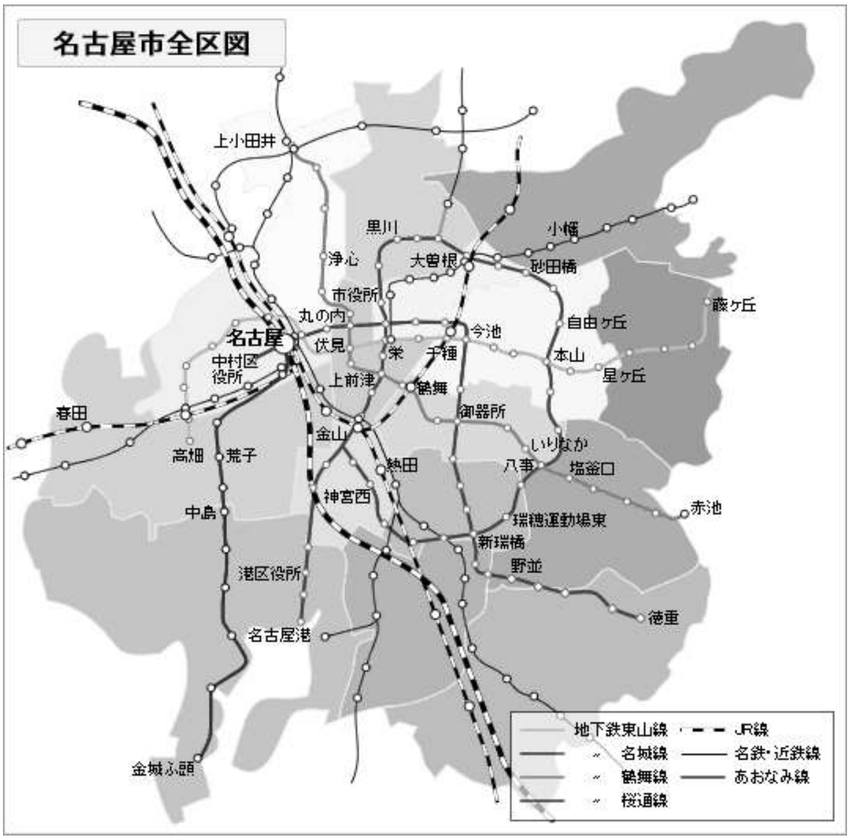

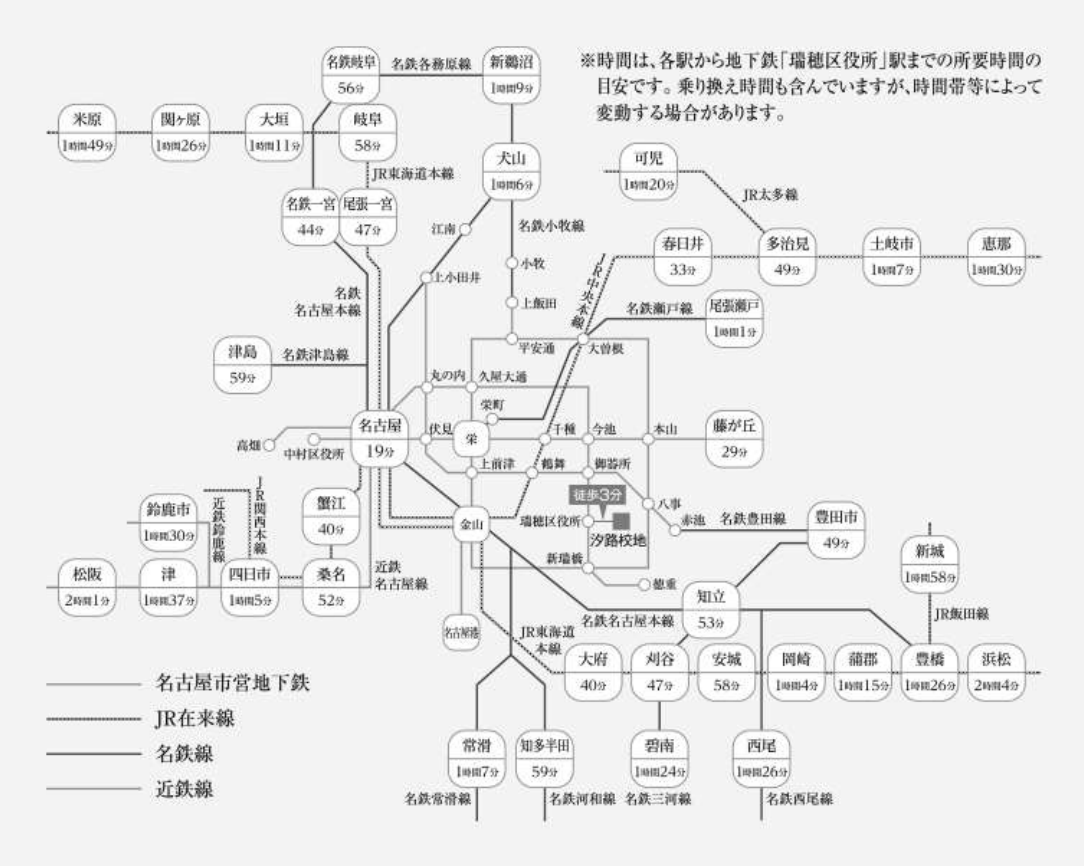

（5）課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
○短期大学全体の学習成果として、創造力・表現力・行動力・社会性・主体性の 5 分野の能力の獲得を示しているが、評価方法やカリキュラムマップとの整合性をより明確にすることが望まれる。
(b) 対策
上記の短期大学部ディプロマ・ポリシー（平成 22 年策定）は、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）等の策定及び運用のガイドライン』（平成 28 年 3 月 1 日）に沿って学園全体で見直しが図られ、5 分野の能力は現在のディプロマ・ポリシーに表現を変えて継続されている。そして、現在のディプロマ・ポリシーは評価方法やカリキュラムマップと整合性が取られており、シラバスや「履修要項」で示されている。
(c) 成果

教員は短期大学部各学科のディプロマ・ポリシーを念頭に置いて各授業科目の到達目標を定めている。そして、学生はディプロマ・ポリシーに示された学習成果を獲得するために努力している。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし。
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし。
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし。
(b) 履行状況

（6）短期大学の情報の公表について

■ 令和元年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事　項	公 表 方 法 等

<table>
<tr><td>1</td><td>大学の教育研究上の目的に関すること</td><td rowspan="12">大学 Web ページ「教育・研究情報の公開（短大）」
http://www.nagoya-wu.ac.jp/sogo/kokai/gaiyo_tan.html</td></tr>
<tr><td>2</td><td>卒業認定・学位授与の方針</td></tr>
<tr><td>3</td><td>教育課程編成・実施の方針</td></tr>
<tr><td>4</td><td>入学者受入れの方針</td></tr>
<tr><td>5</td><td>教育研究上の基本組織に関すること</td></tr>
<tr><td>6</td><td>教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</td></tr>
<tr><td>7</td><td>入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</td></tr>
<tr><td>8</td><td>授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</td></tr>
<tr><td>9</td><td>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</td></tr>
<tr><td>10</td><td>校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</td></tr>
<tr><td>11</td><td>授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</td></tr>
<tr><td>12</td><td>大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</td></tr>
</table>

② 学校法人の財務情報の公開について

事　項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	学校法人越原学園 Web ページ「財務状況」 http://www.koshihara.nagoya-wu.ac.jp/about/jigyo.html

［注］

□ 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

（7）公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

文部科学大臣の定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に基づき、「名古屋女子大学公的研究費の管理・監査体制に関する規程」を定め、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を法人本部長とし、組織として公的研究費を適正に管理するための体制を構築し、不正使用の防止についての必要な事項を定めている。また、「名古屋女子大学公的研究費の防止計画推進者の位置付け、体制及び内部監査部門との関係図」を作成し、不正防止の体制を明確化している。内部監査部門は、大学各学部及び短期大学部からそれぞれ選出された教授各１名及び法人本部財務課から組織され、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行うものとしている。

所属する全専任教育職員、事務職員、技術職員は、研究倫理教育講習として、日本学術振興会が提供する研究倫理教育講習を、着任時および３年おきに一度受講することを必須とし、修了証書および誓約書を徴収している。

研究者や事務担当者に対しては、物品購入や作業依頼申請についてのフロー図などを示して科研費執行に係る説明を行い、機関のルールを周知すると共に、研究不正防止、コンプライアンス遵守に関する説明会を、文部科学省等が提供する資料等を用いて毎年実施し、不正防止のための意識向上に努めている。

＜公的研究費の管理・監査等責任体系図＞

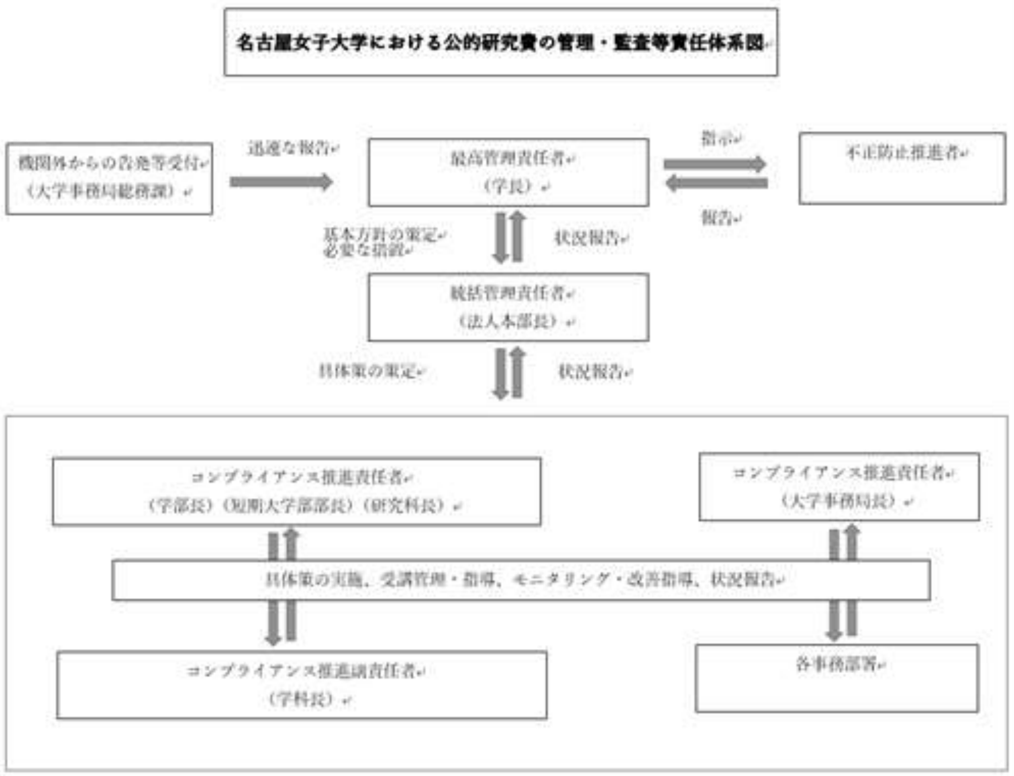

2. 自己点検・評価の組織と活動

■　自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和元年度 名古屋女子大学自己点検・自己評価委員会の構成は「名古屋女子大学自己点検・自己評価委員会規程」第 3 条（組織）、第 4 条（委員長）の規定による。同規程に基づき、名古屋女子大学自己点検・自己評価委員会はその傘下に下記の部会、関連委員会を有する。

① 名古屋女子大学 自己点検・自己評価委員会 FD 作業部会
② 名古屋女子大学 自己点検･自己評価委員会　シラバス検討作業部会
　 名古屋女子大学 第三者評価報告書作成委員会

■　自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

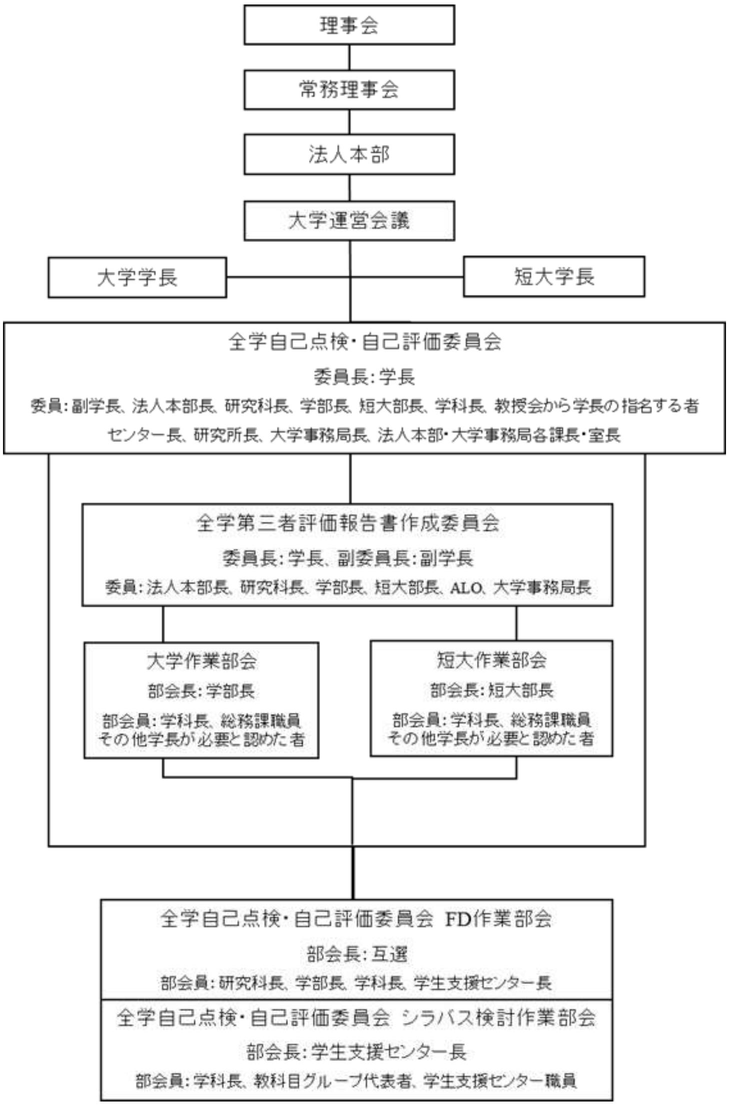

■　組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、平成6年度に「名古屋女子大学自己点検・自己評価委員会規程」を定め、名古屋女子大学自己点検・自己評価委員会を設置した。ここでは、平成11年度から「学生による授業評価アンケート」を実施しており、教員の授業改

善のための資料として活用している。評価結果は、評価項目を再検討するため休止した平成14年度を除き、各年度前期、後期に分けて継続して行い、図書館において公表している。

平成11年9月の大学設置基準改正による自己点検・自己評価結果の公表義務化と第三者による検証の努力義務化により、自己点検・自己評価委員会の下に教育活動ワーキンググループを設置し、平成13年度に自己点検・自己評価報告書をとりまとめた。それをもって大学基準協会への加盟審査を受け、承認された。

平成 20 年に財団法人短期大学基準協会に第三者評価受審の申請を行い、平成 21 年度には、「財団法人短期大学基準協会による第三者評価のための自己点検・評価報告書」を提出し、適格と認定された。平成 20 年度からは、FD 義務化にともない、自己点検・自己評価委員会及びその下に設けられた自己点検・自己評価委員会 FD 作業部会において、授業評価アンケートの結果に基づく「授業改善プログラム」を実施し、各学科にて授業参観や授業検討会を実施するなど、経常的に自己点検・評価活動が行われている。

平成 24 年度に短期大学基準協会の短期大学評価基準が大幅に改訂されたことにともない、平成 26 年度にはこの新評価基準を準用して自己点検・評価を実施し、評価結果は学外に公表した。

平成 27 年に財団法人短期大学基準協会に第三者評価受審の申請を行い、平成 28 年度には、「財団法人短期大学基準協会による第三者評価のための自己点検・評価報告書」を提出し、適格と認定された。

自己点検・自己評価委員会による授業改善及び同委員会 FD 作業部会による「FD 授業改善プログラム」も定期的に実施されており、本学では自己点検・自己評価活動を中心とした PDCA プログラムが確立され、組織として機能しているといえる。

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

＜根拠資料＞

【提出資料】

（建学の精神・教育理念についての印刷物）

1. 名古屋女子大学短期大学部学則
2. 学校法人越原学園 Web ページ
   http://www.koshihara.nagoya-wu.ac.jp
3. 平成 30 年度学園要覧
4. 2019 年度大学案内
5. 履修要項 2018
6. 初年次教育用テキスト「大学で学ぶということ」
7. 越原学舎研修によせて（学生用）
8. 越原記念館リーフレット

【備付資料】

（建学の精神・教育理念についての印刷物）

9.「越原春子日誌　美濃少女（みののおとめ）」
10.「越原春子伝　もえのぼる」
11.「建学のこころ」レポート

（創立記念、周年誌等）

該当なし

（地域・社会の各種団体との協定書等）

12. オープンカレッジのパンフレット
13. 学校法人越原学園と瑞穂区役所との包括連携協定書

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

（2）　建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

（3）　建学の精神を学内外に表明している。

（4）　建学の精神を学内において共有している。

（5）　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学は、創立以来の「学園の信条である『親切』を根幹として、個々の人格を陶冶し、かつ高い教養を身に纏ったよき家庭人であり力強き職能人としての女性を育成する」ことを建学の精神とし、またこれを教育理念として掲げている。これらのことは、名古屋女子大学短期大学部学則第 1 章第 1 条に、「教育基本法、

学校教育法にのっとり、深い専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を養うと共に、高い教養と高潔な品格を身につけた良き社会人の育成」にあると示されている。以上のことから、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

建学の精神・教育理念は学校法人越原学園 Web ページや、「学園要覧」「大学案内」などの刊行物、本学園の歴史と教育や民俗などに関する史資料の常設・企画展示を行っている越原記念館を通して一般に公表されている。学生には入学式・卒業式での学長の式辞や越原（おっぱら）学舎での新入生向けの体験型導入教育、初年次教育などの学習機会、越原記念館の巡覧を通じて周知され、理解が図られている。

学校法人越原学園 Web ページに理事長のあいさつや創立者紹介、学校法人の沿革として随所に建学の精神に関連した記述があるほか、「学園要覧」、「大学案内」などの刊行物にも記載している。

学生向けとしては、新入学生には初年次教育用テキスト「大学で学ぶということ」に掲載し配付するとともに、必修科目「建学のこころ」（越原学舎研修・2 泊 3 日、保育学科第三部は 1 日）を創立者、越原春子先生の生誕の地、岐阜県加茂郡東白川村越原（おっぱら）にある越原学舎で受講し、学園長もしくは学長によって行われる講義を通して、建学の精神、本学の教育理念・目的を学ぶ典型的な体験型導入教育を実施している。その際、創立者越原春子伝『もえのぼる』（平成 5 年刊行）及び春子日誌『美濃少女（みののおとめ）』（平成元年刊行）を全学生に配付している。また、越原学舎研修の事前準備として、越原記念館（常設展「学園の歴史」、「学生作品選抜展」）の巡覧を行っている。

なお、越原学舎研修では、建学の精神に関連付けながら、各学科の引率教員により将来設計に関する指導（キャリア教育）が行われており、研修最終日にはレポート作成が行われ、建学の精神を体得することのできる最良の機会となっている。

「建学のこころ」のシラバス（保育学科）

授業科目名	建学のこころ
担当者	遠山 佳治
授業の目的と概要	本学創設者の生家に隣接する越原学舎で学ぶことにより、学園訓「親切」の意義と建学精神を理解し、本学の教育理念・目的について認識を深める。
授業の到達目標	共同生活を通じて自己を啓発するとともに、豊かな感性と柔軟な思考力を養い、短大２年間の学習の目標を立て、その設計を確かなものとする。
授業計画	1.事前指導（担当：学科教員） 新入生オリエンテーション等において、事前指導の講義を行う。また、越原記念館の見学にて、事前学習を行う。 2.学園長（副学園長）講義 本学創設者の生家において、各種の資料を援用しながら、「親切」を学園訓として本学園を創立するに至った創設者越原春子の足跡を学び、女性の生き方について考えるとともに、学生各自のこれからの勉学の在り方を考える。 3.学科別講義・学習 （1）保育者にとって、何が重要であるのかを考え、今後の短大生活を送る計画を立てさせる。 （2）共同生活を送る中で、同じ目的意識を共有した仲間を理解しあい、

	主体的に行動する習慣を養い、さまざまな体験を通じて豊かな感性を育む。さらに「思いやり」「心づかい」ができる『福祉マインドを持った保育者』の視点を養わせる。 （保育学科では、上記の学習目標を達成させる目的で、例年グループ別の合唱発表を行っている。）
学修上の留意事項	越原研修への準備段階でも授業への主体的で積極的な参加が望まれる。また、越原学舎では共同生活を楽しく進めるとともに、自己規律の育成に努めること。
授業外学修の指示	事前に『美濃少女』『もえのぼる』「越原研修のしおり」等に目を通しておくこと。そのために、予習・復習合わせて12時間程度必要である。
成績評価基準	成績評価は授業参加の態度とレポートの総合評価による。特に、積極性、自発性、協調性と責任感を重視する。
テキスト	越原春子日誌『美濃少女』(みののおとめ)　越原一郎（編）学校法人　越原学園
参考書	
担当者の実務経験	なし

入学式、卒業式等での学長式辞及び新入生オリエンテーション期間中の短期大学部部長講話・学科長講話等は、建学の精神を主軸として組み立てられている。そして、専任教員は授業やその他日常の学生指導において、建学の精神・教育理念に基づいた指導を行っている。さらに、創立者の足跡と学園の歩みを永く記録に留めるために、越原記念館において、各種資料より建学の精神をうかがい知ることができるようになっている。

教職員向けとしては、入学式、卒業式等での学長式辞及び毎年度始めの全学始業総会における学長による訓示の中に盛り込まれるほか、越原記念館の定期巡回を行うなど、建学の精神を定期的に確認しあう機会となっている。また、新任教職員には新任教職員研修での動画視聴、創立者越原春子伝『もえのぼる』及び春子日誌『美濃少女』の配付、越原記念館の巡覧や研修レポート等により建学の精神が浸透している。

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

（2）　地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

（3）　教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-A-2の現状＞

本学では、学園訓の「親切」を根幹とし、地域・社会の方々に生涯学習の機会として、越原記念館・図書館など教育施設の一部を広く開放している。また、名古屋女子大学オープンカレッジ、公開講座などを長年にわたり開催している。

オープンカレッジは、平成12年度から開設しており、地域の方々への生涯学習の機会提供と在学生のキャリア支援のために、教養・実務、資格・検定対策など幅広い分野の講座を設けている。

（オープンカレッジ受講者の推移）

平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
前期	後期	後期	前期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
310 名	337 名	341 名	392 名	365 名	431 名	352 名	348 名	433 名	355 名
合計 647 名		合計 733 名		合計 796 名		合計 700 名		合計 788 名	

オープンカレッジの一環として、開放講座を設け、本学の正規授業の一部を学外の方に公開し、学生と一緒の教室で高等教育を実際に体験する機会を提供している。開放講座の多くは専門科目であるため、リカレント教育の場として活用されている。平成 30 年度の本学の開放講座科目は、「マルチメディアテクノロジ」「くらしとインターネット」「ユニバーサルデザイン」「児童家庭福祉」「社会福祉」「子どもの保健 1」「名古屋のモノつくり」「インターネットテクノロジ」「情報と社会」「児童家庭福祉」「保育相談支援」である。

本学は、社会人への教育支援として科目等履修生制度を設けており、科目履修を志願する人に対し、通常の授業に支障がない範囲で一部の授業科目の履修を許可し、その単位を取得可能にしている。

幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得のための特例制度は、平成 26 年度から開始し、これまでに 13 名が受講している。この特例制度は、新たに創設された「幼保連携型認定こども園」の配置職員が「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」の資格が必要になるために制度化されたものである。保育士資格または幼稚園教諭免許状を有し保育所・幼稚園等において一定の実務経験を有する者を対象として保育士資格・幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数等の特例を設ける制度である。本学では、以下の指定科目を開設している。

（保育士資格）

特別措置の履修科目名と単位数	本学での授業科目名と単位数
福祉と養護（２単位以上）	社会福祉（講義２単位）
	社会的養護（講義２単位）
相談支援（２単位以上）	家族支援論（講義２単位）
	保育相談支援（演習１単位）
保健と食と栄養（２単位以上）	子どもの保健１（講義２単位）
	子どもの保健２（講義２単位）
	子どもの食と栄養１（演習１単位）
	子どもの食と栄養２（演習１単位）
乳児保育（２単位以上）	乳児保育１（演習１単位）
	乳児保育２（演習１単位）

（幼稚園教諭免許状（一種・二種共通））

特別措置の履修科目名と単位数	本学での授業科目名と単位数

保育者・教育者論（２単位以上）	保育者・教育者論（講義２単位）
教育制度論（２単位以上）	教育制度論（講義２単位）
保育・教育課程論（１単位以上）	保育・教育課程論（講義２単位）
保育内容総論（１単位以上）	保育内容総論（演習１単位）
教育の方法と技術（１単位以上）	教育の方法と技術（講義２単位）
幼児理解の理論と方法（１単位以上）	幼児理解の理論と方法（演習１単位）

進路を考える高校生のために、本学では様々な取り組みを行っている。大学見学会は、高校からの見学依頼があれば、原則として全て受け入れている。また、進学希望の高校生に大学についての理解を深めてもらうために、本学科の教員が高校に訪問して出前授業を実施している。各高校の出前授業の要望は原則として全て受け入れている。さらに、平成 26 年度からは祝日等で通常授業が組まれる日に、通常授業を高校生に開放する取り組み「一日体験入学」を始めている。このように、高校生のキャリアデザイン形成、大学理解の一助となればとの思いから積極的に取り組んでいる。

（平成 30 年度大学見学会及び出前授業の実績）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大学見学会		2校 7名	1校 39名				4校 248名	2校 25名				1校 40名
出前授業		1校 14名	1校 13名				1校 32名	7校 125名	3校 69名		3校 42名	3校 72名

さらに、本学園の名古屋女子大学高等学校と連携して、「高大一貫コース」の生徒を対象に平成 17 年度から高大連携体験授業を行っている。高校生を大学の専門的な学びに触れさせ、生徒の進路意識の啓発を目的として実施している。各学科で実施している授業の一部を体験する内容である。高等学校の授業は 50 分授業が一般的であるため、担当する教員は、1 回 90 分の大学の授業形式において生徒の集中力が持続するような工夫を施して取り組んでいる。また、事前事後課題を出しており、その課題への取り組みは名古屋女子大学中学校高等学校図書館と連携して、パスファインダーを作成してサポートしている。このような教育が大学入学後に主体的な学びの姿勢につながることを期待している。

地域・社会の地方公共団体、企業等、教育期間及び文化団体との連携については、平成 29 年 6 月に学校法人越原学園と瑞穂区役所との間で包括連携協定を締結し、本学総合科学研究所が連携事業の窓口となって「地域連携 NEWSLETTER」（年 1 回）を発行し、本学園と瑞穂区をはじめとする地域・企業との協働プロジェクトについて情報を集約し学内外に発信するなど、地域連携の要となっている。総合科学研究所が主催する地域貢献事業（大学と共同）としては、名古屋市瑞穂児童館・名古屋市瑞穂保健所との共催講座を平成 19 年度から実施している。特に、瑞穂児童館との交流事業「クリスマスイベント」では、児童館を拠点として、本学教職員と学生が参加し、地域の子育て支援を行っている。

地域貢献事業は、生活学科・保育学科で主催するものも行われている。生活学科では、平成25年度より「地域貢献入門演習」、「地域貢献実践演習」などの科目を教育課程に設置し、授業の中で地域貢献活動を進められるよう努めている。産学官連携によって地域社会の活性化に向けた取り組みが積極的に行われており、特に、コーヒー専門店でのインターンシップ、イベント等で臨時カフェをオープンする「名女カフェ」、地元情報誌「瑞穂　Promenade」の発行、マックスバリュ中部（株）と名古屋女子大学短期大学部コラボレシピ企画などの活動は、本学創立の起源である家政分野の特性と名古屋という地域性を生かした、専門性の高い取り組みとなっている。

保育学科では、保育所・福祉施設等でのボランティア活動に加え、瑞穂区と連携した子育てサロン「さくら広場」でのオペレッタ発表、子どもたちへの体育的な遊びを提供する「スポーティブライフ in 瑞穂」など、地元の行政、商工業、及び各種団体等との交流活動を基盤とした、専門性の高い地域貢献活動を展開している。また、愛知県内の保育士養成施設で組織している一般社団法人愛知県現任保育士研修運営協議会（本学も会員）の要請を受けて、保育学科では現任保育士研修（公開講座）及び名古屋市のびのび子育てサポート事業提供会員講習会を実施している。

その他、平成28年度より、大学図書館と連携し、学生による絵本読み聞かせ活動『絵本おはなし会』を実施している。この取り組みでは、参加学生による読み聞かせ会を月に1回、大学図書館と地区の公共図書館で行い、地域・社会に貢献している。

下記に、総合科学研究所のとりまとめによる地域貢献活動一覧を示す。

（平成30年度地域貢献活動一覧）

短大・生活学科

No	連携事業	H30実施日時	区分	担当部署	連携先
1	瑞穂区民まつり	8/4（土）	継続	短期大学部	瑞穂区役所 地域力推進室
2	瑞穂プロムナード	発行7月・3月	継続	短期大学部生活学科	瑞穂区役所 地域力推進室
3	さくらスイーツマップ	3月発行	新規	短期大学部生活学科	瑞穂区役所 地域力推進室
4	マックスバリュ中部株式会社との連携活動	11/11　9:00〜14:00	継続	短期大学部生活学科	マックスバリュ中部株式会社
5	mamacafeハロウィンイベント	10月21日	新規	短期大学部生活学科	mamacafe(エシニアホールディングス)
6	mamacafeクリスマスイベント	12月13日	新規	短期大学部生活学科	mamacafe(エシニアホールディングス)
7	「フードビジネスショー」	9/19（水）（1回）	継続	短期大学部生活学科地域貢献「名女カフェプロジェクト」	調理師協会
8	介護施設訪問	10/11〜10/15（計6回）	継続	短期大学部生活学科地域貢献「名女カフェプロジェクト」	ベネッセコーポレーション
9	「食」と「農」の大商談会	3月	継続	短期大学部生活学科地域貢献「名女カフェプロジェクト」	名古屋銀行

短大・保育学科

No	連携事業	H30実施日時	区分	担当部署	連携先
1	さくらひろばコンサート	2/6（水）	継続	短期大学部保育学科	瑞穂区役所民生子ども課
2	愛知県現任保育士研修「認可外保育施設保育従事者研修」	8/4、8/25、10/7（計3回）	新規	短期大学部保育学科	愛知県現任保育士運営協議会
3	愛知県現任保育士研修「キャリアアップ研修」	12/8、12/15、12/22（計3回）	継続	短期大学部保育学科	愛知県現任保育士運営協議会
4	スポーティブ・ライフin瑞穂	11/23（金・祝）	継続	短期大学部	瑞穂児童館

学術情報センター・図書館

No	連携事業	H30実施日時	区分	担当部署	連携先
1	大学図書館主催 「絵本おはなし会」	4/21（土）、5/26（土）、6/23（土）、7/7（土）、8/25（土）、9/29（土）、10/27（土）、11/24（土）、12/15（土）、1/26（土）、2/23（土）、3/30（土）	継続	学術情報センター（大学図書館）	瑞穂図書館

総合科学研究所

No	連携事業	H30実施日時	区分	担当部署	連携先
1	瑞穂児童館共催講座	10/6（土）、11/18（日）、11/24（土）	継続	総合科学研究所	瑞穂児童館
2	瑞穂区児童館共催クリスマスイベント	12/8（土）・12/9（日）	継続	総合科学研究所	瑞穂児童館
3	瑞穂保健センター共催講座 「若返りきらきらセミナー」	10/10（水）	継続	総合科学研究所	瑞穂保健センター
4	瑞穂区役所共催講座 「育休復帰応援講座　時短レシピでクッキング！」	8/22（水）	新規	総合科学研究所	瑞穂区役所民生子ども課

<テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

建学の精神は学生に対して周知され理解されているものの、単なる伝統として認識されるものでなく、現代に生きる学生たちに役立つものとして理解されなければならない。教職員はその視点から、建学の精神を日頃から学生たちへ伝えられるよう努力していく必要がある。特に、建学の精神を学ぶ機会が希薄となっている 2～3 年次に向けての具体的方策等を検討し、実行していかなくてはならない。

<テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

学園全体を象徴する「学園歌（校歌）」の練習を、1 年・2 年次でクラス指導教員や音楽教員指導のもと実施している。さらに、毎日の昼休みに放送で「学園歌（校歌）」を全学に流すことにより、ほとんどの学生が校歌に親しみ、歌えるようになっている。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

<根拠資料>

【提出資料】

（学則）

1. 名古屋女子大学短期大学部学則
（教育目的・目標についての印刷物）
2. 平成 30 年度学園要覧
3. 履修要項 2018
4. 初年次教育用テキスト「大学で学ぶということ」
5. 大学 Web ページ（教育研究上の目的）
http://www.nagoya-wu.ac.jp/sogo/kokai/gaiyo_tan.html
（学習成果を示した印刷物）
6. 履修要項 2018
7. 初年次教育用テキスト「大学で学ぶということ」
8. シラバス 2018
9. 大学 Web ページ（3 つのポリシー）
https://www.nagoya-wu.ac.jp/sogo/kokai/policy_tan.html

【備付資料】
該当なし

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
（2）　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
（3）　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

(a) 現状

短期大学部の教育目的は、短期大学部学則第 1 章第 1 条に、次のように示されている。

第 1 条 　名古屋女子大学短期大学部は、教育基本法、学校教育法にのっとり、深い専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を養うと共に、高い教養と高潔な品格を身につけた良き社会人を育成することを目的とする。

建学の精神と教育目的を受けて、短期大学部の教育目標は、短期大学部のディプロマ・ポリシーの中に具体的に示されている。

生活学科・保育学科の教育目的は、短期大学部学則第 2 章第 2 条 2(1)、(2)に、次のように明記されている。

第2条 2 学科の教育目的 (1)生活学科 生活学を理論と実践の両面から探究し、人間生活の知識を習得すると共に新しい時代に相応しい社会生活の知識を学び、「衣生活・食生活・住生活と情報」についての専門技術を身に付け、創造性豊かで魅力ある人間として、社会で活躍できる人材の育成を目的とする。 (2)保育学科 「保育・教育・福祉」の分野について深く専門知識を学び、「命の大切さ、それを守るための優しさ」を体得し、核家族化や地域コミュニティの希薄化が育児に与える影響など、さまざまな子育て支援の要望に対応できる福祉マインドを持った人間性豊かな保育士及び幼稚園教諭の育成を目的とする。

各学科の教育目的は、学園の信条である「『親切』を根幹として、個々の人格を陶冶し、かつ高い教養を身に纏った、よき家庭人であり力強き職能人としての女性を育成する」という建学の精神を具体的な方策として示している。

この教育目的の実現に向けて、生活学科では、まず、生活学を基盤とした学科基礎力や学士力を養成する基礎科目を学び、次に専門的な知識を深く学んでいる。生活学科では、平成17年度から三つの専攻（生活創造デザイン・食生活・生活情報）を設けて専門性を高めてきたが、専門分野を深く学ぶだけでなく、関連分野を幅広く学びたいという学生の多様化に伴い、さらには少子化及び四大志向も考慮して、平成25年度より専攻課程を廃止しコース制とした。これまでの専攻から引き継いで三つのコース（生活情報・生活創造デザイン・食生活）を設け、平成27年度からは生活創造デザインコースをファッションデザインコースに、平成30年度からは生活情報コースを情報ビジネスコースに、食生活コースをフードマネジメントコースに名称変更し、詳細な教育目的を定めている。

生活学科情報ビジネスコースは、ビジネスの世界では情報（IT）の知識と実践的な技術を習得する必要があり、そのために最新のIT活用能力を身につける徹底した「実践的情報教育」とIT機器を人と人とのコミュニケーションに活用する能力を養いビジネスの即戦力として活躍できる専門能力を身につけた人材の育成を目的としている。

生活学科ファッションデザインコースは、生活に密着したデザインの理論・演習・実習を基盤とし、時代によって表情を変えるアパレルデザインを中心に、生活に生かせる幅広いデザインを学ぶ。審美眼や創造力を育み、豊かな感性で快適なライフスタイルを創造する専門能力を培い、「モノづくりのこころ」を持つ人材の育成を目的としている。

生活学科フードマネジメントコースは、多様化する現代生活に最適な「食」を科学と文化から追求し、食品生産から調理の過程、医療の分野で生かせる栄養や健康などの知識、さらに接遇サービスに関するホスピタリティ精神や技術などの能力を身につけ、人の健康と関わり深い「食」の専門能力を持った人材の育成を目的としている。

建学の精神と教育目的を受けて、生活学科の教育目標は、生活学科のディプロマ・ポリシーの中に具体的に示されている。

保育学科は、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状取得の養成校であり、その教育目的については、厚生労働省・文部科学省の方針に準じている。建学の精神と教育目的を受けて、保育学科の教育目標は、保育学科のディプロマ・ポリシーの中に具体的に示されている。

保育学科では、平成 21 年度第三者評価の受審以降、学生の教育効果を高めるため、民間の協会による資格取得を随時廃止して、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状に特化させた。また、保育者に対する社会的な需要と保育学への志願者増に対応するため、平成 17 年度の学科開設時の定員 80 人を、平成 20 年度には 100 人に、平成 23 年度には 120 人に、平成 25 年度には 160 人へと段階的に増員してきたが、平成 30 年度には、保育学科第一部として 150 人に定員変更し、新たに保育学科第三部（午前履修の「ワーキングスタディコース」）50 人を設置した。教育目的については変更していない。

各学科の教育目的は、大学 Web ページ、「学園要覧」、「履修要項」、「大学で学ぶということ（初年次教育用テキスト）」などの刊行物のほか、入学前指導・新入生オリエンテーションや初年次教育科目としての「建学のこころ」（越原学舎研修）において、学科教員による講義等、様々な方法を通じて学内外に表明し、学生への周知が図られている。日常的にはクラス指導教員等により伝えられるほか、授業に関してはシラバスや授業開講時のオリエンテーションで各教科の担当教員によって周知され、授業中においても適宜担当教員によって伝達されている。

短期大学部及び各学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを検証するため、本学では、卒業生や卒業生就職先へのアンケート調査等を分析することにより点検を行っている。また、令和元年 9 月には、包括連携協定先の瑞穂区役所による、入学者選抜方法、カリキュラムの内容、学修の方法・支援・成果等について点検評価を実施する予定である。これは、継続的な点検評価のサイクルとして、平成 29 年度に行った図書館施設の評価を発展させたものである。同時に、各学科の学生代表者に対しても、同様にヒアリング調査を実施する予定である。

このように、本学では学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか、定期的に点検している。今後も学修者本位の教育を実施し、その質を保証するための取組を継続していく。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

（2）　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

（3）　学習成果を学内外に表明している。

（4）　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

各学科において育成する人材像は、建学の精神に基づいて作成された教育目的によって明確に示され、それを教育目標として具体的に定めたものが「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）である。すなわちそれが、学生の身に付けるべき学部・学科の学習成果にもなっている。それを実施するために、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に示されている。

短期大学部は、ディプロマ・ポリシーの中で、学習成果を次の通り定めている。

1. 自ら構築した審美眼および思考に基づき、創造力豊かに自己表現ができる。
2. 主体性を持って、人間・社会・自然における多様な課題を発見し、その課題について分析・解決し、人間として自立して生きていくことができる。
3. 他者への思いやりの精神を持ち、コミュニケーション能力を発揮し、多様な異文化を享受して社会性を高め、グローバルな視点に立って思考することができる。

生活学科は、ディプロマ・ポリシーの中で、学習成果を次の通り定めている。

1. 自ら構築した審美眼および思考に基づき、創造力豊かにファッション分野・食分野・情報分野において自己表現ができる。
2. 主体性を持って、ファッション分野・食分野・情報分野についての専門的知識・技能を修得し、かつ生活学を理論と実践の両面から探求した立場から、人間・社会・自然における多様な課題を発見し、その課題について分析・解決し、人間として自立して生きていくことができる。
3. ファッション分野・食分野・情報分野において、他者および異文化の多様な思いや言動を享受し、コミュニケーション能力を発揮して、グローバルな視点に立って社会性を高めることができる。

保育学科は、ディプロマ・ポリシーの中で、学習成果を次の通り定めている。

1. 自ら構築した保育・教育観および子どもへの意識に基づき、命の大切さを尊重し、それを守るための優しさを体得し、創造力豊かに子どもと接することができる。
2. 主体性を持って、保育・教育についての専門的知識・技能を習得した立場から、子どもたちを取り巻く環境である人間・社会・自然における多様な課題を発見し、それらの課題について分析・解決し、人間として自立して生きていくことができる。
3. 保育・教育分野において、他者および異文化の多様な思いや言動を享受し、コミュニケーション能力を発揮して、グローバルな視点に立って社会性を高めることができる。

「履修要項」に掲載されている「カリキュラムマップ」は、ディプロマ・ポリシー（学習成果）と授業科目との対応関係を示したものであり、卒業時に学科のディプロマ・ポリシーの達成目標に到達するため、授業科目と学習成果の関係が説明されている。この「カリキュラムマップ」に基づき、各授業科目の到達目標がシラバスにより学生に示されている。教員はこれに基づき定期試験等による成績評価により学生の学習成果を量的に測定しているほか、実務能力としては資格・免許の取得人数や種類から評価している。また、年度末に実施される各学科の「卒業学年に対するアンケート」（大学・短大共通）及び在学生への「学年末アンケート」（短大）、「学修の行動・時間・成果に係るアンケート調査」（大学・短大共通）により質的・量的データとして測定を行い、総合評価へとつなげている。これらの測定結果を踏まえ、学科会議の中で、学生の教育方針やカリキュラム編成について検討が行われている。

ディプロマ・ポリシー（学習成果）は、本学 Web サイト、「履修要項」、「大学で学ぶということ（初年次教育用テキスト）」で公表している。なお、「履修要項」は大学 Web サイトでも公表している。

学習成果の点検については、学科会議、教授会および大学運営会議で、学校教育法第 108 条で規定する「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成する」目的に照らし、定期的に点検している。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

（2）　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

（3）　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

（4）　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

短期大学部の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」（三つの方針）は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成 28 年 3 月 31 日交付）を受け、中央教育審議会大学分科会大学教育部会「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日）を踏まえ、相互に関連付けて一体的に定めている。

短期大学部としてのディプロマ・ポリシーは、平成 22 年度に「創造力・表現力・行動力・社会性・主体性」の 5 つの能力を中心として策定され、それを受けて、生活学科・保育学科のディプロマ・ポリシーが策定された。その後、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による上記ガイドラインを受けて、平成 29 年 4 月 1 日付けで三つの方針を改訂し、現在のディプロマ・ポリシーを策定した。

建学の精神や教育目的に基づき定められたディプロマ・ポリシーは、学生の身に付けるべき学習成果を明示している。そして、ディプロマ・ポリシーで示した学習成果を体系的に達成できるよう、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）が策定され、初年次教育・キャリア教育を含む「全学共通科目」と各学科の「専門科目」において教育課程を体系的に編成している。「履修要項」にはディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを掲載し、ディプロマ・ポリシーで示された学部・学科の到達目標と授業科目との対応関係をより明確にするため、カリキュラムマップを掲載するとともに、カリキュラムツリーを作成して授業科目間の系統性や関連性、配当年次を示している。また、シラバスでは、ディプロマ・ポリシーに連なる各授業科目の到達目標や成績評価基準など

の項目をすべて明記している。

さらに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、学習意欲のある学生を受け入れるために、学力の三要素を踏まえて「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー) を定め、三つの方針の一体性を確保している。

短期大学部の三つの方針は、各学科会議、短期大学部教授会、大学運営会議での協議を経て、組織的に議論を重ねて策定している。

三つの方針は、大学 Web ページ、「履修要項」、「大学案内」、「入試案内」、非常勤講師向け冊子「学園方針・概要をご理解いただくために」等に掲載し、学内外に表明している。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

各学科のディプロマ・ポリシー（学習成果）に基づき、各授業科目のシラバスに到達目標、成績評価の基準が定められているが、授業科目の到達目標や成績評価基準が各学科のディプロマ・ポリシーやシラバス記載内容との整合性を保っているか、組織的に確認していく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

令和元年度から、全ての科目で、ルーブリックによる総括的評価を授業担当教員ごとに作成し、学生に周知する予定で進んでいる。また、ディプロマ・ポリシーに掲げる学習成果を把握し評価するために、アセスメント・ポリシー策定の準備を進めている。

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

＜根拠資料＞

【提出資料】

（自己点検・評価を実施するための規程）

1. 名古屋女子大学自己点検・自己評価委員会規程
2. 名古屋女子大学 自己点検・自己評価委員会 FD 作業部会規程
3. 名古屋女子大学 自己点検･自己評価委員会　シラバス検討作業部会規程
4. 名古屋女子大学 第三者評価報告書作成委員会規程

【備付資料】

（過去 3 年間（平成 28 年度から平成 30 年度）に行った自己点検・評価に係わる報告書等）

5. 平成 28～30 年度「学生による授業評価」（集計結果と考察）
6. 平成 28 年度名古屋女子大学短期大学部　自己点検・評価報告書

（高等学校等からの意見聴取に関する記録等）

7. 平成 29 年度「3 つのポリシーを踏まえた取り組みの点検・評価」
8. 平成 30 年度「図書館の施設・設備等に関する学生ヒアリング」

（認証評価以外の外部評価についての印刷物等）
該当なし
（教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のための PDCA サイクルに関する資料）

9. 履修要項 2018
10. シラバス 2018
11. 大学 Web ページ（3 つのポリシー）
https://www.nagoya-wu.ac.jp/sogo/kokai/policy_tan.html
12. 卒業時アンケート
13. 学年末アンケート
14. 学修の行動・時間・成果に係るアンケート調査
15. 教職履修カルテ

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
（2）　日常的に自己点検・評価を行っている。
（3）　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
（4）　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
（5）　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
（6）　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

本学では、学則第 1 章第 1 条の 2「自己点検・評価」に示されるとおり、自己点検・自己評価委員会が「教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」ことで、さらなる改善を目指し、学園の発展に寄与するものと位置づけている。

平成 6 年度に「名古屋女子大学自己点検・自己評価委員会規程」を定め、学長を議長とする自己点検・自己評価委員会を設置した。

自己点検・自己評価委員会は、「名古屋女子大学自己点検・自己評価委員会規程」に基づき、その傘下に下記の部会、関連委員会を有している。

①名古屋女子大学 自己点検・自己評価委員会 FD 作業部会
②名古屋女子大学 自己点検･自己評価委員会　シラバス検討作業部会
③名古屋女子大学 第三者評価報告書作成委員会

日常的な自己点検・評価活動としては、自己点検・自己評価委員会が主体となり、教員と事務職員が連携して下記の取り組みを行っている。

（１）「学生による授業評価」アンケート

自己点検・自己評価委員会では、平成 11 年度から「学生による授業評価アンケート」を実施し、教員の授業改善のための資料として活用している。各年度前

期・後期に分けて継続して行い、評価結果は前期・後期それぞれに授業担当教員へフィードバックされたのち、教員自身が結果考察を記述し、簡易製本で「学生による授業評価（集計結果と考察)」を作成して、図書館で学内公表を行っている。また、平成 24 年度から、前期・後期の中間を加え、計年 4 回実施して、授業改善に対する PDCA サイクルをさらに加速させている。

（２）授業改善プログラムの実施

平成 21 年度から、自己点検・自己評価委員会及び自己点検・自己評価委員会 FD 作業部会において、「学生による授業評価アンケート」結果に基づく「授業改善プログラム」を実施し、各学科で、学科 FD として学科教員全員参加による授業参観や授業検討会などを実施するなど、PDCA サイクルを回している。

（３）シラバスの改善

平成 24 年度から自己点検・自己評価委員会の下にシラバス検討作業部会を設置し、シラバスの記載内容の確認、シラバス作成の支援、シラバス内容の評価およびフィードバックを通じて、シラバスの充実を図っている。

（４）自己点検・評価報告書の作成

上記のような日常的な自己点検・評価作業に加え、短期大学評価基準に基づき、定期的に自己点検・評価報告書を作成し、大学 Web ページに公開している。

平成 19 年度に、認証評価機関が行う第三者評価に対応するため、自己点検・自己評価委員会を母体に、学長を委員長とする「第三者評価報告書作成委員会」を設置した。さらに、報告書作成の実務に当たる組織としては、第三者評価報告書作成委員会の下に作業部会を設置した。

平成 26 年度には自己点検・自己評価委員会規程を改正し、認証評価機関の定める項目に準拠して総合的な自己点検・評価を行うシステムとした。その後、新評価基準を準用して自己点検・評価を実施し、「平成 26 年度名古屋女子大学短期大学部　自己点検・評価報告書」を作成した。

平成 27 年に財団法人短期大学基準協会に第三者評価受審の申請を行い、平成 28 年度に「財団法人短期大学基準協会による第三者評価のための自己点検・評価報告書」を作成・提出し、適格と認定された。

自己点検・評価活動に外部関係者の意見聴取を取り入れることについては、平成 29 年 10 月に包括連携協定先の瑞穂区役所に依頼し、三つのポリシーを踏まえた図書館に関する点検・評価を実施した。また、平成 30 年度には学生（図書館サポーター）によって、同じく図書館に関する点検・評価を実施した。令和元年度には再び瑞穂区役所に依頼し、入学者選抜方法、カリキュラムの内容、学修の方法・支援・成果等に関する点検・評価を実施する予定である。また同時に、各学科の学生代表者に対しても、同様にヒアリング調査を実施する予定である。

以上のように、本学では「学生による授業評価アンケート」などの日常的な自己点検・評価の活動や、定期的な「自己点検・評価報告書」の作成等を通じ、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
(2) 査定の手法を定期的に点検している。
(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ-C-2 の現状＞

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、様々な評価方法により総合的に判断しているが、大きく下記の 6 つに分けられる。

（１）各授業科目の成績評価、GPA

学習成果のアセスメントの基本は各授業科目の成績評価である。短期大学部・各学科のディプロマ・ポリシーに基づく各授業科目の到達目標はシラバスや履修要項のカリキュラムマップに示されている。さらに、平成 31 年（令和元年）度より実施予定の総括的評価ルーブリックにより学生へ評価規準を明示し、その目標に対する学生の到達度を成績評価として算定していく。

（２）学位（短期大学士）取得状況、各専門領域を活かした資格・免許の取得状況

学生の 2（又は 3）年間の学習成果に基づく学位取得率は、学習成果の評価の基本として考えられる。なお、生活学科では各コースの専門性に根差した多くの資格取得（上級情報処理士・医療秘書実務士・秘書士等）を目指しており、保育学科では卒業と同時に保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得する。それらの資格等の取得状況からも、各学科会議で学習成果の検証を行っている。

（３）各種アンケート調査の分析

学生へのアンケート調査は各種行われており、在学中には各期の中間・期末で実施している「学生による授業評価アンケート」、年度末に実施される各学科の「卒業時アンケート」、在学生への「学年末アンケート」、学生支援センターが各学年で行う「学修の行動・時間・成果に係るアンケート調査」、さらに卒業後約 2 年経過した卒業生に対し学生支援センターキャリア支援オフィスが実施している「卒業生アンケート調査」、保育学科が卒業半年後に行う「卒業生就職状況調査」がある。「学生による授業評価アンケート」では、学生自らが授業態度等を振り返る項目と、満足度等を測定する項目に分かれており、この結果によって、科目担当教員が学生の到達度を理解し、授業改善に活かしている。また、学科 FD として実施している授業参観では、対象授業における学生の様子や、教員への改善点を確認し、各学科会議において協議している。「卒業時アンケート」および在学生への「学年末アンケート」、「学修の行動・時間・成果に係るアンケート調査」の結果は、学科会議で検討されるとともに、「卒業時アンケート」については学生の総合的満足度や学修に対する様々な側面を調査して分析し、入試区分による分析も行い、入試委員会で報告している。

（４）各種専門領域を活かしたコンテスト結果や地域貢献活動の評価

生活学科では各専門領域を 3 コースで学び、授業科目の枠を超えた学習成果として、NDK ファッションコンテストなどの各種コンテスト結果を評価している。また、「地域貢献」をテーマとして教育課程の科目を構成しており、地域情報誌「瑞穂 Promenade」の作成やマックスバリュ東海等の企業と連携した料理レシピ開発などを進めており、授業科目の枠を超えた学習成果として位置付けられる。保育学科においても、瑞穂区役所と連携した地域貢献活動を実施しており、授業科目を超えた学習成果として評価している。

（５）卒業研究、校外実習の成果

生活学科の卒業研究は、各学科・コースで学んできた専門性に基づく総合的知識・技能を結集したものとなっているため、学習成果を測る大切な指標となっている。また、校外実習やインターンシップでは、実習先およびインターンシップ先からの評価をいただいている。校外実習を具体的に示すと、生活学科では「医療秘書実務実習」（診療所・病院）「料飲サービス実習」（ホテル・レストラン）、保育学科では「教育実習（幼稚園）」「保育実習 1A（保育所）」「保育実習１B（施設）」「保育実習 2（保育所）」である。特に保育学科の実習では、愛知県実習連絡協議会で統一された実習評価表に基づいた厳格な評価が実習先から届き、成績評価の大きな部分を占めている。これらの評価は、外部評価としての側面も持っている。

（６）「教職履修カルテ」による評価

保育学科では、卒業学年開講の「保育・教職実践演習」に向けて、教職指定科目に限り、「教職履修カルテ」により、各期に学科教員（「保育者養成講座」のグループ担当教員）が学生の履修履歴を確認し、指導している。

教育の向上・充実のための PDCA は、次のように実施している。

（１）Plan

平成 29 年度から、ディプロマ・ポリシーに定められた学習成果に基づき、履修要項にカリキュラムマップおよびカリキュラムツリーを掲載している。カリキュラムについては、学科会議・教務委員会で検討を重ねた上で、教授会で審議される。シラバスの記載方法については、自己点検・自己評価委員会シラバス検討作業部会において見直しが図られている。

（２）Do

教授会・各学科会議・教務委員会等で検討されたカリキュラムマップおよびカリキュラムツリーに基づき、各授業を展開している。また、シラバスに記載された事項に基づき授業が実施され、授業外のコンテスト・検定試験等にも積極的に参加している。

（３）Check

平成 29 年度から、「学生による授業評価アンケート」に学生自身の到達目標達成度を問う質問を追加し、それにより、各授業科目の担当教員、各学科長が到達目標の達成状況を確認している。また、学科 FD で行う授業参観によって、各学科会議で検討された授業の改善状況を確認している。さらに、「卒業時アンケート」および在学生への「学年末アンケート」、「学修の行動・時間・成果に係る

アンケート調査」の結果は学科会議で分析し、今後の教育課程や各授業科目の検討、学科全体の学生指導等に活用している。

（４）Act

上記の分析結果を踏まえ、FD プログラム、各種研修会や授業改善検討会等の FD 活動を行っている。また、教育課程の変更・修正に向けて、各学科会議で検討を重ねている。さらに、平成 31 年（令和元年）度から、成績評価基準をより明確にするため、総括的評価ルーブリックを全科目で導入する予定である。このように、本学では査定の手法を定期的に点検している。

なお、関係法令の変更や資格・免許取得の規則の改正に伴い、教育課程の見直しや学則変更等は随時行っている。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

上記に示したように、さまざまで多様な学習成果を捉え、分析・評価しているものの、体系的にまとめられていないという課題がある。そこで、本学では、学習成果を焦点とした査定（アセスメント）の手法として、令和元年度のアセスメント・ポリシーの策定に向けて、準備を進めている。

また、自己点検・評価活動に外部関係者の意見聴取を取り入れることについては、令和元年度に包括連携協定先の瑞穂区役所および各学科の学生代表者による点検・評価を実施予定である。今後は、こうした外部関係者による点検・評価を定期的に実施できる仕組みを整えていく。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

今後、自主的な学習経過を把握するため、全学的取り組みとして令和 2 年度から「学修 e ポートフォリオ」の導入を、「教職履修カルテ」との住み分けを含めて検討中である。

また、保育学科では、卒業半年後に行う「卒業生就職状況調査」を実施しており、校外実習の訪問において卒業生の活躍を確認するなど、卒業生のアフターケアまで配慮した指導を進めている。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

基準 1－A「学生に建学の精神を在学中に継続して浸透させるため、建学の精神を学ぶ機会が希薄となっている 2 年次に向けての具体的方策等を各学科で検討し、実行する。」という改善計画については、学園全体を象徴する「学園歌（校歌)」の練習を、クラス指導教員や音楽教員指導のもとで実施することで、建学の精神の浸透に努めている。さらに、平成 28 年度から毎日昼休みに放送で「学園歌（校歌)」を全学に流すことにより、ほとんどの学生が校歌に親しみ、歌えるようになっている。

基準１－B「特に学科専任教員以外のシラバスにおいて、学科の教育目的が十分に反映された記載となっているかどうかを、シラバス校正時に学科長等がチェックする体制を整える。」という改善計画については、自己点検・自己評価委員会シラバス検討作業部会において、学科長・教科群代表者がチェックする体制を整えている。「ディプロマ・ポリシーに基づく各授業科目の到達目標の再検討」については、平成 29 年度から各教員に対し、シラバス作成の際にディプロマ・ポリシーに基づく到達目標の再確認を要請している。「各授業科目の難易度に関連したナンバリングの作成」については引き続き検討中である。「取得資格・免許等の取得状況の学生の総合評価としての活用方法等の具体的方策について、短期大学部及び両学科において検討を重ねていく。」については、検討を重ねた結果、「プロセス評価および正課外学習で得た汎用的能力を含む総合的な視点に立つ学修成果の評価」として各学科のカリキュラム・ポリシーに包括できるように策定した。「『学生による授業評価アンケート』や『卒業学年に対するアンケート』の実施によって PDCA サイクルを回すにあたり、FD を通して学生の意見を取り入れる工夫や教員の教育力向上のための取り組みに関して、学科としてより一層検討を進める。」という改善計画については、学科 FD でアンケート結果を検討し、授業改善および学生指導方法の改善に関する取り組みを進めている。

基準１－C「自己点検・評価については、定期的に総合的な自己点検・評価の実施と報告書作成を行い、適切に PDCA サイクルを回し、経常的で組織的な改善活動の取組みにつなげるよう努める。自己点検・評価報告書は、認証評価結果を含めて、学内共有及び社会への公表を行うことで、本学の教育研究活動の現状把握と改善につなげていく。」という改善計画については、「自己点検・評価報告書編集スケジュール」に従い、平成 28 年度に自己点検・評価報告書を作成した後、令和元（平成 31）年度に本自己点検・評価報告書をとりまとめ、本学 Web ページで社会に公表する予定である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

査定手法をより体系化するため、令和元年度の策定に向け、現在アセスメント・ポリシーを作成中である。また、シラバスのチェック体制やルーブリックによる総括的評価にも着手しており、教育目的やディプロマ・ポリシーと授業の到達目標や総括的評価ルーブリック、シラバス記載内容との整合性が取れているかどうか、組織的で総合的な点検・確認作業を進めていくことを計画している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

＜根拠資料＞

【提出資料】

（卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物）

1. 履修要項 2018
2. 大学 Web ページ（教育・研究情報の公開）
   http://www.nagoya-wu.ac.jp/sogo/kokai/policy_tan.html#plan02

（教育課程編成・実施の方針に関する印刷物）

3. 履修要項 2018
4. 大学 Web ページ（教育・研究情報の公開）
   http://www.nagoya-wu.ac.jp/sogo/kokai/policy_tan.html#plan02
5. カリキュラムマップ

（入学者受け入れの方針に関する印刷物）

6. 2019 年度大学案内
7. 大学 Web ページ（教育・研究情報の公開）
   http://www.nagoya-wu.ac.jp/sogo/kokai/policy_tan.html#plan02

（シラバス・平成 30 年度）

8. シラバス 2018
9. シラバス作成要領

（学年暦・平成 30 年度）

10. 平成 30 年度学事年間予定表

【備付資料】

（単位認定の状況表・平成 30 年度卒業学生）

11. 単位認定の状況表（平成 30 年度卒業学生）

（学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物）

12. 卒業学年に対するアンケート
13. 学年末アンケート
14. 保育学科　学年末アンケート
15. 卒業生の就業状況に関するアンケート
16. 就職先から見た名古屋女子大学・名古屋女子大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート
17. 「私の学びの足跡」（ポートフォリオ）
18. 学修の行動・時間・成果に係るアンケート調査

（幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料）

19. 履修要項 2018

（職業又は実際生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料）

20. キャリアデザインプログラム

［区分　基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

（2）　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

（3）　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

（4）　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

中央教育審議会大学分科会大学教育部会によるガイドラインが示されたことを受けて、本学では平成 29 年 4 月 1 日付けで三つの方針を改訂し、現在のディプロマ・ポリシーを策定した。

短期大学部生活学科および保育学科のディプロマ・ポリシーは、各学部・学科の教育目標を具体的に示すものであり、卒業時に学生が修得するべき資質・能力を示し、それぞれの学習成果に対応している。ディプロマ・ポリシーは大学 Web ページや「履修要項」に掲載され、学内外に公開している。その内容は以下の通りである。

[名古屋女子大学短期大学部]

短期大学部では、建学の精神「学園の信条である『親切』を根幹として、よき家庭人であり力強き職能人としての女性を育成する」ことを踏まえ、深い専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を養うと共に、高い教養と高潔な品格を身に付けた良き社会人を育成することを教育目的としている。

短期大学部で卒業時において学生が修得すべき資質・能力は、下記3点である。

1. 自ら構築した審美眼および思考に基づき、創造力豊かに自己表現ができる。
2. 主体性を持って、人間・社会・自然における多様な課題を発見し、その課題について分析・解決し、人間として自立して生きていくことができる。
3. 他者への思いやりの精神を持ち、コミュニケーション能力を発揮し、多様な異文化を享受して社会性を高め、グローバルな視点に立って思考することができる。

［生活学科］
生活に関する領域について、それぞれの専門的立場から貢献できる能力を備えつつ、理論と実践の両面から学びを探究して、先人の残した体系的知識を体得した学習成果を通して、将来に展開するための考え方や技能を修得した者に、短期大学士（生活学）を授与する。

具体的には、短期大学部生活学科で卒業時において学生が修得すべき資質・能力は、下記3点である。

1. 自ら構築した審美眼および思考に基づき、創造力豊かにファッション分野・食分野・情報分野において自己表現ができる。
2. 主体性を持って、ファッション分野・食分野・情報分野についての専門的知識・技能を修得し、かつ生活学を理論と実践の両面から探究した立場から、人間・社会・自然における多様な課題を発見し、その課題について分析・解決し、人間として自立して生きていくことができる。
3. ファッション分野・食分野・情報分野において、他者および異文化の多様な思いや言動を享受し、コミュニケーション能力を発揮して、グローバルな視点に立って社会性を高めることができる。

［保育学科］
「福祉マインドを持った人間性豊かな保育士及び幼稚園教諭」という保育の専門職として、社会や家庭で活躍するために、福祉の精神を具現化でき、諸問題について、他者と協調しながら倫理感を持って自主的に解決策を見出そうと努めることができる能力を身に付けた者に、短期大学士（保育学）の学位を授与する。

具体的には、短期大学部保育学科で卒業時において学生が修得すべき資質・能力は、下記3点である。

1. 自ら構築した保育・教育観および子どもへの意識に基づき、命の大切さを尊重し、それを守たるための優しさを体得し、創造力豊かに子どもと接することができる。
2. 主体性を持って、保育・教育についての専門的知識・技能を習得した立場から、子どもたちを取り巻く環境である人間・社会・自然における多様な課題を発見し、それらの課題について分析・解決し、人間として自立して生きていくことができる。
3. 保育・教育分野において、他者および異文化の多様な思いや言動を享受し、コミュニケーション能力を発揮して、グローバルな視点に立って社会性を高めることができる。

生活学科および保育学科は、ディプロマ・ポリシーに定めるそれぞれの学習成果を達成するため編成された教育課程において、規定の授業科目について定められた単位数を修得した者を卒業とし、短期大学士の学位を授与する（学則第36・37条）。資格取得の要件についても、教育課程に掲載している。各科目の単位認定については、ディプロマ・ポリシーに基づき作成された各授業科目のシラバスに定める成績評価基準により評価している（履修規程第 11 条）。以上のことから、生活学科および保育学科のディプロマ・ポリシーは、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

各学科のディプロマ・ポリシーは、建学の精神「学園の信条である『親切』を根幹として、よき家庭人であり力強き職能人としての女性を育成する」を踏まえて策定されている。建学の精神の下、本学は一貫して女性の育成に力を注いできた結果、多くの卒業生が職能人として社会で活躍している。従って、各学科のディプロマ・ポリシーは、社会的・国際的に通用性がある。

各学科のディプロマ・ポリシーは、各学科会議、短期大学部教授会、大学運営会議での協議を経て定期的に点検しており、学科改組や関連法令の変更の際にも、必要に応じて更新を行っている。

［区分　基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

（2）　学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

（3）　学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

（4）　学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

本学では「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）で定める学習成果に対応して「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を策定し、在学中の 2 年間（保育学科第三部は 3 年間）で、学生が卒業時に身につけるべき資質・能力が修得できるようにカリキュラムを編成している。

短期大学部生活学科および保育学科のカリキュラム・ポリシーは、大学 Web ページや「履修要項」に掲載され、学内外に公開している。その内容は以下の通りである。

［名古屋女子大学短期大学部］

短期大学部では、教育目的である「よき家庭人で力強き職能人」を実現するため、かつディプロマ・ポリシーで提示した資質・能力が修得できるために、初年次教育・キャリア教育を含む「全学共通科目」と各学科の「専門科目」にて、学修課程を構成している。

1. 自らの審美眼や思考を構築でき、人間・社会・自然における多様な課題が発見でき、他者および異文化の多様な思いや言動を享受できるようになるために、「全学共通科目」「専門科目」の講義科目を中心に、幅の広い知識を学ぶ。
2. コミュニケーション能力を発揮し、創造力豊かに自己表現ができるようになるために、「専門科目」の演習科目・実習科目を中心に、専門分野の技術を学び、自己の表現力を磨く。
3. 多様な課題について分析・解決でき、他者と自己および多様な文化が融合できるようになるために、「専門科目」の演習科目・実習科目を中心に、思考力・判断力を養う。

全ての学修課程において、学生が主体的に学ぶ姿勢を養うことを基本とする。そのために、アクティブラーニングなどの能動的学修方法を充実させ、プロセス評価および正課外学習で得た汎用的能力を含む総合的な視点に立つ学修成果の評価を行う。また、GPAを活用して、学修成果を振り返りながら、学生指導を行う。

(1)生活学科
　生活学全般に関する諸領域について、それぞれの専門技術を身に付け、創造性豊かで魅力ある人間として、社会で活躍できる人材の育成を実現するため、現代社会や家庭生活に関わる生活学全般に関する「学科基礎・総合科目群」と各分野での専門性を活かした「コース基礎ユニット選択科目群」「コース専修科目群」により授業を段階的に構成している。
1. ファッション分野・食分野・情報分野において自らの審美眼や思考を構築し、人間関係・社会情勢・自然環境における多様な課題を発見して、自分と異なる感性や外国文化の諸相を享受できるようになるために、講義科目を中心に、幅の広い知識を学ぶ。
2. 自己の創造力を育み、豊かな感性で快適なライフスタイルを送る専門能力を培うため、ファッション分野・食分野・情報分野の中から主体的に選択した専門分野の技術を演習科目・実習科目を中心に学ぶ。また、地域貢献の各演習科目などを通して地域社会に向けて活躍できるよう、自己の表現力および行動力を磨く。
3. ファッション分野・食分野・情報分野に関する多様な課題について分析・解決でき、他者と自己および多様な外国文化が融合できるようになるために、演習科目・実習科目および卒業研究を中心に、思考力・判断力を養う。
　全ての学修課程において、学生が主体的に学ぶ姿勢を養うことを基本とする。そのために、アクティブラーニングなどの能動的学修方法を充実させ、プロセス評価および正課外学習で得た汎用的能力を含む総合的な視点に立つ学修成果の評価を行う。また、GPAを活用して、学修成果を振り返りながら、学生指導を行う。

(2)保育学科
　「福祉マインドを持った人間性豊かな保育士および幼稚園教諭」を育成するために、５系列（福祉の理論、こころとからだの発達・健康、保育と教育の理論、保育と教育の内容・技能、保育と教育の実践）に分類した「学科専門科目」でカリキュラムを構成している。さらに、保育者としての総合的な知識と資質を養成するために、少人数教育型で進める授業を設けている。このように、基礎から実践・応用に発展するような教育課程を組んでいる。
1. 自らの保育・教育観を構築し、子どもたちを取り巻く人間・社会・自然環境における多様な課題を発見して、他者および異文化の多様な思いや言動を享受できるようになるために、保育内容の５領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）をもとに、講義科目を中心として、保育・教育に関する幅の広い知識を学ぶ。
2. コミュニケーション能力を発揮し、創造力豊かに自己表現ができるようになるために、演習科目・実習科目を中心に、音楽・造形・身体・言語等の表現等の技術を学び、自己の表現力を磨くとともに、子どもの発達に基づいた援助・指導を実践できる力を養う。
3. 子どもに関わる様々な課題について、自らの考えで分析・解決でき、多くの子どもたちについて個々の考えを尊重しながら統括できるようになるために、演習科目・実習科目を中心に、思考力・判断力を伴った実践力を養う。
　全ての学修課程において、学生が主体的に学ぶ姿勢を養うことを基本とする。そのために、アクティブラーニングなどの能動的学修方法を充実させ、プロセス評価および正課外学習で得た汎用的能力を含む総合的な視点に立つ学修成果の評価を行う。また、ＧＰＡを活用して、学修成果を振り返りながら、学生指導を行う。

　各学科の教育課程は、目指す学習成果に対応した形で、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。

［生活学科］

　生活学科の専門科目は、①学科基礎・総合科目群、②コース基礎ユニット選択科目群、③コース専修科目群の三つに区分される。

　学科基礎・総合科目群は、生活学を広く学ぶ学科基礎力養成科目（生活学・色彩学・キャリアデザインなど）と社会人基礎力を高める学士力養成科目（海外総合演習・地域貢献演習・卒業研究）、資格取得に関わる秘書力養成科目と健康・

医療力養成科目の4つの科目群から構成されている。

学科基礎力養成科目は、学科の基礎となる力を育む。2年間の学びを円滑にするため、基本的に1年次に履修するよう指導している。3コースの専門分野に沿って専門の教員が担当する「キャリアデザイン」においては、学生の実態に合わせた内容を工夫しており、社会の即戦力となるためのキャリア教育を行っている。

秘書力養成科目や健康・医療力養成科目では、資格取得が自由に選択できるように設定し、秘書士・医療秘書実務士などの資格を取得することで学生の学びの幅を広げる工夫をしている。そして、学びの集大成として、本学科では「卒業研究」を設置、開講しており、専門教育の学習成果を示すことができる。

コース基礎ユニット選択科目群では、専門性の保証として、コース選択の基礎となる科目をまとめて修得できるように三つの群（IT系、アパレル系、調理・食品系）を配置している。その上で3コース（情報ビジネス・ファッションデザイン・フードマネジメント）にそって、コース専修科目群を配置している。

［保育学科］

保育学科の教育課程は、保育士・幼稚園教諭としての資質を高めるため、5系列（①福祉の理論、②こころとからだの発達・健康、③保育と教育の理論、④保育と教育の内容・技能、⑤保育と教育の実践）に分類された「学科専門科目」によって基礎から応用に向けて構成されている。さらに、保育者としての総合的な知識と資質を養成するため、少人数教育型の「保育者養成講座」（基礎・発展・実践）を設けている。このような学びの集大成として、半期ごとの振り返りを行う学科の「私の学びの足跡」（教職履修カルテ）を実施している。

保育学科では、校外実習（保育所・施設・幼稚園）を中心とした厳格な成績評価により、保育者としての資質向上を図っている。特に校外実習については、「履修要項」に示しているように履修可否の要件を設けている。具体的には、保育実習または教育実習に関する科目が、2科目以上単位不認定の場合、原則として実習の履修を認めない。専門科目において校外実習で必要な基礎知識・技能を修得させた上で、校外実習を実施することによって、質の高い保育者養成のための教育体制を組んでいる。

各学科で、平成27年度より学生に配布していた「カリキュラムマップ」を作成し、平成29年度より「履修要項」に「カリキュラムツリー」と合わせて掲載している。これにより、授業科目の教育課程での位置付けや、どの授業科目がどの学習成果と対応しているのかが一目で分かり、履修の補助資料として活用されている。また、単位の実質化を図るため、年間に履修登録できる単位数に上限が設定され、履修要項に掲載されている。

成績評価については、SABC合格とD不合格の5段階評価基準であり、短大設置基準にのっとり授業担当者が学習成果の獲得を判定し、厳格な成績評価を行っている。また、平成31年（令和元年）度から成績評価基準をより明確にするため総括的評価ルーブリックを全科目で導入し、学生に周知する予定である。

両学科では、教育課程を体系的に編成すると同時に、シラバスを整備している。シラバスには、授業の概要、授業の到達目標（ディプロマ・ポリシーに示さ

れた学習成果との関連)、授業計画（授業回数ごとの内容)、学修上の留意事項、授業外学修の指示、成績評価基準、テキスト・参考書などの項目をすべて明記している。また、具体的な記載方法を示した「シラバス作成要項」を全担当教員に配布し、担当教員が Web 入力し、提出したシラバスを自己点検・自己評価委員会 FD 作業部会のメンバーである部長・学科長と各専門領域グループ(教科目グループ)の代表者が点検し、ディプロマ・ポリシーに合っているか、分かりやすく記載されているか、具体的な到達目標が示されているか、成績評価基準が明確であるか、各回の授業内容や方法が示されているかなどを確認している。

なお、両学科とも通信による教育は行っていない。

各学科の専任教員は、経歴・業績をもとに、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置されている。特に、保育学科では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得するために、法令で定められた教員組織を編成している。専任教員については、「越原学園教員選考規程」及び「教員資格審査基準」に基づき資格審査を行い、適格者を採用している。非常勤講師については、「教員選考に関わる申し合わせ事項」に基づき資格審査を行うことによって、適格者を選考している。

各学科の教育課程の見直しについては、各学科会議で毎年検討を行い、変更する場合は教務委員会教育課程検討専門部会、教務委員会、教授会での審議を経て、決定している。

[区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2)　教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3)　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教養教育については、短期大学部のカリキュラム・ポリシーの中で『自らの審美眼や思考を構築でき、人間・社会・自然における多様な課題が発見でき、他者および異文化の多様な思いや言動を享受できるようになるために、「全学共通科目」「専門科目」の講義科目を中心に、幅の広い知識を学ぶ』と定めている。卒業要件としても「全学共通科目」の科目群において必要な単位数が設定されており、実施体制は確立している。また、教養教育の内容も、カリキュラム・ポリシーに沿った内容の科目が設定されている。

「全学共通科目」は、「建学のこころ（1 単位必修)」、「外国語科目群（2 単位以上)」、「健康科目群（2 単位以上必修)」と「教養教育科目群／単位互換科目・開放科目 (8 単位以上)」で構成されている。教養教育科目群としては、「女性学」「心のはたらき」「文学の味わい」「美と芸術」「日本国憲法」「歴史の視点」「く

らしの経済」「生活と福祉」「生活と環境」「時事問題入門」「文章表現法」「生活マナー論」「キャリア入門」「基礎情報処理演習 1」「基礎情報処理演習 2」を開設している。また、教養科目である「英語１」「英語２」「スポーツ」「日本国憲法」は保育学科の幼稚園免許必修科目、「心のはたらき」「生活と福祉」は生活学科医療秘書実務士資格取得の必修科目としている。「生活と福祉」については、「福祉マインドを持った保育者養成」という教育目的に沿って平成 31 年度保育学科の必修科目とする予定である。また、「単位互換科目」として、短期大学部では設置されていない「生活と物理」「数学の世界」「生活と地理」の名古屋女子大学「全学共通科目」の履修が可能な体制を作っている。

教養教育と専門教育との関連については、学園の信条である「『親切』を根幹として、個々の人格を陶冶し、かつ高い教養を身に纏った、よき家庭人であり力強き職能人としての女性を育成する」という建学の精神に基づき、幅の広い教養を身につける教養教育と、専門的な知識・技能を身につける専門教育が密接に関連して行われている。

教養科目についても各学科のカリキュラムマップに位置付けており、学習成果を測定・評価している。

教養科目は、学科専門科目と同じく、教育課程検討専門部会にて定期的に見直しを行い、改善に取り組んでいる。平成 31 年度の教職課程再課程認定申請時（平成 30 年度）には、履修学生数の少ない科目の削減を検討した。

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

（2）　職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の教育課程は、「全学共通科目」と「専門科目」によって構成している。「全学共通科目」は教養教育としてキャリア教育を含めた人間形成に役立つ科目であり、「専門科目」では各専門領域の知識や技術を学び、資格・免許を取得させることで、キャリア形成を推進している。

また、キャリア支援オフィスが「キャリアデザインプログラム」により、入学から卒業後まで体系的に学生のサポートを行っており、各学科と連携して「大学生基礎力レポート」や「フォローセミナー」、「キャリアガイダンス」等を実施している。

職業教育の効果の測定・評価については「学生による授業評価」アンケートの結果を分析し、考察して改善策をとっている。さらに、卒業時のアンケート調査を実施しているが、平成 29 年度より、卒業後の社会生活における学習成果の必

要性を設問として新たに加え、調査を行っている。

各学科についての現状を記載する。

[生活学科]

生活学科は各コースにより実務に活かすことができる資格を取得することが可能である。ビジネス情報コースでは、上級情報処理士、情報処理士等、ファッションビジネスコースではフォーマルスペシャリスト検定準 2 級（ブロンズライセンス)、ドレメ式洋裁教員認定資格、フードビジネスコースでは、フードコーディネーター3 級認定資格などである。これらの資格の取得者数を確認することで職業教育の効果を評価し、改善している。平成 30 年度より上級ビジネス実務士、ビジネス実務士、レストランサービス技能士 3 級国家検定技能資格を取得可能なカリキュラムに変更した。

職業への接続を図る職業教育の実施体制としては、「学科基礎力養成科目」の必修科目「キャリアデザイン 1・2」を設けている。「キャリアデザイン 1 」を 1 年前期に開講しており、後期には「キャリアデザイン 2 」をコース別に開講し、コースの内容に沿ったキャリア教育を行う体制が整っている。

各講座の詳細は下記の通りである。

（学内講座）

コース	社会人講師		授業内容	
情報ビジネス	日経メディアプロモーション	読み方アドバイザー	業界研究の方法や企業が望む資質	有名な企業ばかりにとらわれず、素晴らしい技術を持った企業を見つけるために、今すべきことは何か
	独立行政法人情報処理推進機構	IT 人材育成本部主任	資格と就職(活動)	情報処理技術者試験（IT パスポート試験等）の紹介と　資格取得による就職活動へのつながりについて
ファッションデザイン	ヒロタ株式会社	人事採用担当	総合アパレルメーカーとは	総合アパレルメーカーの事業内容や仕事の流れについて
	(株)ワールドストアパートナーズ、(株)ファイブフォックス	人事採用担当	アパレル業界とは	アパレル業界の構造や職種、求められる人材や業界の動向などについて
フードマネジメント	フードコーディネーター		フードコーディネーターの役割	大学での学びを活かしてさらにスキルアップするには
	喫茶「がらん」	経営者	女性の起業について	人とのつながりを求め、地域との共生にかける人生を通して
	株式会社ノリタケカンパニーリミテド	経営管理本部　人事部人材開発課	企業の新人研修から学ぶ自己分析	社内新人研修のツールを用いた自己発見、自己表現のワークを実施
	特定非営利活動法人ＢｉｔＬ	理事長	女性とキャリア	女性活躍推進時代の働き方とワーク・ライフ・バランスについての講義

（学外講座）

コース	見学・実習先	授業内容
情報ビジネス	トヨタ自動車	地場産業に対する理解を深め、企業で働く社会人と直接接することで、働くことの意義等を考える。
ファッションデザイン	松坂屋美術館 名演小劇場	ファッションの世界で活躍するデザイナー、イラストレーターの作品を通してファッションの世界で生きることの意義を考える。
フードマネジメント	柳橋中央市場	寿司職人として働くということ、寿司の歴史について 築地の玉寿司職人による講座
	料亭河文	和・洋・中料理を学ぶと同時に、サービス、ホスピタリティー、マナーのあり方について接客業のプロから学ぶ。
	お豆腐工房いしかわ	専門スキルの向上と食品関連企業の活動について理解を深め、働くことの意義を考える。

［保育学科］

保育学科は、保育者養成施設なので、教育課程全てがキャリア教育ともいえる。特に、保育者としての総合的な知識と資質を養成するために、少人数教育型の「保育者養成基礎講座」「保育者養成発展講座」「保育者養成実践講座」を設けている。また、このような学びの集大成として、半期ごとの振り返りを行うための「私の学びの足跡」(学修ポートフォリオ、教職「履修カルテ」)を実施している。

職業教育の効果は、保育士資格・幼稚園教諭第二種免許取得状況、就職率、卒業生アンケート等によって定期的に測定し、学科会議にて検討し、専任教員が責任をもって指導にあたり改善に取り組んでいる。

［区分　基準Ⅱ-A-5　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

（2）　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

（3）　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

（4）　入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。

（5）　高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

（6）　授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

（7）　アドミッション・オフィス等を整備している。

（8）　受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

（9）　入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）における学習成果で示した目的を理解し、達成できる人として、学力の三要素を備えた人を求めている。このことから、入学者受入れの方針は、学習成果に対応しているといえる。

入学者受入れの方針は「Ⅰ．学部・学科・専攻が求める学生像」、「Ⅱ．入試において評価する特性」、「Ⅲ．学部・学科・専攻が重視する特性」によって、大学案内、学生募集要項、入試案内、大学 Web ページ等を通じて明確に示している。

Ⅰ．短期大学部・学科が求める学生像

短期大学部では、「学園の信条である『親切』を根幹として、かつ高い教養を身につけ、真の男女平等の実現を目指し、よき家庭人であり力強き職能人としての女性を育成することを踏まえ、深い専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を養うと共に、高い教養と高潔な品格を身につけたよき社会人を育成すること」を教育目的としている。

この教育目的を達成するため、生活学科と保育学科の２学科を設置し、生活学または保育学の専門的な知識・技能とともに、日常生活に欠かせない諸知識・技能を教授している。そして、学生たちが短期大学部の教育を理解し、「よき家庭人で力強き職能人」を実現するためには、諸知識・技能を修得しようという強い意欲を持ち、自主的な姿勢で学習ができる人材を求めている。

1. 人間・社会・自然における多様な事象に、また他者および異文化について、興味を持ち、主体的に学ぼうという意欲がある人材。
2. 人間・社会・自然における多様な事象に、また他者および異文化について、理解できるために必要な基礎学力を有している人材。
3. 自己の考えを、コミュニケーション能力を発揮し、他者に伝えようとする行動力を培おうとしている人材。

短期大学部における求める学生像に加えて、各学科の「教育目的・人材育成の目標」、「求める学生像」を明確に示している。

［生活学科］

求める学生像

（1）知識・技能：家庭科および情報科目をはじめ、高等学校での授業科目を幅広く履修し、十分な基礎学力を持つ人。

（2）思考・判断・表現：多様な情報収集ができた上で、自分の考え・意見を作り出し、それを表現できる人。

（3）主体性・多様性・協働性：

- 専門的な知識・技能の取得のため、関連する資格取得等に目標を置き、合格に向けて意欲的に取り組める人。
- 地域貢献活動やボランティア活動等に積極的に参加できる人。
- さまざまな課題等を最後まで取り組み、期日までに作成・提出できる人。

［保育学科］

求める学生像

（1）知識・技能：「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」などの告示文を理解できるために必要な基礎学力（文章読解力、漢字検定３級以上程度）、さらに高等学校での授業科目を幅広く履修し、十分な基礎学力を持つ人。

（2）思考・判断・表現：多様な情報収集ができた上で、自分の考え・意見を作り出し、それを表現できる人。

（3）主体性・多様性・協働性：

- ２年間または３年間の学修の成果として保育士資格と幼稚園教諭免許状を取得し、保育者を目指す人。
- 専門的な知識・技能の取得のため、何事にも意欲的に取り組める人。
- 地域貢献活動やボランティア活動等に積極的に参加できる人。
- さまざまな課題等を最後まで取り組み、期日までに作成・提出できる人。

Ⅱ．入試において評価する特性

入試において評価する特性を「学力」（知識・能力・態度）、「志望度」（関心・意欲・入学意思）に分類・定義することで受験生の理解を促している。なお、専願入試（指定校制推薦、AO 選抜）においては全ての特性を評価するが、他入試においては「志望度」（入学意思）は評価領域とはしていない。

学力	知識		高等学校までに学習する範囲における基本的内容を修得している。
	能力		志望する学科・専攻において学ぶために必要な基本的能力（思考力・判断力・表現力）がある。
		思考力	新たな問題場面に即応して取り出した必要な情報、例えば、過去の問題解決の経験や既得の見方・考え方等を、多角的な視点に基づきつつ、様々に関連づけて豊かに発想し、論理的に考える力。
		判断力	思考力を支えるものとして、問題解決をしていく中でその視点、条件や範囲、あるいは事柄の関係づけ方や表現・処理の仕方等について、正誤、適否、価値の軽重等を総合的に評価し、選択・決定していく力。
		表現力	思考・判断の過程や結果を対象化して、自分以外の他者に日本語表現として理解できるように言語化し表現する力、および図、グラフ等で表現する力。
	態度		志望する学科・専攻において主体的・協働的に学び、お互いの多様なあり方を認め合う姿勢がある。
		主体性	自分の意思・判断で行動しようとする態度であり、「高い教養を身に纏った、よき家庭人であり力強き職能人」となる志を持っている。
		協働性	他のものと目標を共有し、ともに力を合わせて活動する態度であり、共生の時代に生きる女性として「親切」という価値観を持っている。
		多様性	人のそれぞれの違いを尊重し受け入れる態度であり、自分の志を大事にしつつも、他者の様々な志を尊重し受容できる。
志望度			志望する学科・専攻における学びへの強い関心・意欲及び入学意志がある。
	関心		学科・専攻の領域に対して強い興味がある。
	意欲		学科・専攻の領域において進んで学ぶ姿勢がある。
	入学意志		学科・専攻への入学を強く望んでいる。（専願又は第一志望である。）

入学者受入れの方針は、高大接続の観点により、下記に示す多様な選抜方式において、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。各入試方式（１～８）について選抜方式（調査書、面接、学力試験等）と評価する特性のマトリクスで示し、評価点も明らかにしている。

１．指定校制推薦

本学の学園訓・教育理念等を理解し、志望する学科・専攻の求める学生像に合致する人物であることが在籍する高校長によって保証されていること、その上で、高校での学習状況等に関する評価および面接により判断し、選抜する。

			調査書	推薦書	面接	出願申請書
学力	知識	知識	○			
		技能				
	能力	思考力	○			
		判断力				
		表現力				
	態度	主体性		○	○	○
		協働性				
		多様性				
志望度	関心			○	○	○
	意欲					
	入学意志					

２．公募制推薦

本学の学園訓・教育理念等を理解し、志望する学科・専攻の求める学生像を満たしているかについて、高校での学習状況等に関する評価、面接、適性検査（課題作文）により判断し、選抜する。

			調査書	面接	課題作文（短大）
学力	知識	知識	○		○
		技能			
	能力	思考力	○		○
		判断力			
		表現力			
	態度	主体性		○	
		協働性			
		多様性			
志望度	関心			○	
	意欲				
	100 点満点		20	30	50

知識 能力 70 点
態度 志望度 30 点
100 点満点

３．AO 選抜

本学の学園訓・教育理念等を理解し、志望する学部・学科・専攻の求める学生像に合致する人物であるかについて、高校での学習状況等に関する評価、エントリーカードおよび個別面接により判断し、選抜する。

			調査書	面接	エントリーカード
学力	知識	知識	○		
		技能			
	能力	思考力	○		
		判断力			
		表現力			
	態度	主体性		○	○
		協働性			
		多様性			
志望度	関心			○	○
	意欲				
	100 点満点		20	30	50

知識 能力 20 点
態度 志望度 80 点
100 点満点

４．資格優遇選抜

志望する学科・専攻が定めた資格・スキルを有することを前提として、本学の学園訓・教育理念等を理解し、学科・専攻の求める学生像に合致しているかについて、高校での学習状況等に関する評価、エントリーカードおよび個別面接により判断し、選抜する。

			調査書	面接	エントリーカード	資格
学力	知識	知識	○			○
		技能				
	能力	思考力	○			○
		判断力				
		表現力				
	態度	主体性		○	○	
		協働性				
		多様性				
志望度	関心			○	○	
	意欲					
	100 点満点		20	30	25	25

知識 能力 45 点
態度 志望度 55 点
100 点満点

５．一般入学試験

高校までに身につけた学力について、高校での学習状況等に関する評価および本学の入学試験の成績に基づき、志望する学科・専攻の教育を受けるに相応しい知識および能力があるかを判定し、選抜する。
【学長特別奨学生審査】志望する学科・専攻の求める学生像を満たし、学長特別奨学生にふさわしい「態度」及び「志望度」である学生を選考し、学長特別奨学生に任命のうえ特別奨学金を支給する。志望者は入試合格、入学手続後に提出する「学長特別奨学生エントリーシート」と「プレゼンテーション」により審査される。

			調査書	学力試験	エントリーシート	プレゼンテーション	
学力	知識	知識	○	○			
		技能					
	能力	思考力	○	○			
		判断力					
		表現力					
	態度	主体性			△	△	
		協働性					
		多様性					
志望度	関心				△	△	
	意欲						
	Ⅰ期	300 点満点	20	200	50	30	※学長特別奨学生審査
		220 点満点	20	200			
	Ⅱ期	200 点満点	20	100	50	30	※学長特別奨学生審査
		120 点満点	20	100			

６．大学入試センター試験利用

高校までに身につけた学力について、高校での学習状況等に関する評価および大学入試センター試験の成績に基づき、志望する学科・専攻の教育を受けるに相応しい知識および能力があるかを判定し、選抜する。
【学長特別奨学生審査】志望する学科・専攻の求める学生像を満たし、学長特別奨学生にふさわしい「態度」及び「志望度」である学生を選考し、学長特別奨学生に任命のうえ特別奨学金を支給する。志望者は入試合格、入学手続後に提出する「学長特別奨学生エントリーシート」と「プレゼンテーション」により審査される。

			調査書	センター試験	エントリーシート	プレゼンテーション	
学力	知識	知識	○	○			
		技能					
	能力	思考力	○	○			
		判断力					
		表現力					
	態度	主体性			△	△	
		協働性					
		多様性					
志望度	関心				△	△	
	意欲						
	Ⅰ期	300 点満点	20	300/200/100	50	30	※学長特別奨学生審査
		220 点満点	20	300/200/100			
	Ⅱ期	200 点満点	20	100	50	30	※学長特別奨学生審査
		120 点満点	20	100			

7．センタープラス方式

高校までに身につけた学力について、高校での学習状況等に関する評価および本学の入学試験およびセンター試験の成績に基づき、志望する学科・専攻の教育を受けるに相応しい知識および能力があるかを判定し、選抜する。
【学長特別奨学生審査】志望する学科・専攻の求める学生像を満たし、学長特別奨学生にふさわしい「態度」及び「志望度」である学生を選考し、学長特別奨学生に任命のうえ特別奨学金を支給する。志望者は入試合格、入学手続後に提出する「学長特別奨学生エントリーシート」と「プレゼンテーション」により審査される。

			調査書	センター試験	学力試験	エントリーシート	プレゼンテーション
学力	知識	知識	○	○	○		
		技能					
	能力	思考力					
		判断力	○	○	○		
		表現力					
	態度	主体性					
		協働性				△	△
		多様性					
志望度	関心					△	△
	意欲						
	300点満点		20	100	100	50	30
	220点満点		20	100	100		

※学長特別奨学生審査

8．特別選抜

社会人	本学の学園訓・教育理念等に共感し、高い勉学意欲および適性を持っていることを、面接および小論文等により判断し、選抜する。
帰国生	本学が定める出願資格を満たしたうえで、本学の学園訓・教育理念等を理解し、高い勉学意欲および適性を持っていることを、面接および小論文等により判断し、選抜する。
外国人留学生	本学が定める出願資格を満たしたうえで、本学の学園訓・教育理念等を理解し、高い勉学意欲および適性を持っていること、加えて水準以上の日本語能力であることを、面接および小論文等により判断し、選抜する。

			面接	小論文
学力	知識	知識		○
		技能		
	能力	思考力		
		判断力		○
		表現力		
	態度	主体性		
		協働性	○	
		多様性		
志望度	関心		○	
	意欲			
	130点満点		30	100

知識 能力 100点
態度 志望度 30点
130点満点

Ⅲ．短期大学部・学科が重視する特性

「学科が重視する特性」は以下の通りとなっており、「入試において評価する特性」同様に、学力の三要素（知識・技能、能力、態度）を基に、選考基準を設定している。平成30年度「学生募集要項」では、短期大学部の各学科が重視す

る特性を以下の表のように明示している。

生活学科	学力			志望度	募集枠方針	
	知識	能力	態度			
指定校制推薦	○	○	◎	◎	募集人員の 36%	(推薦選抜) 募集人員の 52%
公募制推薦	◎	◎	○	○	募集人員の 16%	
一般入試	◎	◎	△	△	募集人員の 16%	(学力選抜) 募集人員の 32%
センター試験利用	◎	◎	△	△	募集人員の 12%	
センタープラス方式	◎	◎	△	△	募集人員の　4%	
AO選抜	○	○	◎	◎	(AO選抜) 募集人員の 16%	
資格優遇選抜	◎	◎	◎	◎	若干名	
特別選抜･社会人	○	○	○	○		
特別選抜･帰国生	○	○	○	○		
特別選抜･外国人留学生	○	○	○	○		

保育学科	学力			志望度	募集枠方針	
	知識	能力	態度			
指定校制推薦	○	○	◎	◎	募集人員の 32%	(推薦選抜) 募集人員の 46%
公募制推薦	◎	◎	○	○	募集人員の 14%	
一般入試	◎	◎	△	△	募集人員の 22%	(学力選抜) 募集人員の 40%
センター試験利用	◎	◎	△	△	募集人員の 15%	
センタープラス方式	◎	◎	△	△	募集人員の　3%	
AO選抜	○	○	◎	◎	(AO選抜) 募集人員の 14%	
資格優遇選抜	◎	◎	◎	◎	若干名	
特別選抜･社会人	○	○	○	○		
特別選抜･帰国生	○	○	○	○		
特別選抜･外国人留学生	○	○	○	○		

「学科が求める学生像」の「（１）知識・技能（２）思考・判断・表現」、（３）主体性・多様性・協働性」において入学前における望ましい学習成果について記載しており、選抜方式によって評価する入試としている。入試選抜の方法は「入試において評価する特性」、「選抜方式」による表（マトリクス）で視覚的に示されており、入学者受け入れの方針を明確にしている。

入試における選考基準は選抜方式の配点、合計点を開示することで受験生及び高校への情報の透明性を担保している。付属高校等に選抜方式の基準を示し、協働で検討することで入試としての妥当性（公正、適正）を担保している。

学費は「入試案内」「募集要項」「入学手続要項」で学科ごとに明示しており、授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

入試方針、入学者選抜において入試広報センター・大学入試広報課がアドミッションセンターとして機能する体制としている。受験生からの「お問い合わせ先」として入試広報課のフリーダイヤルとホームページ・アドレスを大学案内、入試案内等で開示し、問い合わせに対応している。

入学者受入れ方針の内容、基準等に関して、毎年、付属高校等の意見を求めており、適宜見直しを行っている。

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学習成果に具体性がある。

（2）　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

（3）　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞

短期大学部生活学科および保育学科のディプロマ・ポリシーは、卒業時に学生が修得するべき資質・能力として、三つの学習成果を具体的に示し、これに対応してカリキュラムマップを作成している。カリキュラムマップでは、科目ごとに配当年次・開講時期を記し、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果のうち、特にどの能力を重点的に育成する科目であるかを示している。2 年間（保育学科第三部は 3 年間）で学習成果を獲得できるよう体系的にカリキュラムを編成しており、学習成果は一定期間内で獲得可能である。

教員は各授業科目で設定した到達目標（学習成果）の達成度を試験、レポート、作品提出等、測定可能な方法により適切に測定している。

そして、学習成果をより明確に測定するため、平成 31（令和元）年度より全科目において「学修評価のための総括的指標」（ルーブリック評価表）の導入を予定している。

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

（2）　学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

（3）　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

学習成果の獲得状況は、単位取得率、学位取得率、免許・資格等の取得状況、退学率、在籍率、卒業率、大学編入学率、就職率などを指標として活用している。

令和元年度から学生の成績表に GPA を表示し、令和 2 年度には学生が自身の成績レベルを確認できるよう、学科・学年ごとの GPA 分布をグラフ化してポータルサイトで公開することを検討している。また、令和元年度から全ての授業で成績評価の基準を明確に示すため、ルーブリック評価表を作成し、初回授業で学生に配布することを計画している。なお、保育学科では、半期ごとに「保育者養

成講座」グループ担当の教員が「教職履修カルテ」で教職課程科目の振り返りを確認、指導を行い、保育実習・教育実習先からの評価については実習担当教員で確認の上、学生へフィードバックしている。

［生活学科］

以下の表は、生活学科の過去 5 年間の年度ごとの入学者数と、その入学者が卒業に至るまでの間の推移を表した数字である。

	25 年度 入学生	26 年度 入学生	27 年度 入学生	28 年度 入学生	29 年度 入学生
入学定員	140	140	140	140	140
入学者数	173	140	145	116	130
退学者数（除籍含） ［① 1 年次 ②2 年次］	6 ［①4 ②2］	3 ［①1 ②2］	3 ［①2 ②1］	5 ［①4 ②1］	5 ［①4 ②1］
退学率	3.5%	2.1%	2.1%	4.3%	3.8%
在籍率	96.5%	97.9%	97.9%	95.7%	96.2%
卒業者数	164	133	137	106	125
卒業延期（留年）者数	3	4	5	5	0
学位取得率（卒業率）	94.8%	95.0%	94.5%	91.4%	96.2%
進学者数	5	2	5	2	3
進学率(大学編入学率)	3.0%	1.5%	3.6%	1.9%	2.4%
就職希望者数	139	118	121	97	119
就職者数 ※	130	112	116	93	114
就職率	93.5%	94.9%	95.9%	95.9%	95.8%

※9 月卒業者は含まない

なお、生活学科の過去 5 年間の免許・資格取得者数は次のとおりである。

免許・資格名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
IT パスポート試験	1				2
上級情報処理士	114	98	110	95	98
情報処理士	23	10	29	21	35
マイクロソフトオフィススペシャリスト	1				
情報処理技能検定 （表計算）2 級以上	113	67	79	109	68
ホームページ作成検定 1 級	53	52	41	74	44
マルチメディア検定ベーシック	9	2		5	
日本語ワープロ検定 2 級以上	56	53	34	58	43
文書デザイン検定 1 級	84	60	43	58	38
プレゼンテーション作成検定 1 級	17	10	27	44	59
Web デザイナー検定ベーシック	3	1			

免許・資格名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
秘書士	13	25	80	34	52
秘書技能検定準 1 級			2	1	
秘書技能検定 2 級	21	36	25	23	2
秘書技能検定 3 級	24	38	19	31	3
医療秘書実務士	61	63	41	36	44
フードコーディネーター3 級	50	34	40	35	25
食生活アドバイザー2 級	6	6	11	2	1
食生活アドバイザー3 級	22	12	13	4	4
食品表示検定初級			2		2
フォーマルスペシャリスト検定準 2 級（ブロンズライセンス）	23	22	19	21	14
ドレメ式洋裁学校教員認定 3 級	9	4	8	6	5

［保育学科］

以下の表は保育学科の過去 5 年間の年度ごとの入学者数と、その入学者が卒業に至るまでの間の学習成果に関する主な項目別の数字である。

	25 年度入学生	26 年度入学生	27 年度入学生	28 年度入学生	29 年度入学生
入学定員	160	160	160	160	160
入学者数	171	161	178	167	135
退学者数（除籍等含）［①年次 ②2 年次］	5［①3 ②2］	2［①1 ②1］	6［①5 ②1］	5［①4 ②1］	5［①4 ②1］
退学率	2.9%	1.2%	3.4%	3.0%	3.7%
在籍率	97.1%	98.8%	96.6%	97.0%	96.3%
卒業者数	165	157	171	158	130
卒業延期（留年）者数	1	2	1	4	0
学位取得率（卒業率）	96.5%	97.5%	96.1%	94.6%	96.3%
進学者数	1	2	2	0	0
進学率(大学編入学率)	0.6%	1.3%	1.2%	0.0%	0.0%
保育士資格取得者数	152	147	168	153	126
資格取得率	92.1%	93.6%	98.2%	96.8%	96.9%
幼稚園教諭二種免許状取得者数	159	151	167	155	126
資格取得率	96.4%	96.2%	97.7%	98.1%	96.9%
就職希望者数	151	151	168	156	126
就職者数 ※	149	150	167	155	126
就職率	98.7%	99.3%	99.4%	99.4%	100.0%

※9 月卒業者は含まない

なお、単位取得率については、平成 28 年度は 99.4%、平成 29 年度は 99.1%、平成 30 年度は 99.4%であった。

学習成果の獲得状況は、学力や汎用的能力についての調査結果や各種アンケート結果（「卒業学年に対するアンケート」及び「学年末アンケート」、「学生による授業評価アンケート」)、同窓生・雇用者に対する調査、インターンシップ等の評価も活用している。

学力や汎用的能力の調査については、入学時に実施している「大学生基礎力レポート」にて、英語運用・日本語理解・判断推理を指標とした基礎学力を測定している。また、在学中には漢字検定（保育学科）および「TOEIC」「保育英検」などの英語の検定試験の上級を目指して受検し、学力の伸長を計っている。

同窓生・雇用者に対する調査としては、基準Ⅱ-A-8 に記載の通り、平成 26 年度からキャリア支援オフィスが主体となり、卒業･就職から 2 年を経過した卒業生を対象に毎年度「卒業生の就職状況に関するアンケート」を、就職先事業所に対しては 3 年毎に「就職先から見た卒業生の評価に関するアンケート」を実施している。

インターンシップへの参加学生数の実績は、平成 28 年度は 6 名、平成 29 年度は 12 名、平成 30 年度は 11 名(うち保育学科 4 名)であった。なお、留学の参加数、大学編入学数は低調である。

このように、本学では学習成果の獲得状況を量的･質的データに基づき評価しており、学位授与数、卒業者数、退学者数、進学者数、就職者数、資格取得者数など、評価結果の一部を大学 Web ページや学報等で公表している。

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　卒業生の進路先からの評価を聴取している。

（2）　聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8 の現状＞

平成 26 年度からキャリア支援オフィスが主体となって、卒業･就職から 2 年を経過した卒業生を対象に、毎年度「卒業生の就職状況に関するアンケート」を実施している。また、3 年毎に就職先事業所に対して「就職先から見た卒業生の評価に関するアンケート」を行い、それぞれの結果から本学の強み・弱みを把握し、キャリア教育やキャリア支援オフィスでの指導等に反映させ、改善の推進を図っている。

上記アンケート調査において、平成 29 年度は卒業生のうち 160 名と事業所 100（企業 61、保育所等 39）を抽出して調査を実施した。就職先から見た本学卒業生の全般的な評価は、「真面目で協調性があるが、やや積極性に欠けて依存心が強い面がある」といったものが目立ち、卒業生自らが指摘している「積極性の不足」と合致している。短期大学部のディプロマ･ポリシーに示されている「自

己表現力」「行動力（主体性）」「問題発見力・問題解決力」「コミュニケーション力」「協調性（社会性）」についても確認しており、就職先の満足度がそれぞれ66%・72%・47.1%・84%・92.2%となっている。積極性や問題発見力・解決力を高めていくために、各学科会議等にて、アクティブラーニングなど授業の効果的な展開方法や授業内容の検討を進めている。

なお、保育学科では、卒業生が勤務している園・施設での仕事の様子、当該園・施設からの要望を聴取して学科会議等で報告し、情報共有している。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

短期大学部、または各学科における学習成果（ディプロマ・ポリシー）の獲得状況を、量的・質的データを測定する体系的仕組みが明確に構築されていないことが課題である。但し、今後は様々な取り組みが計画されている。令和元年度のアセスメント・ポリシー策定に向けて準備を進めている。それに関わり、全授業科目において、ディプロマ・ポリシーの到達度を示す総括評価ルーブリックの導入を行う予定であり、「カリキュラムマップ」および「カリキュラムツリー」との整合性を点検していく。

さらに、学修ポートフォリオをオンライン化させ、全授業科目で実施できるよう計画している。また、各学生の GPA を学生自らと学科クラス指導教員が確認できるシステムを構築し、学生の主体的学びへと連動させるとともに、学生の学習指導に役立てるよう計画している。

これらの課題をより一層進めていくにあたり、ディプロマ・ポリシーに基づく各授業科目の到達目標の再検討、各授業科目の難易度に関連したナンバリングの作成について、短期大学部及び両学科において検討を重ねていきたい。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

生活学科では、10 日間ヨーロッパのイタリア・フランスを訪れ、本場西洋での生活様式（衣食住等）を学ぶ「海外総合演習」が特筆すべき授業科目である。平成 13 年度に始まった当初は毎年開講されていたが、平成 28 年度以降は隔年実施とし、平成 30 年度実施で 15 回目を数えた。なお、事前授業・事後指導があり、学生と教員の反省会の実施と報告書の作成を行っている。また、「地域貢献演習」や「卒業研究」では、学科教員の指導の下、授業時間の枠を超えた様々な地域貢献活動や各コースの専門性を活かしたコンテストやイベントに、学生たちが参加している。

保育学科では、就職して 1 年目の卒業生に対して記名式で「卒業生アンケート」を実施し、卒業生のアフターケアを考慮して学科での指導に活かしている。平成 30 年度においては保育学科を卒業した 133 名のうち、32 名から回答が得られた。これは、現在の仕事内容や仕事に対する満足度などについて問うたものである。現在の仕事への満足度について「1.全く満足していない」から「5.とても満足している」の 5 段階で回答を求めたところ、65.6%の卒業生が「満足している」傾向にあることがわかった。その一方で、不満を抱えている者も

12.5%いることがわかった。仕事内容については「やりがいがある」「子どもたちの成長を感じられる」などといったものから、「時間通りに帰れない」「仕事量が多い」などといったものまで多様な意見が寄せられた。回収率が 24.1%と低い状態ではあるが、このアンケート調査の結果は卒業生の離職防止を念頭に、保育学科の教育の改善や就職指導に活用している。

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

＜根拠資料＞

【提出資料】

（学生便覧等、学習支援のための配布物）

1. 履修要項 2018
2. 初年次教育用テキスト「大学で学ぶということ」
3. 学生生活の手引き　HABATAKI2018

（短期大学案内・募集要項・入学願書）

4. 2019 年度大学案内
5. 2019 年度学生募集要項、出願書類
6. 2019 年度大学案内
7. 2019 年度学生募集要項、出願書類

【備付資料】

（学生支援の満足度についての調査結果）

8. 卒業学年に対するアンケート
9. 学年末アンケート

（就職先からの卒業生に対する評価結果）

10. 就職先から見た名古屋女子大学・名古屋女子大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート

（卒業生アンケートの結果）

11. 卒業学年に対するアンケート

（入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等）

12. 入学手続要項
13. 春から大学生になるみなさんへ
14. 個別相談のご案内

（入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等）

15. 学生生活をはじめるにあたって
16. 入学前教育について
17. 学科別入学前教育プログラム
18. ピアノ入門レッスン受講者募集

（学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料）

19. 新入生オリエンテーション日程

20. 初年次教育用テキスト「大学で学ぶということ」
21. 履修要項 2018
22. シラバス 2018
23. 学生生活の手引き　HABATAKI2018
24. 総合学生支援システム　操作マニュアル
25. 指導教員一覧
26. オフィスアワー
27. 成績不振者への履修指導について（依頼）
28. 大学生基礎力レポート

（学生支援のための学生の個人情報を記録する様式）

29. 学籍簿
30. 学生個人票
31. 学生基本登録情報変更届
32. 学生保健カード

（進路一覧表等の実績についての印刷物等）

33. 進路決定状況（平成 28 年度～平成 30 年度）
34. 主な就職先（平成 28 年度～平成 30 年度）

（GPA 等の成績分布）

35. GPA 等の成績分布

（学生による授業評価票及びその評価結果）

36. 平成 28～平成 30 年度「学生による授業評価」（集計結果と考察）
37. 平成 30 年度「学生による授業評価」実施要領、アンケート用紙

（社会人受け入れについての印刷物等）

38. 学生募集要項「特別選抜」

（海外留学希望者に向けた印刷物等）

39. 学生生活の手引き　HABATAKI2018
40. 留学ハンドブック 2018

（留学生の受入れについての印刷物等）

該当なし

［区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

（1）教員

教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。シラバスは、自己点検・自己評価委員会シラバス作業検討部会において毎年検討される「シラバス作成要領」に基づき作成され、授業の到達目標、授業計画、学習上の留意事項、授業外学習の指示、成績評価基準等が明記されている。また、教員は、小テストや課題提出等により、学習成果の獲得状況の定期的な確認と把握に努めている。

なお、令和元年度より、全授業科目においてルーブリック評価表（学修評価のための総括的指標）を作成して評価を進めていくよう、計画されている。

また、自己点検・自己評価委員会が「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果に基づき、授業改善の取り組みを行っている。教員は前期・後期、それぞれ中間と期末に「学生による授業評価アンケート」を受け、それらは集計された後、各教員にフィードバックされている。評価結果については、教員自身が結果考察を記述の上、学生による自由記述も含めて冊子にまとめられ、図書館で学内公開され、授業改善の資料として活用されている。評価結果が基準値を下回った場合は、部長・学科長による面談や、自己点検・自己評価委員会 FD 作業部会で定められた「FD 授業改善プログラム」に基づく教員相互の授業参観や授業検討会によって授業改善が行われている。また、学科による FD 活動（学科

FD）として、教員相互の授業参観や授業検討会を行っている。

授業内容について、オムニバス授業については、成績評価責任者として代表者を定め、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。また、同一科目・関連科目間では、専任教員を中心として授業内容の調整を図っている。校外実習等、学科教員全員がかかわるような授業では、学科会議で報告しあい、授業担当者間での意思の疎通を図っている。

教員は、各授業科目の成績評価・単位認定状況、GPA、各種資格・検定の取得状況により各学科の教育目的・目標の達成状況の把握・評価をしている。

教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。本学では指導教員制を設け、学生を 40 人程度のクラスに編成し、それぞれ 1 名の指導教員を配置している。指導教員は自身のクラスの学生について、その学習成果を期首の履修指導や期末の成績、アンケート調査により、また、日々の個別相談によって卒業に至るまで詳細に把握しており、成績不振や特別に指導が必要な学生の情報については月 1 回の学科会議や学科のメーリングリストを活用して共有している。

（2）事務職員

事務職員は、学生支援・管理運営など部署により異なるが、教職協働により、学生の学習しやすい環境づくりに務め、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

学生の履修指導、学生生活全般に係る相談、進路相談等については学生支援センター教学支援部門、学生生活支援部門、キャリア支援部門などの事務職員が対応している。学生支援センター教学支援部門は、授業の履修や試験、成績等を取り扱う事務組織であり、学生及び教員の支援を行っている。具体的には学科の教育目的・目標や卒業・資格要件にあわせた履修登録の指導を学生に行い、教員を通して授業支援を行うことで学習成果の獲得に貢献している。また、学生の卒業や一定の資格取得について判定を行い、成績順位を管理することで学習成果を認識するとともに、学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。教学支援部門で把握している成績不振者を期首の履修指導時にリスト化して教員に提供することや、教学支援部門が実施する「学修の行動・時間・成果に係るアンケート調査」の集計結果を教員に提供することで、教員と職員で情報共有を行い、学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

なお、学生の成績記録については、文書保管規程により適切に管理している。

学生生活支援部門は、教員と連携して課外活動、奨学金、学納金納付相談など学生生活全般に係る学生対応業務を行い、学生生活の不安を取り除き、安心して学習に専念できる環境を整えることで、各学科の学習成果の達成に貢献している。

キャリア支援部門は進路相談や面接指導、、履歴書・エントリーシートの添削のほか、学校推薦求人の選考に当たっての成績照会などを通じ、恒常的に学習成果の確認を行っている。また、卒業生の就職先企業等に対する定期的なアン

ケート調査の実施によって、学習成果に関する社会的・実践的な観点からの評価を把握し、指導への反映を図っている。

（3）教職員

学術情報センターの事務職員及び教員は、学科活動、授業と連携した様々な取組みを実施している。入学時には、学術情報センター利用説明をオリエンテーションに組み込み、全学科で実施している。さらに、コンピュータを使った蔵書検索や図書館ツアーを図書館利用ガイダンスの中で実施している。また、1年生の授業内で「レポート作成のための情報収集」講習や「就職活動のための情報収集」講習を実施している。

更に、学術情報センターでは、例年学生対象の利用者アンケート調査（オンライン）を実施し、結果を公表している。要望に対し具体的に改善を行うことで学生へのフィードバックを行っており、学生の満足度向上に寄与している。

＜図書館・PC 演習室に満足していますか＞

	H.27	H.28	H.29	H.30	R01	H.27	H.28	H.29	H.30
大変満足している	70	44	33	40	58	19%	13%	11%	12%
満足している	140	145	127	136	174	37%	44%	43%	42%
普通	101	108	113	115	152	27%	33%	38%	35%
あまり満足していない	33	20	23	26	37	9%	6%	8%	8%
まったく満足していない	6	9	2	6	7	2%	3%	1%	2%
利用していないので分からな	28	4	0	3	4	7%	1%	0%	1%
合計	378	330	298	326	432	100%	100%	100%	100%

学術情報センターではパソコン相談窓口を設置し、学内 PC 演習室での問い合せや指導支援を実施している。そのほか、全学共通科目の「基礎情報処理演習 1」「基礎情報処理演習 2」を必修化することで、コンピュータの基礎的知識を身に付けさせている。この科目を通して学内 LAN の仕組みを深く学び、課題の提出方法や授業で使用する資料の入手方法を学ぶことができる。

学内のコンピュータ利用については、9 室あるパソコン演習室を授業で活用しており、学生用パソコンの合計台数は 470 台である。学内には「ポータルサイト」を導入し、教務連絡、履修状況管理、成績確認などを学内外から利用可能にしている。学生は学内に設置されたコンピュータを、授業やゼミ等がない時間には自習利用できる。講義室にはすべて有線 LAN が設置され、図書館や西館ラーニングコモンズ等では無線 LAN が設置されている。機器・設備は学術情報センターシステム部門及び財務課管財が点検・整備を行っている。

教職員の情報技術の向上に関しては、ICT に関する知識及び情報活用能力の向上を目的とした、ICT 講習会を年間 4～5 回、定期的に実施している。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

（2） 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
（3） 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
（4） 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
（5） 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
（6） 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
（7） 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
（8） 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
（9） 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
（10） 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学手続き者に対しては、2 月に「学生生活をはじめるにあたって」を送付し、入学後の学生生活や入学までの準備について情報を提供している。また、3 月下旬には、全新入生を来校させ「入学前指導」を実施している。そこで、初年次教育用テキスト「大学で学ぶということ」を配付し、入学までに熟読させ、大学生になるという自覚を持つように指導している

AO 入試・推薦入試の入学手続者に対し「入学前教育」を行っており、入学までに取り組むべき課題として、小冊子「創立者　越原春子」の感想文、基礎学力講座「国語」（通信添削）、レポート等の課題を与えている。平成 28 年度入学生からは、入学前教育オリエンテーション（12 月実施）、学科講座スクーリング（2・3 月実施）として創立者の紹介や大学の講義体験を行い、加えて保育学科では希望者に対して「ピアノ入門レッスン」を実施し、授業開始時に向け円滑な教育の導入を図ることを目指している。

入学者に対するオリエンテーションは、入学式後、3 日間にわたり実施している。学習支援のための印刷物として、「学生生活の手引き」や「履修要項」などの印刷物を毎年発行しており、これらの印刷物を中心に学習の方法や履修科目の選択（カリキュラムや卒業要件、資格要件、授業における出欠の取り扱い、試験や成績など）、より良い学生生活のためのオリエンテーションを行っている。オリエンテーションでは特に履修指導に力を入れており、教員の個別履修相談に加え、2 年生から選出された学生サポーターが履修相談に応じることで、よりきめ細やかな指導を行っている。学生サポーターは履修相談以外にも、キャン

パス内の案内をしたり、学生生活における疑問や不安に対する助言を与えたりしている。

また、4 月から 5 月にかけて、新入生を対象に実施される 2 泊 3 日（保育学科第三部は 1 日）の越原学舎研修でも本学独自の初年次教育を展開し、学習の動機付けを高める工夫をしている。

在学生については、学習成果の獲得に向けて、新年度開始時に学科全体の在学生オリエンテーションを実施している。その中で、各学生の通算取得単位数を確認の上、個別の履修指導を行うほか、校外実習等の諸指導など、当該学年の学習の動機付けになるよう全体指導を行っている。また、後期開始前の成績発表時に、成績通知表を配付したうえで、クラス指導教員がきめ細かな履修指導を行っている。

学生の学習上のサポートについては、本学では「指導教員制」を設けており、学生支援センター教学支援部門と連携して対応している。学習上・生活上の悩みなどについては、主にクラス指導教員（教学系技術職員等も含む）が相談に当たり、適切な指導助言を行う体制を整備している。また、生活学科ではクラス指導教員とコース担当教員、保育学科ではクラス指導教員と保育者養成講座のグループ担当教員（少人数 10 名程度の授業形態の「保育者養成講座」）の併用により、情報を共有しながら学生指導を進めている。

さらに、全専任教員が研究室に必ず在室する「オフィスアワー」を設けている。年度初めに、オフィスアワーの時間帯を学生支援センター前の掲示板に掲示し、授業内容や学習に関する学生の様々な相談を受け付けている。なお、教員はこの時間帯以外でも必要に応じ、学生に対応している。

全学生の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生、優秀で進度の速い学生に対する配慮を行うため、一部の授業で習熟度別クラス編成を導入している。習熟度別クラス編成を導入している授業は、全学共通科目の英語（外国語）、生活学科のコンピュータ利用演習科目、保育学科の音楽演習科目であり、クラス編成を行う前提として、プレイスメントテストや意識調査を実施し、基礎学力や意欲等を測った上で対応している。その他、授業内で対応しきれなかった課題等に関しては、教員がオフィスアワーなどの時間を使い、個別指導を行ったりして補足している。

また、大学を併設しているため、図書館やパソコン実習室等が充実しており、自主学習の環境も整っている。そのため、基礎学力が不足する学生であれば補習学習ができる環境、優秀で進度の速い学生には高度な専門書を活用した学習ができる環境がある。

さらに、優秀で進度の速い学生には、両学科において各種資格・検定の取得、生活学科では各種コンテスト等への参加、保育学科では保育所・幼稚園・福祉施設でのボランティア活動を積極的に薦めており、学生のモチベーション向上に努めている。

学生の留学受け入れ・派遣については、海外交流室を設け、学生の希望する留学先や期間に応じて担当者が相談を受け付けている。海外の提携校に対する協

定留学や、提携先でなくとも学長が特に認めた場合は認定留学によって本学に在籍したまま留学することができ、留学先で修得した単位は 30 単位を上限として本学で修得した単位として認定する仕組みを設けている。但し、受入れ・派遣ともに、近年の実績はない。

学習成果の獲得状況については、各学科のディプロマ・ポリシーを目標と定めているため、その到達度を量的には修得単位数、質的には成績評価を確認することで把握している。半期ごとの成績発表時に、学生支援センター教学支援部門からクラス指導教員へ学生の成績・単位修得状況が示され、それに基づき、学習成果が上がっていない学生に対し、個別に学習指導を行っている。また、各学科で推奨している資格・免許の取得者数についても、学期末の教授会等で確認している。そして、各学科会議では、これら学生の学習成果を踏まえ、教育課程の見直しや授業方法の改善等、学習支援方策の点検を行っている。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
（2）　クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
（3）　学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
（4）　宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
（5）　通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
（6）　奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
（7）　学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
（8）　学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
（9）　留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
（10）社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
（11）障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
（12）長期履修生を受入れる体制を整えている。
（13）学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織として、学生支援センターに学生生活支援部門、キャリア支援部門を置き、事務職員が学生の生活支援を行っている。

学生生活に関する重要事項については、教員と職員で組織される各種委員会（学生委員会、キャリア支援委員会等）で審議されている。

また、クラス指導教員が学生生活における指導・助言、家庭との連絡にあたっており、個人面談などを通して学生のニーズに応じた支援を行っている。クラス指導教員のほか、「オフィスアワー」等を活用して学科全教員が学生の生活支援にあたっている。

クラブ活動や学生会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。学生会は、会長、副会長、書記、会計の役員及び大学公認の各サークルから選出した学生により構成され、新入生歓迎会の企画・実施、大学祭企画などに主体的に参画している。また、学園創立記念日には毎年学生を代表して創立者胸像に献花を行っている。

大学公認サークルは、文化系と運動系を合わせると約 40 サークルあり、大学施設を利用して活動を行っている。年 2 回サークル代表者会議を開催し、学生支援センター学生生活支援部門がサークル運営について支援・アドバイスを行っている。また、大学 HP「クラブ・サークル紹介」や小冊子「サークル紹介」等を通して活動内容を周知できるよう努めている。

学生食堂については、東館（座席 232 席）と南 5 号館（座席 180 席）、南 8 号館（座席 388 席）の 3 箇所があり、委託業者「ハーベスト」によりそれぞれ特色のあるメニューが提供されている。学生の声を受け、改善が必要な点については直接働きかけるなど、業者との連携を密にしている。

売店については南 2 号館に「丸善雄松堂」が入っており、書籍や文具・日用品などを販売している。また、東館にはミニコンビニを設け、軽食（弁当、パン、菓子等）を販売するほか、飲み物等の自動販売機を設置している。南 8 号館の学生食堂でも、ファミリーマート自動販売機を設置している。さらに、平成 31 年 4 月に新設された西館 1 階にはカフェテリア（座席 181 席）を設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。カフェテリアでは、ファミリーマート自動販売機の設置及び「丸善雄松堂」による軽食の販売が実施され、学生に好評である。キャンパス中央にはベンチを配した中庭があり、学生の憩いの場となっている。

宿舎を必要とする学生への支援として、本学では学生寮「和春寮」（ワンルーム型個室 110 室）を設置し、管理・運営は、㈱学生情報センターに業務を委託している。学生支援センター学生生活支援部門担当職員が定期的に学生寮を巡回しており、両性同士の親睦を深められるよう懇親会なども開催している。また、学生寮以外を希望する学生には、委託業者による宿舎のあっせんも行っている。

本学は最寄り駅である地下鉄駅から 300 メートルの距離にあり、地下鉄利用者が多く、自動車通学は禁止している。自転車の駐輪場については十分な駐車スペースを確保している。自転車通学者（原付バイク含む）が交通ルールを守り、安全に通学できるよう、新入生オリエンテーション期間中に「交通安全指導講習会」を開催し、受講者には自転車通学許可証と登録シールを交付している。

学生への経済的支援のために、日本学生支援機構奨学金、各種奨学金財団奨学金のほか、本学独自の奨学金制度として、「小川奨学金」では家計急変者を救済するための半期の学費相当額を給付限度とした緊急支援を行っている。「春光会（同窓会）奨学金」でも学業成績優秀者に給付する奨学金と緊急支援奨学金の制度がある。その他、「保育士修学資金貸付制度（5 年以上当該地域で保育業務に従事すると返還義務免除）」についても学生に紹介している。さらに、平成 29 年度から「越原学園創立 100 年記念学長特別奨学金」を設け、併設大学及び短大から 100 名の学長特別奨学生を選抜している。初学年次の学生を対象に（2 年次以降の継続あり）年額 12 万円（返還不要）を給付している。

学生の健康管理のために、衛生管理室を設置している。専任看護師が在室し、病気、怪我等の応急措置に対応している。毎年 4 月に実施する定期健康診断の結果により、健康指導、治療が必要な学生には個々に案内を行って治療を促したり、学校医による健康相談を受けさせるなど、健康維持管理に関わる業務を行っている。

学生のメンタルケアやカウンセリングの体制としては、学生相談室を設置し、非常勤カウンセラーをおいている。新入生オリエンテーションでカウンセラーが学生相談室の紹介を行うほか、「学生相談室報」を発行、配付している。また、教員と事務職員から構成される学生相談室運営委員会を置き、学生相談の現状について把握している。さらに、学生相談室の企画・運営により、年 1 回、外部講師を招いて教員・事務職員を対象とした「カウンセリング研修会」を実施している。

学生の意見や要望の聴取については、各学科で「卒業学年に対するアンケート」及び在学生への「学年末アンケート」（学生生活満足度、学修達成度など）を実施しており、結果はクラス指導教員及び学科で共有し、学生指導に役立てている。また、学生ホール、図書館、食堂には意見箱を設置しており、学生からの意見を汲み上げて改善している。

留学生が在籍する場合は、受入れ学科が学生支援センターと協働し、情報を共有するとともに学習支援を行っている。但し、平成 27 年度以降、留学生は在籍していない。

社会人学生への支援としては、平成 30 年度に保育学科第三部（「ワーキングスタディコース」）を新設した。第三部の授業は午前中のみで、午後は仕事やアルバイトなどに時間を充てることが可能である。また、「幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得のための特例制度」のもと、特例制度の対象となる有資格の社会人を科目履修生として受け入れるなど、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。社会人学生が在籍する場合は、クラス指導教員が個別に指導を行い、必要に応じて学生支援センターと連携して支援している。

障害者への対応については、キャンパスのバリアフリー化を随時進めており、学内の主要箇所にスロープ及び点字ブロックを設け、障害者用トイレ、エレベーターを設置している。また、各エレベーターに手摺を設けてある。障害学生の支援については、平成 30 年 4 月に「障害学生支援に関するガイドライン」を制定

した。それに伴い、「疾病・障害等にかかる支援・配慮希望申請書・同意書」の運用を開始し、衛生管理室が申請書の配布・説明・面談を受け付け、対象となる学生の同意のもとに必要な支援・配慮を提供している。

長期履修生の受け入れについては、「長期履修学生規程」を定め、職業等を有している等の事情により、3 年以上 6 年までを在学期間として長期履修学生を受け入れる体制を整えている。

学生の地域活動、地域貢献、ボランティア活動等の社会的活動については、積極的に支援を行っている。生活学科では、地域貢献を主眼に置いた「地域貢献演習」（1 年前期～2 年後期）を授業として位置付け、実施している。保育学科では、「保育者養成基礎講座」にて愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター編「ボランティア体験学習ノート」を活用し、保育所・幼稚園・福祉施設でのボランティア活動を推奨し、校外実習に繋げている。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
（2）　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
（3）　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
（4）　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
（5）　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

就職のための教職員の組織として、各学科から選出された教員と職員からなるキャリア支援委員会を設置し、学生の進路支援に対し全学的に取り組んでいる。この委員会は、本学のキャリア支援活動の充実･推進を図ることを目的とし、定期的（年間 5 回）に委員会を開催している。

学生支援センターにキャリア支援オフィスを設置し、学生からの就職や進学に関する相談を受け、また学生が必要とする情報を提供している。キャリア支援オフィスには就職活動やキャリアに関する書籍･雑誌を配架し、学生は自由に閲覧できるようになっており、希望者には貸出も行っている。また、パソコンによる企業･求人情報の検索スペースを設けている。また、求人情報検索システム（J－NET）を導入し、求人情報を学内・学外を問わず、インターネット環境があればどこからでも利用できるようにしている。学生にタイムリーに情報を提供するため、メール配信システムも活用している。このシステムには既卒求人情報も掲載しており、本学の支援を希望する卒業生に対して適宜求人情報を提供し、個別相談に応じる体制を整えている。

就職支援体制としては、本学のキャリアデザインプログラムにより、入学から卒業後まで体系的に学生のサポートを行っている。まず、入学直後に「大学生基礎力レポートⅠ」（基礎学力・適性検査）を実施し、さらにフォローセミナーを

実施することで客観的に自己分析を行い、将来への動機付けを行っている。また、キャリア支援オフィスと学科が連携して、短大 1 年次（保育学科第三部は 2 年次）の学生を対象にキャリアガイダンスを実施している。希望の内定を獲得した 2 年生や社会で活躍する卒業生との懇談会等を交えながら年間を通じて開催され、就職活動に役立つ実践的な指導を行っている。

（キャリアガイダンスの内容）

第 1 回	就職活動を始めるにあたり
第 2 回	自己分析
第 3 回	履歴書の書き方
第 4 回	卒業生との懇談会
第 5 回	就職活動マナーセミナー

さらに、企業等と協力し、夏期休暇中などに 1～2 週間のインターンシップを企画・紹介して全学生への参加推進を図っている。そのために、年 2 回のインターンシップガイダンス（夏期・春期）を実施している。就職活動開始に向けては、企業や官公庁、自治体などの様々な事業所を招き、業界の特徴や仕事の内容について説明を受ける業界・職種説明会を開催している。さらに、一般企業希望者を対象に、本学からの採用を希望する事業所を招いて、定期的に合同企業説明会を開催している。

就職未決定者への支援としては、愛知新卒応援ハローワークと連携して「就職活動相談会」を必要に応じて開催している。在学中の内定辞退や就職後の早期離職防止を目的として、就職内定者を対象に内定者フォローセミナーも開催している。

資格取得、就職試験対策支援としては、キャリア支援オフィスが筆記試験対策セミナー、グループディスカッション対策セミナー等を開講して、就職活動をサポートしている。また、オープンカレッジでは就職試験対策講座、保育士・幼稚園教諭試験対策講座、公務員試験対策講座などの就職試験対策講座や、TOEIC・秘書検定、Microsoft Office Specialist 検定などの資格・検定対策講座など、在学生の資格・検定対策のため幅広い分野の講座を設けている。

保育学科の学生については、ほとんどが幼稚園教諭二種免許状または保育士資格を取得し、その免許・資格を活用して就職している。保育学科の学生に対しては、愛知県私立保育園連盟、名古屋民間保育園連盟、愛知県私立幼稚園連盟などの保育団体主催の学内就職説明会を実施している。また、地域ごとに行われるこれら保育団体主催の就職説明会への積極的な参加を促している。

卒業時の就職状況については、進路状況調査（全 3 回）を行い、キャリア支援オフィスで取り纏め、キャリア支援委員会において報告している。調査結果は前年度の同時期と比較・分析し、次年度の就職指導に活かしている。また、卒業後

約 2 年経過した卒業生に対して「卒業生アンケート調査」を実施することで、卒業生の進路状況を把握・分析し、卒業後のサポートの充実と在学生の就職活動に活用している。

進学支援については、大学 3 年次編入学・専門学校等への入学情報について、キャリア支援オフィス内に資料閲覧コーナーを設置している。大学への編入学を希望する学生に対しては、情報をメール配信や掲示等で提供している。進学・編入学希望者には、キャリア支援オフィスと学科が連携して指導・個別相談を行っている。留学については、海外交流室で学生の留学についての相談を行っている。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

教職員は、GPA などの教育資源を活かして学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っているが、現在はクラス指導教員を中心として各学科の下位25％の学生指導に留まっている。今後は、量的・質的データをより一層活用した組織的な学習支援体制をさらにシステム化させていきながら、下位学生に限らず全ての学生を視野に入れた木目の細やかで組織的な指導体制を構築していかなければいけないと考えている。

また、一部学生の基礎学力の低下傾向や、身体的な脆さ・弱さを抱える学生の増加傾向がみられ、二極化が進んでいる。そのため、学習成果の獲得にも関わるが、就職活動においても自ら行動できない学生が少なからず存在する。今より一層、教職員が連携して、学生生活の支援を進めていく必要があると思われる。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

平成 24 年度より、短期大学部と大学図書館の連携による読書推進活動「私の人生本棚～目指せ 7305ｐ～」を実施している。短大卒業時までに 7305ｐ（誕生から卒業まで 1 日 1ｐの概算）の読書をすることを目標に、1 年生では読書講座の開講と読書ノートを介した読書記録を提出し、2 年生では各学科、コースの特色を活かした読書活動と活動成果の発表（作品の展示等）等を行っている。読書推進活動の成果として、目標の 7305p 読了者と 1 年間の読書量が多かった学生を表彰している。また、学科別に教員おすすめの本を紹介している。

大学図書館では、併設する四年制大学も含めた共同プロジェクトとして、「名女大読書プロジェクト」を展開している。このプロジェクトでは、読書感想文コンクールの実施、学生サポーターによる学生主体の読書イベントや図書館ボランティア活動への参加等を行い、読書習慣の醸成の支援を行っている。ほかにも平成 28 年度より、学生による絵本読み聞かせ活動として、『絵本おはなし会』を実施している。この取り組みでは参加学生による読み聞かせ会を月に 1 回、大学図書館と地区の公共図書館で行っている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

基準Ⅱ－A「平成 28 年 3 月 31 日に、中央教育審議会大学分科会大学教育部会から発表された『卒業認定・学位授与の方針』『教育課程編成・実施の方針』『入学者受入れの方針』の策定及び運用に関するガイドラインに基づき、今後三つのポリシーの見直しを進めていく」という改善計画については、平成 28 年度に三つのポリシーの見直しを行い、現行のポリシーを策定した。

基準Ⅱ－A「平成 29 年度新入生より、カリキュラムマップを履修要項に記載する」という改善計画については、予定通り平成 29 年度以降の履修要項にカリキュラムマップを掲載している。

基準Ⅱ－A「生活学科では 3 コースの専門性を追求せず各種資格の取得を希望しない学生、保育学科では保育職から一般企業就職へ志望変更する学生など、両学科ともに多様な学生が在籍しており、両学科の教育目的・目標さらには学位授与の方向性にも完全に一致しない場合も出て来ているため、学科会議等で指導方針を固めていく」という改善計画については、クラス指導教員を中心とした学科教員が連携して、退学に追い込まないようかつ学科の教育目標には沿えるよう、学科会議等で個別の学生に合った指導方針を確認し、学生指導を進めている。

基準Ⅱ－A「一般的な授業科目における成績評価に留まらず、ディプロマ・ポリシーに則して価値のある授業科目を傾斜配分した成績評価基準を算出し、また、学生の取得資格・免許およびコンテスト受賞の成果等、インターンシップ活動やボランティア活動の成果をディプロマ・ポリシーに則して数値化して加えた『名女大式 GPA』を検討する」という改善計画については、検討を重ねた結果、「プロセス評価および正課外学習で得た汎用的能力を含む総合的な視点に立つ学修成果の評価」として各学科のカリキュラム・ポリシーに包括できるように策定した。

基準Ⅱ－A「卒業生のアンケート調査を卒業後評価の一環として実施しているが、今後は生活学科でも学科独自に就職先へのアンケート調査の実施を検討するなど、卒業生及び企業からの調査結果の分析をさらに進める。それをもとに、学生支援センターキャリア支援オフィスと学科教員が連携して、内定辞退及び早期離職防止等を含め、卒業を控えた学生（一部の卒業生を含む）への具体的な指導、在学生への具体的キャリア指導に活かしていかなければならない」という改善計画については、生活学科の独自アンケート調査については検討継続中である。但し、平成 30 年度にキャリア支援部門より「『卒業生の就業状況に関するアンケート』及び『就職先から見た名古屋女子大学・名古屋女子大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート』が実施され、その結果報告に基づき、両学科とも教職連携してキャリア教育及び就職支援を進めている。

基準Ⅱ－B「ディプロマ・ポリシーに基づく各授業科目の到達目標の再検討、各授業科目の難易度に関連したナンバリングの作成、取得資格・免許等の取得状況の学生の総合評価としての活用方法等の具体的方策について、短期大学部及び両学科において検討を重ねていく」という改善計画については、ディプロマ・

ポリシーに基づく各授業科目の到達目標の再検討は、シラバス作成時を中心に毎年実施している。さらに平成31年（令和元年）度から、総括的評価ルーブリックを導入し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと各授業科目の成績評価基準の整合性を取る予定である。なお、各授業科目のナンバリングの作成については、現在も導入検討を継続中である。

基準Ⅱ－B「学習支援について、両学科ともに、多様な学生の入学により、学力・学習意欲等の二極化現象が生じているように思われる。そのため、学力・学習意欲等の低い学生に対し、基礎学力の定着、学生の学習意欲の維持・向上、学習環境の整備につながるよう、個別の学生指導を一層充実させていく」という改善計画については、生活学科では各コースでの指導、保育学科では「保育者養成講座」でのグループ指導によってきめ細やかに対応している。

基準Ⅱ－B「学生生活支援については、学生のクラブ活動・ボランティア活動等を学びにつなげるように支援する。年度末の学生アンケート調査等で得られた学生の要望に関し、継続して取り組んでいく」という改善計画については、クラブ活動・ボランティア活動に参加することは、ディプロマ・ポリシーに定めるコミュニケーション能力・社会性の育成につながるため、生活学科では「地域貢献演習」、保育学科では保育所・幼稚園・福祉施設でのボランティア活動を推奨している。また、学生による絵本読み聞かせ活動や大学祭実行委員会他、各種クラブ活動を推奨し、学びにつなげるよう支援している。さらに、年度末の学生アンケート調査等で得られた学生の要望は、学科でとりまとめ、学生支援センターに適宜報告している。

基準Ⅱ－B「経済的に困窮し奨学金を受給する者は年々増加傾向にあるので、奨学金の充実など経済援助についても可能な限り対策を講じる」という改善計画については、平成29年度から本学独自の奨学金制度として新たに「越原学園創立 100 年記念学長特別奨学金」を設け、併設大学及び短大から学長特別奨学生を選抜している。初学年次の学生を対象に（2 年次以降の継続あり）年額 12万円（返還不要）を給付している。

基準Ⅱ－B「今後も、学生食堂のメニュー、設備等について学生アンケートなどを基に委託業者と改善に取り組んでいく」という改善計画については、学生アンケートを受けて改善が必要な点については直接働きかけるなど、可能な限り学生の要望に寄り添い、業者との連携を密にしている。

基準Ⅱ－B「進路支援について、両学科のキャリア教育と連携させて、学生支援センターキャリア支援オフィス主催のキャリアガイダンス、就職セミナーの内容を充実させ、学生への動機付けを図る。」また、「学生一人ひとりの希望進路や活動状況が把握できるようきめ細かい個別指導を行い、学生の情報をキャリア支援オフィスと学科担当教員（クラス指導教員および学科教員、保育学科ではゼミ担当教員が加わる）で共有することで、双方からサポートできる連携体制を整える。」また、「就職後短期間での離職者および保育職における研修期間中での内定辞退者が増加しており、それを防止するために、学科とキャリア支援オフィスが共同で対策を講じていく必要がある。具体的には就職意識を高めるため、キ

ャリア支援オフィスと学科教員による就職支援のカウンセリング機能を充実させていく。」「四年制大学生との競合に対応した就職支援としては、生活学科では「生活マナー論」「文章表現法」「キャリアデザイン 1」「キャリアデザイン 2」「地域貢献演習」等において、四年制大学生に負けない学士力・社会人基礎力をより意識して指導する。保育学科では、教育特色化推進化事業による就職試験対策講座や小論文の添削、就職試験の過去問実践等によりさらに教育効果を上げていくよう検討する」という改善計画については、キャリア支援部門職員と学科担当教員によるサポート体制はうまく機能している。就職後短期間での離職者や研修期間中の内定辞退者については、指導が功を奏して増加傾向に歯止めがかかった。四年制大学生との競合に負けない学士力・社会人基礎力の養成については、全学共通科目「生活マナー論」を「生活マナー演習」に変えることで、より実践力を高める方向で検討している。また、保育学科では、教育特色化推進事業による小論文の添削を、履歴書に直結する内容の課題作文へ変更することを検討中である。

基準Ⅱ－B「インターンシップについては、今後も引き続きガイダンスの充実、受入企業の見直しや新規開拓を通じて参加者数の増加を目指す」という改善計画については、インターンシップ参加者数の増加を目指して取り組みを進めているものの、一般企業に就職する生活学科の学生数自体が減少傾向にあり、希望者数が伸び悩んでいる。

基準Ⅱ－B「入学前教育に関し、「学びへの動機付け」、「スタディスキル」、「仲間意識・帰属意識」の更なる向上を目指すため、PDCA サイクルに基づいたチェックを実施している」という改善計画については、指定校制推薦、AO 選抜、資格優遇選抜の各入学試験を経て早期に合格が決定した学生に対し実施している入学前教育について、PDCA サイクルに基づき、事後アンケート調査を行い、その効果を検証している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の獲得に向けた学習支援をこれまで以上に行うことを企図して、併設大学と共同した取り組みとして、令和 2 年度からは Web 上に学習成果・課題を登録する学修 e-ポートフォリオの導入を計画している。また、CaLabo や Glexa などの IT を駆使した授業展開を検討していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

＜根拠資料＞

【備付資料】

（専任教員個人調書・平成 31 年 5 月 1 日現在及び専任教員の過去 5 年間の教育研究業績書　平成 26～30 年度）

1．専任教員の個人調書（書式１）

2．教育研究業績書（書式２）

（非常勤教員一覧表）

3．非常勤教員一覧表（書式３）

（教員の研究活動について公開している印刷物等　平成 28～30 年度）

4．大学 Web ページ　教育・研究情報の公開（各教員が有する学位及び業績）
http://www.nagoya-wu.ac.jp/sogo/kokai/gaiyo_tan.html

（専任教員の年齢構成表　平成 31 年 5 月 1 日）

5．専任教員の年齢構成表

（科学研究費補助金等、外部資金の獲得状況一覧表　平成 28～30 年度）

6．平成 28 年度～平成 30 年度　科学研究費補助金獲得状況

7．平成 28 年度～平成 30 年度　外部研究資金の獲得状況

（研究紀要・論文集　平成 28～30 年度）

8．名古屋女子大学紀要（家政・自然編、人文・社会編）第 63 号～第 65 号

9．総合科学研究　第 10 号～第 12 号

（教員以外の専任職員の一覧表　平成 31 年 5 月 1 日）

10．教員以外の専任職員の一覧表（氏名・職名）

（FD 活動の記録）

11．FD 授業改善プログラム

12．FD 活動実施報告書（平成 28～30 年度）

13．FD 授業参観報告書（平成 28～30 年度）

（SD 活動の記録）

14．職員研修一覧表（平成 28～30 年度）

15．管理職研修実施案（平成 28～30 年度）

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

（2）　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

（3）　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経

歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

令和元年 5 月 1 日現在の教員組織は、短期大学設置基準、教職課程認定基準、教育職員免許法等と厚生労働省管轄の指定保育士養成施設の指定基準を踏まえ、生活学科及び保育学科に必要な専任教員を配置している。「学科の種類に応じて定める必要専任教員数」は、生活学科、保育学科ともに短大設置基準に定める必要数を上回っている。「短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数」を合わせると、必要総数 23 人に対し、現員は 30 人である。具体的には、教授 9 人、准教授 8 人、講師 10 人、助教 3 人の計 30 人が配置されている。

（学科別専任教員数）　令和元年度 5 月 1 日現在

学部	教授		准教授		講師		助教		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
生活学科	0	4	2	1	0	4	1	0	3	9	12
保育学科	3	2	0	5	1	5	0	2	4	14	18
計	3	6	2	6	1	9	1	2	7	23	30

（年齢別専任教員数）　令和元年度 5 月 1 日現在

学科 / 年齢	～30	31～40	41～50	51～60	61～	計
生活学科	0	1	5	3	3	12
保育学科	2	2	5	4	5	18
計	2	3	10	7	8	30

専任教員の職位は、「越原学園教員選考規程」及び「教員資格審査基準」に基づき、教員資格審査委員会を設けて真正な学位、教育・研究業績、制作物発表、その他の職歴等について資格審査を行い適正に決定しており、短期大学設置基準の規定を充足している。また、大学 Web ページ上に各教員の学位、教育・研究業績等を公表している。

学科の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー)」に基づき、専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を適切に配置している。生活学科では、主要科目である「地域貢献入門演習」「地域貢献基礎演習」「地域貢献実践演習」「地

域貢献応用演習」「海外総合演習」及び「卒業研究」、コース専修科目群の多くの科目を専任教員が担当している。保育学科では、主要科目である「保育者養成基礎講座」「保育者養成発展講座」「保育者養成実践講座」及び「保育実習 1A・1B・2」「保育実習指導 1A・1B・2」「教育実習」「教育実習指導」等を専任教員が担当している。

非常勤講師の採用については、短期大学設置基準の規定を遵守し、任用の際に「教員選考に関わる申し合わせ事項」に基づき、学位、教育・研究業績、その他の経歴等を審査し、適正に決定している。

学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、実習・演習科目の授業補助や、資格（保育士資格・幼稚園教諭免許状等）に関わる校外実習の事務業務のため、技術職員を配置している。

教員の採用、昇任については、「学校法人越原学園教員選考規程」「名古屋女子大学教員資格審査委員会規程」「名古屋女子大学教員資格審査基準」「名古屋女子大学教員選考に係る申合せ事項」「名古屋女子大学授業プレゼンテーション実施要領」等に基づき、短期大学設置基準の規定を遵守して適切に行っている。

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
（2）　専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
（3）　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
（4）　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
（5）　専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
（6）　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
（7）　専任教員が研究を行う研究室を整備している。
（8）　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
（9）　専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
（10）FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　①　教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
（11）専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動は、本学発行の紀要や各種学会活動をはじめ、各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、一定の成果をあげている。専任教員の研究活動の状況については、過去 5 年間分を「教育研究業績一覧」として、大学 Web ページに掲載している。

専任教員の科学研究費助成事業（科研費）の採択状況は、下記のとおりである。

（本学専任教員の過去 3 年間の科学研究費助成事業採択状況）

年度	新規申請件数	うち新規採択件数	継続課題を含む全採択数
平成 30 年度	7	2	6
平成 29 年度	9	1	6
平成 28 年度	12	3	6
平成 27 年度	10	2	4

受託研究については、平成 27 年度は 3 件、平成 28 年度は 2 件、平成 29 年度・平成 30 年度は 0 件であった。奨学寄付金については、平成 28 年度に 1 件獲得している。

専任教員の研究活動の活性化を図り、本学の教育研究を充実発展させるとともに、科研費採択件数の増加を目指すことを目的として、「教育・基盤研究助成費」を交付している。「教育・基盤研究助成費」の交付を受けた教員に対しては、研究期間終了年度の翌年度に科研費への応募を義務付けている。また、科研費に採択された場合にその減額分を補填する「科研費差額助成」、研究成果の刊行を助成する「出版助成」を同助成費の枠内で設けている。

採択状況は、下記のとおりである。

（本学専任教員の過去 3 年間の教育・基盤研究助成費採択状況）

年度	新規申請件数	うち新規採択件数	継続課題件数	採択件数合計
平成 30 年度	6	6	6	12
平成 29 年度	7	7	7	14
平成 28 年度	6	6	6	12
平成 27 年度	8	8	3	11

専任教員の個人研究費としては、「教育研究費」として年間で教授 40 万円、准教授 35 万円、講師 30 万円、助教に 15 万円を配分している。平成 21 年度より、上記を基準金額として、教員の教育研究業績及び学生の授業評価結果等を評価し、人事考課により増額する措置を実施している。

研究活動に関する規程としては、「名古屋女子大学教員倫理綱領」で、本学に勤務する教員として遵守すべき倫理について定めている。

公的研究費の不正使用防止に関しては、「名古屋女子大学公的研究費不正使用防止に関する基本方針」を定め、公的研究費の不正使用防止に関する基本姿勢を示すと共に、「名古屋女子大学公的研究費の管理・監査体制に関する規程」に従い、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を法人本部長とした組織としての責任体制を確立し、不正使用の防止について必要な事項を定めている。

研究倫理教育講習については、全専任教員が、日本学術振興会が提供する研究倫理教育プログラム（El Core）を着任時および4年ごとに受講することを必須とし、修了証書および誓約書を徴収している。研究不正防止、コンプライアンス遵守に関する説明会を、文部科学省他が提供する資料等を用いて毎年実施している。

教員の研究成果は、紀要編集委員会が編集する『名古屋女子大学紀要（家政・自然編、人文・社会編)』を毎年1回、学内審査を経て発行している。学術情報センターWebページの「名古屋女子大学機関リポジトリ」にて、全論文をPDF形式で公開している。また、名古屋女子大学総合科学研究所が、平成18年度から、研究紀要『総合科学研究』を年1回刊行している。『総合科学研究』には機関研究・プロジェクト研究の研究論文を掲載しており、大学Webページにおいて、PDF形式で公開している。

専任教員の研究室については、基本的に、教員1人につき1室を充てている。なお、研究室には、什器類（事務机、椅子、書庫、ロッカー等）が共通に設置されている。

専任教員の研究、研修については、「越原学園服務規程」に基づき「越原学園教員学外研修規程」を定め、講師以上の教員については週に1日7時間45分の範囲内で研修日を設定している。また、専任教員が一定期間、海外での研究機関で研究または調査を行うため「名古屋女子大学教育職員海外研修規程」を整備している。

FD活動については、自己点検・自己評価委員会が「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果に基づき授業改善の取り組みを行っている。「学生による授業評価アンケート」は、前期、後期それぞれ中間・期末の年4回実施し、評価結果は授業担当教員へフィードバックされる。期末評価結果については、教員自身が結果考察を記述し、簡易製本して図書館において学内公表している。

自己点検・自己評価委員会FD作業部会は、各学科でFD推進担当者を中心とした授業改善や教育課程の運営等のFD活動について「FD活動実施報告書」の提出を義務づけ、その内容の検討を行っている。また、「学生による授業評価」アンケート結果に基づき、学科内で教員相互の授業参観、授業検討会による授業手法の改善に取り組む「FD授業改善プログラム」を実施している。

さらに、各学科独自の「学科FD」として、学科教員の授業参観を実施し、授業・教育方法の改善について意見交換などを行っている。

専任教員は、全学的委員会の活動、また所属学科での活動を通して、また、学生支援センターや図書館等の学内の関係部署と連携して、学生の学習成果の獲得が向上するよう努めている。

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　事務組織の責任体制が明確である。

（2）　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

（3）　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

（4）　事務関係諸規程を整備している。

（5）　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

（6）　防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。

（7）　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①　事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

（8）　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

（9）　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

（法人事務組織図）

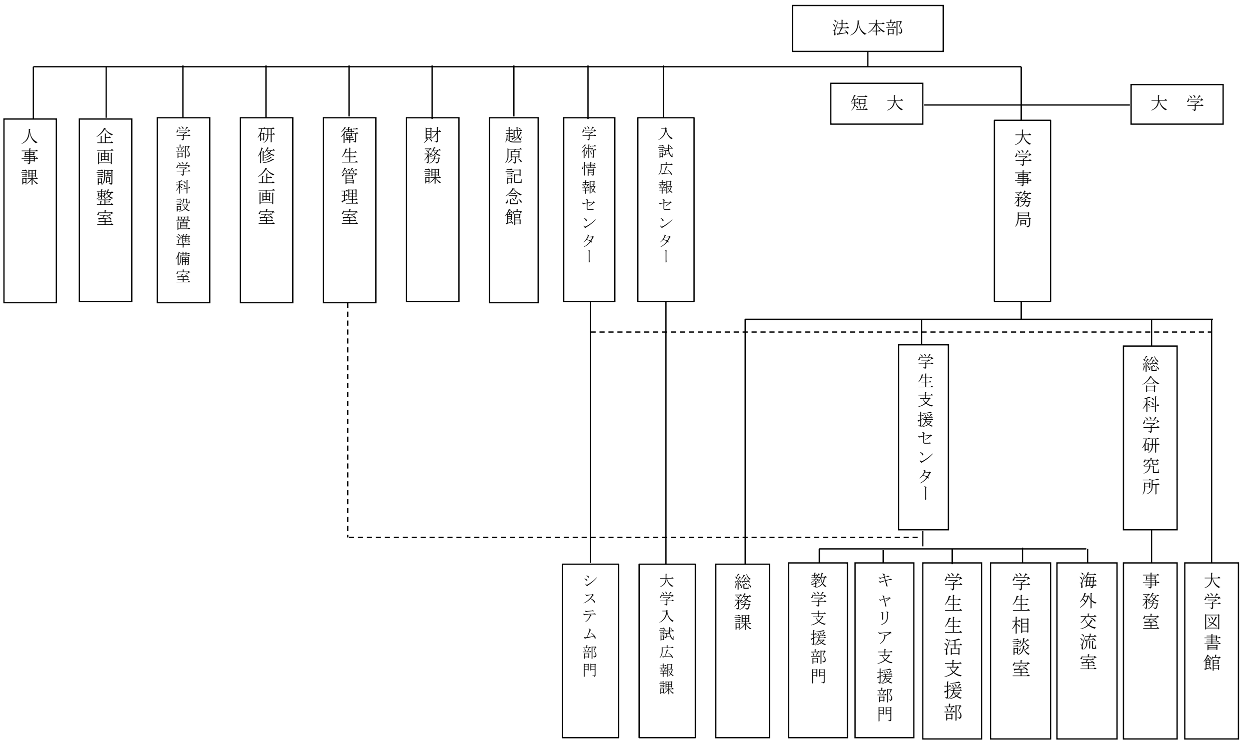

事務組織の責任体制については、「学校法人越原学園学園運営組織の役職の設置及び任命に関する規程」に、役職者の任務と任期、根拠規程及び審議・選任機関が規定されており、「学校法人越原学園事務分掌規程」に、法人本部及び法人が設置する学校の事務組織と、その事務分掌が規定されている。また、「名古屋女子大学決裁規程」に、主管局部課の所管事項の処理にかかる決裁手続が規定されている。

具体的には、法人全体の管理運営を所掌する組織として法人本部を置き、その下に人事課、企画調整室、学部学科設置準備室、研修企画室、衛生管理室、財務

課、越原記念館、学術情報センター及び入試広報センターを設置している。法人の設置する大学（大学院を含む）と短期大学部の管理運営及び教育・研究支援を所掌する組織として大学事務局を置き、大学事務局の下に総務課、学生支援センター、総合科学研究所及び学術情報センター（大学図書館）を置いている。

事務職員は、それぞれの職務について専門的知識や技能を有しており、教育研究活動の支援を図っている。事務職員に対して「学校法人越原学園　職員人事考課規程」に基づき、勤務全般における総合的な人事考課を実施し、事務をつかさどる専門的職能を有することを確認している。

事務職員の採用、異動に際しては、本人の経歴、技能及び資格などを評価して、適切な部門に配属し、本人の能力や適性を十分に発揮できるようにしている。

事務関係諸規程としては、組織に関する「学校法人越原学園 学園運営組織の役職の設置及び任命に関する規程」、職務に関する「学校法人越原学園事務分掌規程」、事務処理に関する「学校法人越原学園公印規程」、「名古屋女子大学文書取扱規程」、「名古屋女子大学文書保管規程」、「学校法人越原学園経理規程」、就業に関する「学校法人越原学園就業規則」、「学校法人越原学園給与規程」、「学校法人越原学園服務規程」、「学校法人越原学園任用規程」などの規程を整備しており、適切に事務処理を行っている。

事務室は、本館増築棟 1 階に総務課、人事課、財務課、研修企画室、2 階に役員秘書室、企画調整室、本館 1 階に学生支援センター（学生生活支援部門、教学支援部門、キャリア支援部門）、衛生管理室、入試広報センター（大学入試広報課）、学部学科設置準備室、中央館 1 階に学生支援センター（教学支援部門保育教職実習指導室）、図書館棟に学術情報センター（大学図書館、システム部門）、越原記念館 1 階に越原記念館事務室が置かれている。各事務室には、事務処理に必要な学内ネットワークが構築されており、各人に PC が与えられている。

防災対策については、火災等の災害時、迅速に対応できるよう「災害対策マニュアル」を毎年見直し、自衛消防組織が円滑に活動できるよう、統括管理者を事務局長とし、所轄消防署と連携し組織体制を整備している。また、消防設備点検については専門業者に委託し年 2 回の法定点検はもとより、消防設備の取扱い等では都度確認をとっている。「災害対策マニュアル」は毎年更新しており、消火班、救護班など各専門チームを立上げ、毎年避難訓練を確実に実施している。

情報セキュリティ対策については、外部からの侵入対策として、ファイヤーウォールを設置・稼動させている。各 PC については、ウィルス対策ソフトを導入して不測の事態に備えている。また、ネットワークアクセス権限は、ユーザーごとに個別のアカウント（ID、パスワードなど）を与えている。

個人情報保護については、「越原学園　個人情報保護に関する基本方針」及び「越原学園 個人情報保護規程」、「個人情報の取扱いに関する規程」、「個人情報の取扱いに関する規程に係る取扱要領」を定めるとともに、平成 27 年 11 月に「学校法人越原学園特定個人情報取扱規程」「学校法人越原学園特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を制定し、組織として個人情報の適正な取扱いを行っている。

事務を司るための専門的な職能については、平成 16 年度から SD 活動を大学全体で推進しており、組織の能力向上を図るため「名古屋女子大学職員研修規程」を制定し、研修を制度化した。この規程に基づき、本学職員としてふさわしい品位と識見を備えた能力の高い職員を養成するため、新規採用職員への新任者研修を実施している。平成 25 年度からは、将来学園の中心となるべき中間管理職に対して、リーダーシップを発揮できる職員の育成に向け、「管理職研修」を実施している。なお、平成 29 年 4 月 1 日施行「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 18 号）における「SD の義務化」に対応して、「教職員」研修の企画・実施を推進する組織としての位置付けを明確にするため、平成 29 年度から「教職員研修室」を「研修企画室」へ名称変更した。研修企画室は、学園の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員の資質・能力を向上させる「2 つの AL」（アクションラーニング／アクティブラーニング）研修を企画推進している。

そのほか、教職員の PC スキル向上を目的とした SD 活動として、学術情報センターが ICT 講習会を定期的に実施している。また、新任者対象の情報セキュリティ、パソコンスキル講習も行っている。

日常的な業務改善については、事務職員は平成 18 年度から、日常業務について「業務報告書（報告と提案）」を上司に提出し、提案などについてフィードバックがなされている。なお、上司は「管理職業務報告書」の作成により、所属課員の能力開発・育成（具体計画）の推進に努めている。

事務職員は、学生の学習成果を向上させるため、各種委員会に委員として参加しており、教員組織と密接に連携しながら業務に当たっている。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教職員の就業に関する諸規程を整備している。

（2）　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

（3）　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程は、就業規則を始めとして、労働基準法など関係法令に基づき次の通り整備しており、教職員に周知されている。

学校法人越原学園　就業規則
学校法人越原学園　服務規程
学校法人越原学園　任用規程
学校法人越原学園　給与規程

学校法人越原学園　退職手当規程
学校法人越原学園　休職規程
学校法人越原学園　定年規程
学校法人越原学園　育児休業等に関する規程
学校法人越原学園　介護休業等に関する規程
学校法人越原学園　災害補償規程
学校法人越原学園　教員の期限付任用に関する規程
学校法人越原学園　職員採用規程
学校法人越原学園　職員の職位・職能基準に関する規程
学校法人越原学園　技術職員の期限付任用に関する規程
学校法人越原学園　事務職員の期限付任用に関する規程
学校法人越原学園　教員学外研修規程
学校法人越原学園　非常勤講師及び契約教職員就業規則
学校法人越原学園　ハラスメント防止・対策委員会規程
学校法人越原学園　ハラスメント等相談窓口内規
学校法人越原学園　ハラスメント等の人権侵害防止に関するガイドライン
学校法人越原学園　教員選考規程　他

新たに採用される教職員には、採用前の 3 月下旬に行われる新任者研修において、就業規則（服務・人事など）、服務規程（就業・服務規律など）、定年規程で定めている概要や、ハラスメント防止等について説明する機会を設けている。また、就業に関する利用頻度の高い申請書類（出退勤関連、身上異動関連、出張関連など）については、事務局 Web ページより常時ダウンロードできるようにしており、教職員の利便性向上に努めている。

教職員の就業については、採用、任免、服務、出退勤及び人事記録等に関して、当該諸規程に基づき、法人本部人事課において適正に管理されている。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教員の年齢構成について、教授職が高齢化しているため、バランスのとれた構成とすることが課題である。

研究紀要に投稿する教員に偏りがあるため、投降者の数を増やすことが課題である。

研究倫理教育講習について、教員の研究分野の専門性に対応した内容に改善する必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

本学では、平成 25 年度から、将来学園の中心となるべき中間管理職に対して「管理職研修」を実施している。平成 28 年度以降は「教学改革」「教学マネジメントの確立」に資する SD 活動の実施・充実を目指して研修を実施している。平成 28 年度は「高大接続改革実行プラン」、平成 29 年度は「教養教育」、平

成 30 年度は「アセスメント・ポリシー」をテーマに、部署を跨いだ人的交流とリーダーシップを発揮できる職員の育成を推進している。

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

＜根拠資料＞

【備付資料】

（全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等）

1．学生生活の手引き　HABATAKI2018
2．学生生活の手引き　HABATAKI2019

（図書館、学習資源センターの概要：平面図等）

3．学生生活の手引き　HABATAKI2018
4．学生生活の手引き　HABATAKI2019
5．学術情報センター利用の手引き 2018
6．学術情報センター利用の手引き 2019

［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
（2）　適切な面積の運動場を有している。
（3）　校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
（4）　校地と校舎は障がい者に対応している。
（5）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
（6）　通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
（7）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
（8）　適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
（9）　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
　① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
　② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
（10）適切な面積の体育館を有している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

（校地図）

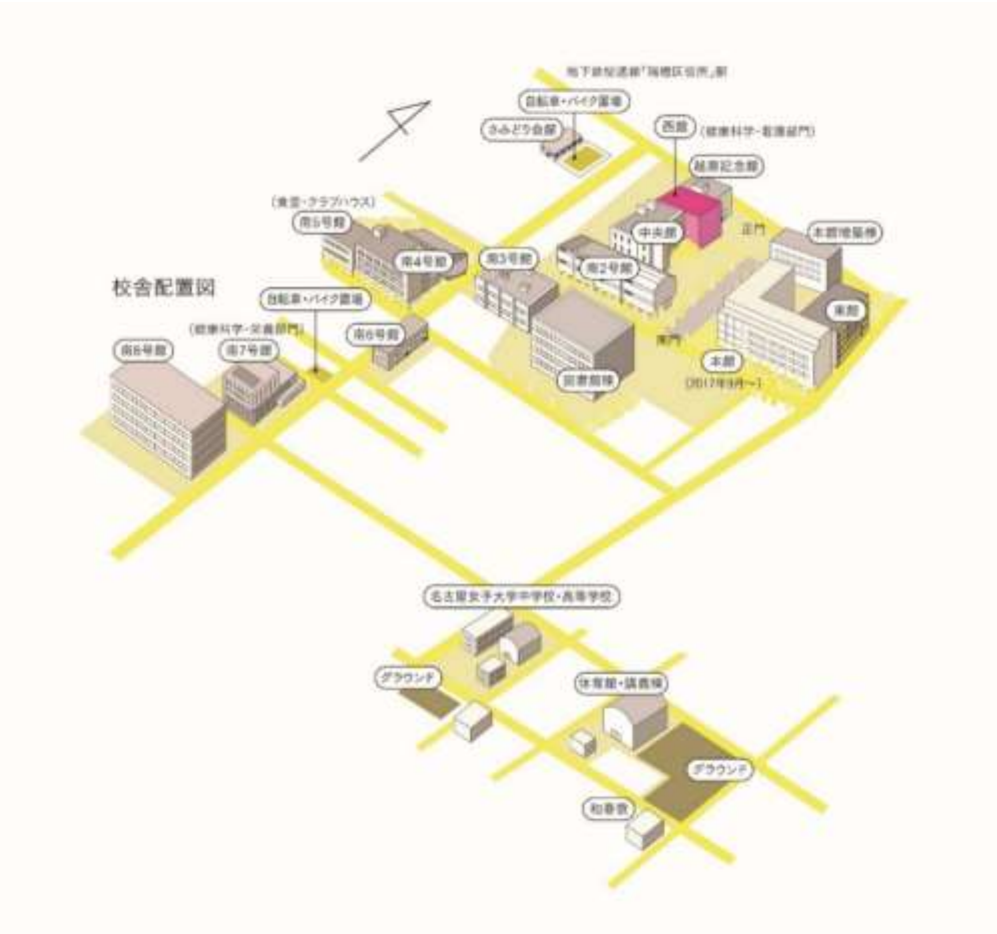

本学キャンパスは、下記に示す通り「校地等」66,102 ㎡（大学と共用）であり、校地面積については短期大学設置基準の規定を充足する面積を有している。

校地等（㎡）

	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在籍学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校地等	校舎敷地	0	10,910	1,912	12,822	6,500	14.8〔イ〕	名古屋女子大学と共用
	運動場用地	0	25,000	0	25,000			
	小計	0	35,910	1,912	37,822〔ロ〕			
	その他	0	28,280	0	28,280			
	合計	0	64,190	1,912	66,102			

［注］

□　基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

□　〔イ〕在籍学生一人当たりの面積 ＝〔ロ〕÷ 当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

運動場敷地は、面積 25,000 ㎡のグランド（大学と共用）を備えている。体育館の面積は 2,000 ㎡である。最新の設備を採用することで効率的な保守管理を実現し、施設・設備共に適正を保つようにしている。

体育館	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	2,000	テニスコート	豊田運動場

また、「校舎」は下記に示す通り 47,385 ㎡（大学と共用）であり、校舎面積については短期大学設置基準の規定を充足する面積を有している。

① 校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校舎	2,060	43,413	1,912	47,385	3,900	名古屋女子大学と共用

［注］

□ 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

障がい者への対応については、キャンパスのバリアフリー化を随時進めており、学内の主要箇所にスロープ及び点字ブロックを設け、障害者用トイレ、エレベーターを設置している。また、各エレベーターには手摺を設けてある。

授業を行う講義室、演習室、実験・実習室については、2 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専用の講義室(4 室)、演習室(8 室)、実験・実習室(21 室)、情報処理学習施設(2 室)を有している。

①教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
4	8	21	2	0

②専任教員研究室（室）

専任教員研究室
30

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために必要な種々の教育機器、備品については、予算委員会によって精査され、予算化されており、計画的な配備ができている。また、各教員は一般研究費及び教育・基盤研究助成費のうち 50％の範囲で、必要に応じて機器・備品を購入することができる。

各講義室及び実験実習室における視聴覚機器については、講義室に限らず、実習室においても AV 機器類を設置し、教育環境を整備している。

学術情報センター（図書館）は、図書館と情報センターを一体として運営しており、学生に対して図書、ICT 環境を総合的に整備している。図書館の面積は

3,245 ㎡であり、収蔵冊数 250,645（大学と共用）を有している。座席数は在学学生数の約 1.8 割を確保している。学術雑誌数、AV 資料数なども適切である。図書館内にはラーニングコモンズやグループワークエリアが配置され、学生の利用に際して十分な広さを有している。

購入図書選定については、学生の学習に役立てるため、教員による申し込み、学生希望図書の購入、図書館での選書により整備を行っている。授業参考図書については、各授業のシラバスに参考図書を指定し、指定の資料は図書館で購入の上コーナーを設け、学生に提供している。また、シラバス参考図書など収集した資料は、学生に周知するため学術情報センターWeb ページ上に公開している。資料は毎年蔵書点検を実施し、不用資料については除籍処理を行い、常に必要な資料を追加できるよう収蔵スペースの確保に努めている。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

（2）　諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

（3）　火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

（4）　火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

（5）　コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

（6）　省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産管理に関する規程、消耗品及び貯蔵品に関する規程を、財務諸規程を含め、次のとおり整備し管理している。

越原学園 経理規程
越原学園 固定資産管理に関する規程
越原学園 備品の購入に関する規程
越原学園 備品の管理に関する規程
越原学園 施設設備使用規程
越原学園 同窓会館利用規程
教育研究室利用規程
名古屋女子大学 豊田運動場使用規程
名古屋女子大学 学生寮規程
越原学園 校用車利用規程
越原学園 越原学舎使用要項
実験室・実習室・準備室・共同教育研究室利用規程
越原記念館ホール使用規程
越原学園　災害対策マニュアル（災害対策実施要項、名古屋女子大学防災計画、防火管理規程、特別警備班規程、名古屋女子大学毒物及び劇物管理規程）

施設設備、物品等の維持管理については、「施設設備使用規程」「備品の購入に関する規程」「備品の管理に関する規程」に基づき、適切に維持している。また、本学の教育研究室、実験室等（以下教育研究室等という）を教員及び技術職員が利用する場合、学生指導の充実・実質化の観点から、教育研究室等の環境整備（整理整頓、美化、視界確保、火災、災害時における事故防止）を趣旨として「教育研究室利用規程」、「実験室・実習室・準備室・共同教育研究室利用規程」を制定し、積極的に推進している。

火災・地震対策については、「災害対策マニュアル」（「名古屋女子大学防災計画」「特別警備班規程」「消防計画」「毒物及び劇物管理規程」）を作成し、毎年見直している。また、災害発生時に迅速に対応できるよう、所轄消防署と連携し、自衛消防活動を円滑に進める体制として、消火班・救護班など各専門チームを設け、組織を整備している。

教職員・学生の防災意識を高める取り組みとして、年 1 回学生の防災訓練を実施している。また、学生が災害時に冷静に落ち着いて適切な行動をとり安全を確保できるよう、『防災ガイドブック』を作成し入学時に配付している。消防設備については専門業者に委託し年 2 回の法定点検はもとより、消防設備の取扱い等の確認を行っている。

防犯対策では、不審者などの侵入や緊急災害に備え、昼・夜間とも外部委託業者警備員が 1 日 2 回、和春寮 1 回の定期巡回を実施し、財務課（管財）担当者が施設外部を 1 日 2 回、和春寮についても学生生活担当職員が定期的に巡回している。また、不審者対策として、教職員の名札着用、来訪者については受付票記入と来訪者バッチの着用を義務付けている。また、管理棟以外では防犯カメラを 52 台設置し、不審者の侵入に備えている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、学術情報センターシステム部門が中心となって行っている。外部からの侵入対策としては、ファイヤーウォールを設置・稼動させている。各 PC については、ウィルス対策ソフトを導入して不測の事態に備えている。また、ネットワークアクセス権限は、ユーザーごとに個別のアカウント（ID、パスワードなど）を与えている。

省エネ等対策としては、冷暖房の温度設定を夏季 27℃、冬季 20℃とし、またデマンドコントローラーを設置・運用することにより、電力の消費を大きく抑えている。新校舎には LED 照明を採用し、消費電力の削減に効果をあげている。さらに、職員による空き教室などの照明機器・空調機器の消忘れ点検を 1 日 2 回定期的に実施している（省エネ巡回）。

平成 12 年以降に建設した施設については、環境保全の取り組みとしてガス空調の採用を進め、CO_2 排出削減を進めてきた。

行政からの指導によりゴミの分別は十分実施しているが、ミスコピー用紙の再利用や、専門業者による古紙回収などリサイクルにも力を入れている。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

特になし。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

＜根拠資料＞

【備付資料】

（学内 LAN の敷設状況）

1．学内 LAN の敷設状況

（マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図）

2．学生生活の手引き　HABATAKI2018

3．学生生活の手引き　HABATAKI2019

4．学術情報センター利用の手引き 2018

5．学術情報センター利用の手引き 2019

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

（2）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

（3）　技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

（4）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

（5）　教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

（6）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

（7）　教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

（8）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

学科の教育課程編成・実施の方針に基づく技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実の一環として、本学は図書館と情報センターを一体として学術

情報センターとして運営しており、学生に対して図書、ICT環境を総合的に提供している。学術情報センターにはシステム部門を置き、学内情報施設の管理、情報ネットワークに関すること、情報処理システムに関すること、情報教育に係る研究・開発に関すること等の業務を担っている。学修環境におけるハード面での支援としてはPC演習室の整備・管理を、ソフト面ではe-ラーニングを取り入れた授業のインターフェイス整備を行い、利用支援としてはPC相談窓口を図書館カウンターに設置して学生の問合せに対応している。

e-ラーニング環境としては、平成17年度からLMS(Learning Management System)を導入し、学内・自宅問わず講義資料の閲覧やダウンロード、オンラインテスト、レポート提出を可能にしている。平成25年度にはLMSシステムにCaLaboを採用し、平成26年度にはLMSサーバ容量拡充によって動画コンテンツも扱えるようにした。また、オンラインストレージとして、平成16年度から学内LANで利用できる個人フォルダ・授業フォルダ（共有フォルダ）を提供し、平成26年度から、学外からも利用できるMicrosoftのONEDRIVEを提供している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づく情報技術の向上については、学生に対しては全学共通科目（必修）として「基礎情報処理演習1･2」を開設しており、1年次で十分な情報リテラシー学習ができるよう配当している。教職員に対してはICTに関する知識及び情報活用能力の向上を目的としたICT講習会を年間4～5回定期的に実施するなど、情報技術の向上に関するトレーニングを提供している。

技術的資源と設備については、LMSシステムのバージョンアップ、定期的な機器の更新を計画的に行い、学生の学修環境の維持、整備を図っている。また、学生生活に必要な情報を提供する「ポータルサイト」を導入しており、教務連絡、履修状況管理、成績確認などについて、学内外から利用可能にしている。

さらに、学科、コースの教育課程で必要な機器、ソフトウェアについては毎年カリキュラムを確認し、整備を行っている。具体的には、生活学科情報ビジネスコースの「Java演習」「実践コンピュータ・グラフィックス演習」やファッションデザインコースの「アパレルCAD」「コンピュータデザインテクニック」などにおいて専門のソフト、機器を整備し、学修環境として提供している。

設備としては、南2号館・南8号館・中央館にPC演習室と、図書館に60台のPC自習室を維持・整備し、適切な状態を保持しており、専門的な学びの内容に合わせた技術的資源の分配がなされている。

さらに、学生が利用可能な情報環境として、多様な学修形態に応えられるよう、授業や、図書館内で利用可能な50台の貸出用ノートPCを提供し、無線LANで利用できるようにしている。

その他、学内講義室にはすべて有線LANが設置されており、平成31年4月には図書館ラーニングコモンズ及び西館ラーニングコモンズに無線LAN（Wi-fi）を整備し学習用のインターネット環境を拡充するなど、学生の学習支援のために必要な学内LANを適切に整備している。

教員は、モバイル環境にも対応した施設とインターネットを通し受講できるe-ラーニングシステム、オンデマンド授業などの新しい情報技術を活用して、効果的な授業を行っている。例えば、生活学科では「キャリアデザイン２」の授業で、課題レポートの提示と回収、および特別講師によるアンケート調査についてCaLabo機能を利用し、学生からの授業評価、学生へのフィードバックを行っている。保育学科では「保育者養成講座（基礎・発展・実践)」において、CaLabo機能を活用し、効果的な予習や授業準備のため、学生へ事前に授業資料や課題の提示を行っている。また学科教員間では、本システムを利用して授業資料や学生への伝達事項等の共有を行っている。また、「教育の方法と技術」では、インターネットを利用して、放送局の教育機関向けサイト内を学生自身が探索し、幼児向け番組のストリーミング配信を活用した保育活動を計画する授業を行っている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室については、学科、コースで必要とする専門的ソフトを整備した教室を大学との共用施設として全9室、デスクトップ型PCを470台設置し、学科の教育課程・目的に応じて適切に整備している。

整備においては、文部科学省ICT活用支援事業や教育研究活性化設備整備補助金等、外部資金を活用して学修環境の充実を図っている。

（学内LANの敷設状況）

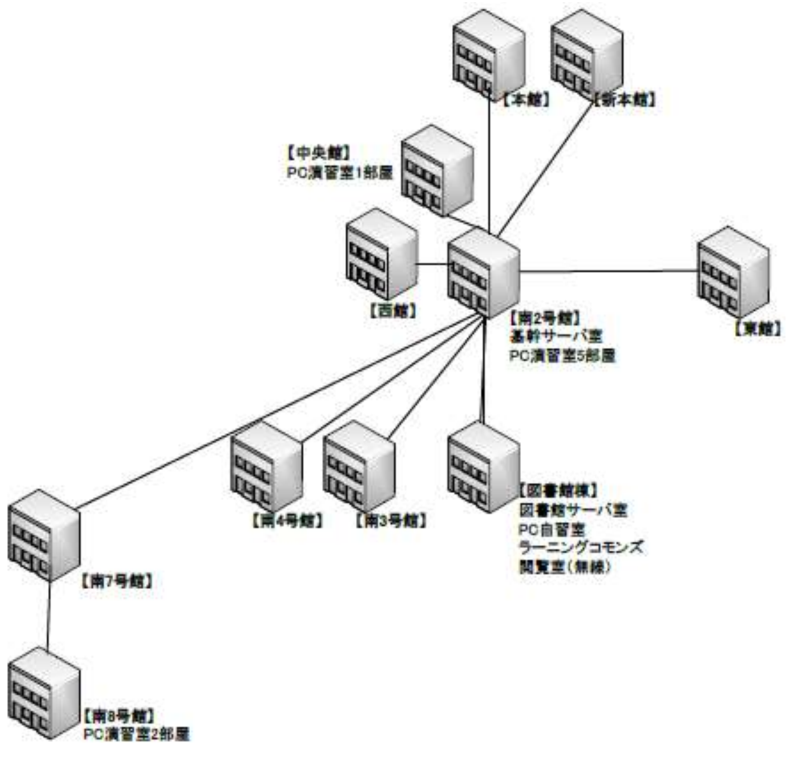

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとその他の教育資源の課題＞

電子媒体教材やインターネット情報など多様化する学習資源へのアクセス環境と、それらを利用した ICT 環境の総合的な整備を継続的に進めていく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

＜根拠資料＞

【提出資料】

（計算書類等の概要・過去 3 年間）

1．活動区分資金収支計画書（書式１）（平成 28 年度～平成 30 年度）

2．事業活動収支計算書の概要（書式２）（平成 28 年度～平成 30 年度）

3．貸借対照表の概要（様式３）（平成 28 年度～平成 30 年度）

4．財務状況調べ（様式４）（平成 28 年度～平成 30 年度）

（資金収支計算書・消費収支内訳表・貸借対照表・過去 3 年間）

5．資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表（平成 28 年度～平成 30 年度）

（活動区分資金収支計画書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表・過去 3 年間）

6．活動区分資金収支計画書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表（平成 28 年度～平成 30 年度）

（中・長期の財務計画）

7．中・長期の財務計画（平成 28 年度～平成 30 年度）

（事業報告書・平成 30 年度）

8．事業報告書（平成 30 年度）

（事業計画書／予算書・平成 31 年度）

9．事業計画書／予算書（平成 31 年度）

【備付資料】

（寄附金・学校債の募集についての印刷物等）

該当なし

（財産目録及び計算書類・過去 3 年間）

10．財産目録及び計算書類（平成 28 年度～平成 30 年度）

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

①資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

（2） 財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

③ 年度予算を適正に執行している。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

［注意］

基準Ⅲ-D-1 について

（a）日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

（b）文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞

平成 31 年度に同法人内の名古屋女子大学で健康科学部看護学科の設置があり、関連する新校舎（健康科学・看護部門）を平成 29 年度より着工し、平成 30 年度に竣工した。その後、3 月に大短共用スペースである本館校地内外構・中庭

整備工事が行われたことにより、平成 30 年度は法人全体で資金の増減がマイナスとなったが、翌年度繰越支払い資金は十分に保有しており短期大学部の存続には問題がない。

資金収支および事業活動収支の状況は以下の通りである。

表 1　資金収支の推移（法人全体）

単位（千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支払資金の増減額	542,430	215,030	△414,459
翌年度繰越 支払資金	6,616,425	6,831,455	6,416,996

表 2　事業活動収支推移（短期大学分）

単位（千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業活動収入 A	915,830	790,234	734,632
事業活動支出 B	692,333	703,430	637,080
事業活動収支 差額　A-B	223,467	86,804	97,552

表 3　事業活動収支推移（法人全体）

単位（千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業活動収入 A	4,973,395	4,623,923	4,528,145
事業活動支出 B	4,124,002	4,302,970	4,011,047
事業活動収支 差額　A-B	849,393	320,953	517,098

表 4　貸借対照表推移（法人全体）

単位（千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
資産の部合計	38,528,451	38,715,348	39,453,959
負債の部合計	2,083,615	1,949,559	2,171,071
純資産の部合計	36,444,836	36,765,789	37,282,887
純資産構成比率	94.6%	95.0%	94.5%

※純資産構成比率：学生現員 2～3 千人規模大学法人（短期大学部門の記載なし）
平成 30 年度平均 83.8%（日本私立学校振興・共催事業団資料抜粋）

貸借対照表については、定員確保が厳しい状況においても、徹底した無駄の削減と、適正な支出を行うことにより、資産の部の合計は増額している。平成 30 年度に負債が増えたのは、構築物等の未払金によるもので、翌年には解消してい

る。純資産構成比率は同規模大学法人と比較しても良好な水準を維持している。

退職給与引当金については期末要支給額の 100%を計上している。だたし、高等学校・中学校・幼稚園については、愛知県私学退職基金財団及び愛知県私立幼稚園退職金財団の交付金とそれぞれの要支給額が同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

資産運用については、「越原学園資産運用規程」により、適切な資産管理を行ってしている。

表 5　教育研究経費比率（短期大学部）

単位（千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育研究経費比率	28.07%	33.45%	29.1%

※純資産構成比率:学生現員 0.5～1 千人規模大学法人（短期大学部門の記載なし）

平成 30 年度平均 31.2%（日本私立学校振興・共催事業団資料抜粋）

教育研究経費比率は過去 3 年間の平均で 29.4%であり、同規模短期大学部門と比べ若干低いものの 30%近くとなっている。

教育研究用の施設設備、学修資源（図書等）も資金配分が適切に行われている（資金収支内訳書参照)。これらは、法人本部が短期大学部、大学、その他併設の高等学校、幼稚園を一体的に運営しており、財務についても法人本部財務課で一元管理しているため法人全体のバランスを考えた財政を行えることによる。

公認会計士の監査意見については、迅速かつ適切に対応している（監査記録、監査報告書)。

寄付金の募集及び学校債の発行は現在行っていない。

その他、財源としての補助金獲得強化を図り、平成 29 年度には改革総合支援補助金タイプ 1 の採択を受けた。また、平成 29 年 4 月 1 日より不動産賃貸業及び電気業に関する収益事業を開始し、平成 30 年度には収益事業収入を得られることとなり､収入の多様化を図っており､これは平成 31 年度以降も継続される。

表 6　（入学定員充足率）

学科名称	事項		H28 年度	H29 年度	H30 年度
生活学科	入学定員		140	140	100
	入学者数		116	130	115
	入学定員充足率		0.83	0.93	1.15
	収容定員		280	280	240
	現員		263	247	246
	収容定員充足率		0.94	0.88	1.03
保育学科	入学定員	第一部	160	160	150
		第三部			50

	入学者数	第一部	167	135	93
		第三部			54
	入学定員充足率	第一部	1.04	0.84	0.62
		第三部			1.08
	収容定員		320	320	360
	現員		342	300	282
	収容定員充足率		1.07	0.94	0.78
合計	入学定員		300	300	300
	入学者数		283	265	262
	入学定員充足率		0.94	0.88	0.87
	収容定員		600	600	600
	現員		605	547	528
	収容定員充足率		1.01	0.91	0.88

表 7（短期大学部入学者数等）

年度	学科		志願者数	合格者数	入学者数
平成 28 年度	生活学科		196	183	116
	保育学科		425	336	167
	合計		621	519	283
平成 29 年度	生活学科		207	198	130
	保育学科		313	277	135
	合計		520	475	265
平成 30 年度	生活学科		229	212	115
	保育学科	一部	222	200	93
		三部	99	77	54
	合計		550	489	262

18 歳人口が減少し、短期大学への志願者がますます減少する中、平成 30 年度は連続して定員割れしていた生活学科の定員を減らし、保育学科第三部を新設する形で改組を行った。その結果、生活学科においては平成 28 年度には入学定員充足率が 0.83 であったが、平成 30 年度には 1.15 と充足している。一方の保育学科は、保育士の待遇問題などで全体的な人気が落ちており、第三部は定員を上回ったものの、第一部は下回った。短大全体でも、入学定員、収容定員ともに低下傾向にあるため、次なる施策として、市場のニーズに合わせ、改組にて定員を適正規模に見直していく予定である。

財政計画においても、令和 3 年度に計画している大学新学科設立に向け、しばらくは設備投資により当年度収支差額がマイナスとなるが、その後は定員確保により令和 5 年以降はプラスに転じる見込みである。

学校法人および短期大学は、法人全体での中・長期計画に基づいた毎年の事業計画に従って、各部署の予算要求を調整するなど予算編成業務を行い、理事会・評議員会を経て予算を決定し、各部署に結果を通知している。予算決定後も、入学者数の増減に伴い、一部補正予算を実施するなど適正な予算編成を行っている。執行においても目的予算毎の決裁者が真に必要なものであるかを判断の上、支払いをしている。その他、日常的な出納業務については、財務課会計で集約し、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても毎月適時に作成し、理事長に報告するとともに、監査法人来校時にチェックが入っている。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学の将来像が明確になっている。

（2）　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

（3）　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

①　学生募集対策と学納金計画が明確である。

②　人事計画が適切である。

③　施設設備の将来計画が明瞭である。

④　外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

（4）　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

（5）　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

本学では、学園訓「親切」を根幹として、よき家庭人であり力強き職能人としての資質や能力を習得させるために、生活学を理論と実践の両面から探求する教育と、福祉マインドを持った人間性豊かな保育者養成の教育を展開している。将来的にも、その基本的使命を維持し、社会のニーズに基づき教育内容を見直していく。

保育学科については、名古屋市を中心に都市部の待機児童が増加し、保育者不足が社会的問題になっていたことと、高校生の保育者志願者数が増加傾向にあったため、平成 25 年度に、保育学科定員を 120 人から 160 人に増員させた。平成 30 年度より昼間部である保育学科第三部（ワーキング・スタディーコース）を設置し、「自分のライフスタイルにあわせて自分のペースで学びたい。」というニーズを持つ受験生にも対応している。これにあわせ、これまでの保育学科を「保育学科第一部」とし、入学定員をそれぞれ第一部が 150 人、第三部が 50 人とした。保育学科第三部が学費の安さ（卒業までのトータルで対第一部の 7 割）もあり人気が高く、また全国的にも珍しいため、本学の強みとなっている。

また、生活学科については、平成 25 年度に専攻制を廃止し学びの領域を広げるコース制としたものの、学生数の減少傾向が続き、平成 30 年度には入学定員

を40人減少させ、その結果入学定員を充足している。

18歳人口の動向など、中長期的な見通しによる「財政計画」及び中教審答申をはじめ、社会の要請を取り入れた「予算編成基本方針」に基づき、収入・支出バランス及び教育研究目的を達成するための予算編成が恒常的に実施されており、無駄を排除する徹底的な経費削減策を実施しているため、事業活動収支差額比率を始めとする主要財務指標数値は、良好かつ安定的に推移している。

本学の過去3年間の主要財務状況を『平成30年度版　今日の私学財政』の同規模短期大学部と比較した結果は次のとおりである。

表8　過去3年間の主要財務状況

	名古屋女子大学 短期大学部	本学法人全体	同規模短期大学部平均 （0.5～1千人）
事業活動収支差額比率	13.3%	11.4%	-10.9%
人件費比率	48.8%	49.71%	64.6%
教育研究経費比率	28.1%	29.10%	28.4%

人件費比率は同規模短期大学部と比べて低い水準にあり、法人全体で比較しても良好であり、無駄のない人員配置を行っている。また、教育研究経費比率は同規模短期大学部門と比較した場合も同水準で、20%以上はコンスタントに維持しており、これは大学部門との一体的運営により、管理経費も含めたサービス品質維持を前提とする経費節減継続によるものである。

事業活動収支差額比率は短期大学部門だけで見た場合、同規模短期大学部門に比べ格段によい。

施設設備については、平成30年度に翌年設置の健康科学部看護学科棟として西館を新設した。基本金についても必要な額を組み入れしており、問題はない。今後講義室や実習室の視聴覚機器等を計画的に更新していく。

外部資金の獲得に向けては、財源としての補助金獲得強化を図り、平成29年度には改革総合支援補助金タイプ 1 の採択を受けた。また、学内で科研費公募要領説明会を開催すると共に、事務による申請書類の事前チェックを行うなど、教員に対して積極的な応募を推奨している。科研費の新規採択件数実績は、平成28年度3件、平成29年度1件、平成30年度2件であった。

学内に対する経営情報の公開については、教育・研究情報及び財務情報については大学及び学校法人越原学園 Web ページ上で公開し、教職員に周知している。

また、4月の全学始業総会では、理事長より教職員管理職へ、学園の現状を伝え、危機意識の共有を図っている。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

平成30年度に保育学科第三部が設置されたが、設備等は第一部との共用を主としたため、それに関する支出は少ないものの、収入では第一部の学生が第三部に流れる現象があり、学費構成が変わることにより（卒業までにかかる学費は、

第三部が第一部の約 7 割）定員の見直しが必要となっている。

財源である学生数については、前述の通り保育学科で平成 29 年度より入学定員を確保できていない。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

基準Ⅲ－A「必修科目における専任教員の担当割合を高め、教員の採用においては年齢・職位的にバランスのとれる構成となるよう計画する。」という改善計画については、計画に基づき教員採用人事を進めているが、計画通りに新任教員の採用に繋がらないこともある。引き続き、必修科目における専任教員の担当割合を高め、年齢・職位的にバランスのとれる構成となるよう継続していく。

基準Ⅲ－A「科学研究費補助金など外部資金獲得の申請数をさらに増やすため、説明会の開催や申請書類の事前チェックなどのサポートを継続して行う。」という改善計画については、学内で科研費公募要領説明会を開催すると共に、事務による申請書類の事前チェックを行っている。また、必要に応じて採択経験者からアドバイスを得られるよう支援を行っている。

基準Ⅲ－A「「名古屋女子大学研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を作成する」という改善計画については、平成 28 年 8 月より、研究倫理教育講習として日本学術振興会 e-ラーニングコースの受講を関係教職員に課し、さらに平成 30 年度からは対象を全専任教職員、学生に拡大して不正防止に取り組んでいる。

基準Ⅲ－A「学生対応の事務部署では、教員と職員が一体となって学生支援ができるよう、関係部署及び教員との連携・情報共有を進める。大学文学部（天白学舎）の汐路学舎移転に伴い、汐路学舎学生支援センターは併設の大学と短大の全学生を対象として窓口対応する部署となったが、今後、更に充実した学生サービスに繋がるよう機能向上を目指していく。」という改善計画については、学生指導上で情報共有が必要と判断される場合には、学生支援センターの各部門と指導教員が速やかに情報を共有し、指導内容に齟齬がないよう連携の強化を図っている。また、学生支援センター３部門（教学支援、学生生活支援、キャリア支援）がワンフロア―になったため、簡単な用件については他部門へ学生を廻すことなくその場で対応できるよう職員に対応力を身に付けさせ、学生サービスの向上を図っている。

基準Ⅲ－A「就業に関する利用頻度の高い申請書類等については、事務局 Web 上での検索しやすさ、記入要領のわかりやすさを改善する。」という改善計画については、各種様式の書類作成上の注意事項、記入例を掲載し、誤記載修正の負

担が生じないよう工夫している。部署により様式の種類が多い場合は、まとめて別ページにリンクさせ、目的の様式の検索が容易になるよう工夫している。

基準Ⅲ－B「講義室の視聴覚機器については計画的に更新し、実習室においても AV 機器類の設置を進め、平成 27 年度後期の学舎統合を機に行った教育環境の整備をさらに進めていく。」という改善計画については、平成 27 年度の南 8 号館・図書館棟の新築工事に始まり、本館・西館建て替えに伴い新校舎の視聴覚機器をデジタル通信の機器へ更新した。接続ディバイスも PC からタブレットまでストレスなく使用できる環境を整備した。既設校舎についても 1 年に 2～3 教室を上記基準で更新するべく工事を進めている。

基準Ⅲ－B「備蓄品・救助救出用資機材の保存期間や物量などを定期的に確認する仕組みを作る。」という改善計画については、食料・保存水共に 5 年の賞味期限のものを調達して定期的な入れ替えを行うこととし、直近では平成 30 年に備蓄品を更新した。

基準Ⅲ－B「電気･ガス空調については、更なるエネルギー使用量の削減を進める。節水や限られた資源の再活用（リユース）の仕組みづくりも行う。」という改善計画については平成 27 年度の新築工事・建て替え工事から照明については LED 化を推進し、令和元年度中に既存校舎も含め、ほぼすべての照明機器を LED へ完了予定である。また、新校舎はガス空調をメインとし、トイレについても超節水型トイレを採用している。

基準Ⅲ－C「平成 27 年度後期の新図書館開設を機に、PC 自習施設や図書館内で無線 LAN を利用したラーニングコモンズを新設した。これらの新たな空間を活用した学習支援について、具体的プログラムの検討を進めていく。」という改善計画については図書館内に PC 環境を併設することで、従来の紙媒体の資料とともに、データベースや電子ジャーナル等の電子媒体資料にもワンストップでアクセスできる環境を実現した。また、館内に設けたラーニングコモンズや学習室では、図書館資料を活用し館内での授業利用やグループワーク、学生主体の地域貢献催事等に利用されており、多様化した学修形態に応える機能として大いに活用されている。

基準Ⅲ－D「教育活動収支差額は恒常的にプラスであり、特別収支差額のマイナスも文学部移転終了に伴い平成 28 年度からはプラスの見込みである。また、将来的に汐路学舎中央館、本館などの建替え計画があることから、さらに減価償却累計額等の要積立額に対して、運用資産の蓄積が十分とされるよう経営状況を見直していく。」という改善計画については、平成 31 年度に同法人内の名古屋女子大学で健康科学部看護学科の設置があり、関連する新校舎（健康科学・看護部門）を平成 29 年度より着工し、平成 30 年度に竣工した。その後、本館校地内外構・中庭整備工事が行われたことにより、平成 30 年度決算では活動区分資金収支計算書の「その他の活動による資金収支差額」がマイナスになった。また定員割れが進行したことにより学納金収入が漸減しているものの、無駄な経費を削減する等の支出見直しにより、教育活動資金収支差額はプラスを維持している。更に、翌年度繰越支払い資金を十分に保有しており、短期大学部の存続

には問題がない。

基準Ⅲ－D「財源である学生募集については、入り口から出口まで教員組織と事務組織が連携し、授業科目内容の見直しやキャリア教育を強化していく。」という改善計画については、生活学科では「キャリアデザイン」、保育学科では「保育者養成発展講座（基礎・発展・実践）」の授業内容見直しを進めた。保育学科では、平成 26 年度から本学の教育特色化推進事業「多様な学生に対応した就職支援の取り組み」にて対応しているが、平成 29 年度より愛知県私立幼稚園連盟の一次統一試験がなくなるなど形態が変更されたため、小論文添削や面接指導を強化し、キャリア教育の見直しを進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

平成 30 年度に保育学科第三部が設置されたが、設備等は第一部との共用を主としたため、それに関する支出は少ないものの、収入では第一部の学生が学費の安い第三部（卒業までにかかる学費は、第三部が第一部の約 7 割）に流れる現象があり、更なる定員見直しにより改善を図る必要がある。

また、平成 29 年度より始めた収益事業を軌道に乗せ、法人への寄付を増やすことや、施設整備費等補助金をはじめ、各種の補助金を積極的に獲得し、学生の学習環境をより整備していくことが必要である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

【提出資料】

（寄附行為）

1．学校法人越原学園　寄附行為

【備付資料】

（理事長の履歴書）

2．理事長の履歴書（平成 31 年 5 月 1 日現在）

（学校法人実態調査表写し・過去 3 年間）

3．学校法人実態調査表写し（平成 28 年度～平成 30 年度）

（理事会議事録・過去 3 年間）

4．理事会議事録（平成 28 年度～平成 30 年度）

（諸規程集）

5．学校法人越原学園名古屋女子大学短期大学部　諸規程集

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

（2）　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

（3）　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、創立者の理念を継承し、建学の精神に基づき質の高い教育を行うことを責務とし、本学園の業務執行に対してリーダーシップを発揮している。

本学園では、女子総合学園としての基盤を固める必要性から、現在は理事長・学長が同一人物である。この体制は、本学が目指す理事会主導の運営方法から考えた場合妥当であり、教学部門と管理部門との連携の視点からも、意思決定が迅速かつ円滑であり、理事長のリーダーシップが十分発揮できているといえる。

理事長・学長は、本学園創立者の子孫にあたり、本学園の入学者全員を対象として創立者生誕の地、岐阜県加茂郡東白川村越原で行われる 2 泊 3 日の宿泊研修「越原学舎研修」において、必修科目「建学のこころ」の講義を担当している。創立者の郷家で創立者の育った環境を追体験させることによって、建学の精神や教育目的を直接学生に語り伝えている。また、入学式や卒業式、創立記念式典、毎年行われている全学始業総会等、様々な行事の機会等を通じ、本学の建学の精神「親切」について語り伝えている。

以上のとおり、理事長は建学の精神及び教育理念・目的を十分理解し、学園の発展に寄与できる人物である。

理事長は、寄附行為に定める理事会の規定に則り、学校法人越原学園を代表する責任と権限を有している。

理事長の選任は、寄附行為第 6 条（役員）第 2 項に「理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する」と定めており、理事長の職務は同第 14 条（理事長の職務）に、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。

理事長は、寄附行為第 34 条（決算及び実績の報告）に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け、5 月理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

本学園では、「越原学園 寄附行為」第 12 条第 1 項に基づき法人の最高意思決定機関である理事会を置いており、同第 2 項に基づき、理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。理事会は年 3 回（5 月、12 月、3 月）定例的に開催し、必要に応じて臨時理事会を開催している。理事会では、私立学校法に定められた審議事項など、本法人が必要とする事項について審議している。また、短期大学の認証評価受審についても、事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。このほか、関係法令の改正等、必要な学内外の情報が報告されており、理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

短期大学の設置、運営にあたっては、「名古屋女子大学短期大学部学則」第 1 条で「教育基本法、学校教育法にのっとる」と規定している他、私立学校法、短期大学設置基準等の法令を順守し、それに基づいて学内の諸規程等を整備して

おり、法令改正等があればそのつど対応している。

学則等の諸規程は学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等に従って作成されており、日常の組織運営や教職員の業務執行はこれらの諸規程等に則り行われている。また、各法令等が定める届出事項も計画的かつ遅延なく行われ、大学の設置、運営は法令順守のもとに円滑に行われている。

理事の構成については、私立学校法第 38 条の定めに基づき、寄附行為第 7 条（理事の選任）に定めている。理事は、建学の精神を理解し、社会経験が豊かで、本法人の健全な経営について学識と識見を持つ者で構成している。

また、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第 11 条（役員の解任及び退任）第 3 項第 3 号に「学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と定め、寄附行為において準用している。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

特になし。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

【備付資料】

（学長の個人調書）

1. 学長の個人調書（平成 31 年 5 月 1 日現在）
2. 教育研究業績書（平成 26 年度～平成 30 年度）

（教授会議事録・過去 1 年間）

3. 短期大学部教授会議事録（平成 28 年度～平成 30 年度）

（委員会等議事録・過去 1 年間）

4. 大学運営会議（平成 30 年度）
5. 自己点検・自己評価委員会（平成 30 年度）
6. 自己点検・自己評価委員会 FD 作業部会（平成 30 年度）
7. 自己点検・自己評価委員会シラバス検討作業部会（平成 30 年度）
8. 第三者評価報告書作成委員会（平成 30 年度）
9. 教育・基盤研究助成委員会（平成 30 年度）
10. 動物実験委員会（平成 30 年度）
11. ヒトを対象とする研究に関する委員会（平成 30 年度）
12. 紀要編集委員会（平成 30 年度）
13. 国際交流委員会（平成 30 年度）
14. 入試委員会（平成 30 年度）

15. 入学者選抜委員会（平成 30 年度）
16. 学生委員会（平成 30 年度）
17. 日本学生支援機構奨学生推薦委員会（平成 30 年度）
18. 学生相談室運営委員会（平成 30 年度）
19. 教務委員会（平成 30 年度）
20. キャリア支援委員会（平成 30 年度）

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

（2）　学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

本学園では、女子総合学園としての基盤を固める必要性から、現在は理事長・学長が同一人物である。この体制は、本学が目指す理事会主導の運営方法から考えた場合妥当であり、教学部門と管理部門との連携の視点からも、意思決定が迅

速かつ円滑であり、学長のリーダーシップが十分発揮できているといえる。

学長は、本学園創立者の子孫にあたり、本学園の入学者全員を対象として創立者生誕の地、岐阜県加茂郡東白川村越原で行われる 2 泊 3 日の宿泊研修「越原学舎研修」において、必修科目「建学のこころ」の講義を担当している。創立者の郷家で創立者の育った環境を追体験させることによって、建学の精神や教育目的を直接学生に語り伝えている。また、入学式や卒業式、創立記念式典、毎年行われている全学始業総会等、様々な行事の機会等を通じ、本学の建学の精神「親切」について語り伝えている。

以上のとおり、学長は大学運営に関し識見を有し、建学の精神に基づく教育研究を推進していく教学面の責任者として相応しい人物であり、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学生に対する懲戒（訓告、停学及び退学）は、「名古屋女子大学短期大学部学則」第 43・44 条に定めている。学長は、「名古屋女子大学短期大学部学生懲戒規程」に基づき、教授会の議を経て学生の処分を決定している。

学長は、「名古屋女子大学短期大学部学長選考規程」に基づき、教授会・理事会・評議員会が選出した委員 15 人により構成する候補者選考委員会が学長候補者を選考し、理事会で選出した後、理事長が任命する。教学の最高責任者として、理事会の意向が最大限に反映されるよう大学の校務を掌理し、所属教員を統率して運営にあたっている。

現在、短期大学部学長は大学学長と兼務しており、「学園運営組織の役職の設置及び任命に関する規程」第 1 条付表において、「校務を掌理し、所属教員を統督する」と定め、短期大学の経営と教育研究に関する運営を統括している。

学長は、「短期大学部学則第 48 条」及び「短期大学部教授会規程」に基づき、教授会を審議機関として適切に運営している。短期大学部教授会は、学長・教授をもって組織し、短期大学部部長が議長を務める。教授会は、(1)学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、(2)学位の授与に関すること、(3)教育課程に関すること、(4)教員の資格に関すること、(5)単位認定に関することについて学長が決定を行うに当たり意見を述べる。このほか、 (1)学術の研究、教授内容及び教授法に関すること、(2)大学教育の普及及び成人教育に関すること、(3)諸規程に関すること、(4)その他、学長が教育上必要と定めることについて審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。学長は、上記の事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。

定例教授会は、原則各月第 3 金曜日に開催している。大学事務局総務課が事務を担当しており、議事録を整備している。

三つの方針（ポリシー）については、教授会での審議を経て平成 22 年 12 月に制定した。その後、中央教育審議会大学分科会大学教育部会によるガイドライン制定を受けて、平成 29 年 4 月 1 日付けで三つの方針を改訂し、大学 Web ページで広く公表するとともに、教授会の構成員へ配布し周知を図っている。

また、学長又は教授会のもとに、下記の各種委員会が設置され、委員会規程に基づき、適切に運営されている。

（各種委員会）

自己点検・自己評価委員会
自己点検・自己評価委員会 FD 作業部会
自己点検・自己評価委員会シラバス検討作業部会
第三者評価報告書作成委員会
教育・基盤研究助成委員会
動物実験委員会
ヒトを対象とする研究に関する委員会
紀要編集委員会
国際交流委員会
入試委員会
入学者選抜委員会
学生委員会
日本学生支援機構奨学生推薦委員会
学生相談室運営委員会
教務委員会
キャリア支援委員会

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

特になし。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

＜根拠資料＞

【備付資料】

（監事の監査状況・過去 3 年間）

1．監事の監査状況（平成 28～30 年度）

（評議員会議事録・過去 3 年間）

2．評議員会議事録（平成 28～30 年度）

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

（2）　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席

して意見を述べている。

(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 8 条（監事の選任及び職務）に定めるとおり、(1) この法人の業務を監査すること、(2) この法人の財産の状況を監査すること、(3) この法人の業務又は財産の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること、(4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること、(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること、(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べることを業務としている。

本学園では、寄附行為の規定により、法人の業務及び財産の状況を監査するため 2 人の監事を置いている。監事は、法人の理事、職員又は評議員以外の者で理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任している。

監事は、学校法人の財産の状況が適正であるか等を監査するとともに、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況についても監査を行い、学校法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出し、報告を行っている。また、監事は、会計監査及び業務監査実施計画に基づく業務監査を実施している。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-C-2 の現状＞

本学園の評議員会は、寄附行為第 19 条（評議員会）第 2 項に評議員の定数を「12 人以上 17 人以内の評議員をもって組織する」と定め、現員 14 人で構成している。理事は、寄附行為第 6 条（役員）第 1 項にその定数を「5 人以上 6 人以内」と定め、現員 5 人で構成しており、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって評議員会を組織している。

評議員会は年 3 回（5 月・12 月・3 月）定例的に開催されるほか、寄附行為の規定に基づき臨時評議員会を開催している。評議員会は寄附行為第 21 条（諮問事項）に定める業務を行っている。

評議員会の諮問事項は私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 21 条（諮問事項）において、予算、借入金や事業計画、寄附行為の変更等について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと定めており、評議員会は本学園の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べもしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができ、チェックを果たせる体制となっている。

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

（2）　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

学校教育法施行規則第 172 条 2 に規定されている教育研究活動等の情報公開については、9 項目すべてを大学 Web ページで公開している。また、三つのポリシーについても公開している。

財務情報の公開については、私立学校法第 47 条（財産目録等の備え付け及び閲覧）の定めに基づき、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、監査報告書を事務局に備え付けるとともに、学校法人越原学園 Web ページで公開している。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

Web ページで各種情報の公開を行っているが、さらに閲覧の利便性を高める必要がある。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

基準Ⅳ－A「理事長・学長は、力強いリーダーシップで学園の経営を担っており、今後もガバナンス機能を強化するとともに、管理運営の質の向上に努めていく。」という改善計画については、今後も理事長・学長のリーダーシップのもと、短期大学を取り巻く環境の変化に即応できるよう、ガバナンスを強化して適切な管理運営を進める。

基準Ⅳ－B「理事長・学長のさらなるリーダーシップのもと、18 歳人口が減少

する中、定員を確保していけるよう、改組及び教育課程の変更を進めていくとともに、それに伴い三つのポリシーの再点検・修正等も進めていく。」という改善計画については、理事長・学長のリーダーシップのもと、平成 30 年度に保育学科第三部を設置し、生活学科の入学定員を見直した。また、平成 29 年 4 月 1 日付けで三つのポリシーを改定し、広く周知を行った。

基準Ⅳ－C「監事、監査法人と連携強化を行い、会計監査とともに業務監査もより充実させていく。評議員会は法人職員、卒業生、学識経験者で構成されているので、それぞれの立場から法人運営に対する諮問機能を高める。」という改善計画については、監事の監査項目を拡大し、平成 30 年度には、学生の学習成果の把握のための学習到達度、学修行動等の調査、分析の推進状況と集計結果の確認をはじめ、教学・学生関係の 4 項目についても業務監査を実施している。

基準Ⅳ－C「内部監査体制については今後、引き続き充実を進めていく。」という改善計画については、監事の監査機能を強化するため、さらなる体制の整備に努める。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長・学長のリーダーシップのもと、私立学校法改正により求められる事業に関する「中期的な計画」を策定し、ガバナンス機能をさらに強化していく。